

平成 21 年第 1 回 城里町議会定例会会議録

平成 21 年 3 月 17 日 開会
平成 21 年 3 月 30 日 閉会

城 里 町 議 会

平成21年第1回 城里町議会定例会会議録

◎ 告示	1
○ 会期日程表	2

会議録第1号

○ 日時	5
○ 応招並びに不応招議員	5
○ 出席並びに欠席議員	5
○ 説明のため出席した者の職氏名	5
○ 職務のため出席した者の職氏名	6
○ 議事日程	6
○ 本日の会議に付した事件	9
○ 開会	10
・町民憲章唱和	10
・表彰状伝達	10
・議長あいさつ	12
・議員の出欠	12
・開会の宣告	12
・開議の宣告	12
・諸般の報告	12
・会議録署名議員の指名	14
・会期の決定	14
・町長あいさつ	15
・平成21年度施政方針	16
・承認第2号 上程、提案理由説明	29
・議案第1号 上程、提案理由説明	30
・議案第2号 上程、提案理由説明	30
・議案第3号 上程、提案理由説明	30
・議案第4号 上程、提案理由説明	31
・議案第5号 上程、提案理由説明	31
・議案第6号 上程、提案理由説明	32
・議案第7号 上程、提案理由説明	32

・議案第8号	上程、提案理由説明	32
・議案第9号	上程、提案理由説明	33
・議案第10号	上程、提案理由説明	33
・議案第11号	上程、提案理由説明	33
・議案第12号	上程、提案理由説明	34
・議案第13号	上程、提案理由説明	34
・議案第14号	上程、提案理由説明	35
・議案第15号	上程、提案理由説明	35
・議案第16号	上程、提案理由説明	35
・議案第17号	上程、提案理由説明	36
・議案第18号	上程、提案理由説明	36
・議案第19号	上程、提案理由説明	36
・議案第20号	上程、提案理由説明	37
・議案第21号	上程、提案理由説明	38
・議案第22号	上程、提案理由説明	38
・議案第23号	上程、提案理由説明	38
・議案第24号	上程、提案理由説明	39
・議案第25号	上程、提案理由説明	39
・議案第26号	上程、提案理由説明	40
・議案第27号	上程、提案理由説明	40
・議案第28号	上程、提案理由説明	41
・議案第29号	上程、提案理由説明	41
・議案第30号	上程、提案理由説明	42
・議案第31号	上程、提案理由説明	42
・議案第32号	上程、提案理由説明	43
・議案第33号	上程、提案理由説明	43
・議案第34号	上程、提案理由説明	44
・議案書差しかえ		44
・議案第35号	上程、提案理由説明	45
・日程変更		45
・採決		45
・議案第36号	上程、提案理由説明	46
・日程変更		46
・採決		46
・選挙第2号		47

・選挙第3号	48
・議案第26号ないし議案第34号 質疑	49
・予算特別委員会の設置・付託	51
・予算特別委員会委員の選任	52
・予算特別委員会正副委員長の報告	52
・陳情第1号ないし陳情第2号 委員会付託	52
・散会の宣告	53
○ 散会	53

会議録第2号

○ 日時	55
○ 応招並びに不応招議員	55
○ 出席並びに欠席議員	55
○ 説明のため出席した者の職氏名	55
○ 職務のため出席した者の職氏名	56
○ 議事日程	56
○ 本日の会議に付した事件	56
○ 開議	56
・議員の出欠	56
・開議の宣告	57
・議案書差しかえ	57
・一般質問	57
12番 三村由利子君	58
6番 飯村吉伊君	75
8番 玉川台俊君	84
5番 桐原健一君	105
・散会の宣告	109
○ 散会	109

会議録第3号

○ 日時	111
○ 応招並びに不応招議員	111
○ 出席並びに欠席議員	111

○ 説明のため出席した者の職氏名	111
○ 職務のため出席した者の職氏名	112
○ 議事日程	112
○ 本日の会議に付した事件	114
○ 開議	116
・議員の出欠	116
・開議の宣告	116
・承認第2号 質疑	116
・議案第1号 質疑	116
・議案第2号 質疑	117
・議案第3号 質疑	117
・議案第4号 質疑	117
・議案第5号 質疑	117
・議案第6号 質疑	117
・議案第7号 質疑	118
・議案第8号 質疑	118
・議案第9号 質疑	118
・議案第10号 質疑	118
・議案第11号 質疑	118
・議案第12号 質疑	118
・議案第13号 質疑	119
・議案第14号 質疑	119
・議案第15号 質疑	119
・議案第16号 質疑	119
・議案第17号 質疑	119
・議案第18号 質疑	120
・議案第19号の修正動議について	120
・議案第19号 質疑	121
・議案第20号 質疑	121
・議案第21号 質疑	121
・議案第22号 質疑	122
・議案第23号 質疑	122
・議案第24号 質疑	122
・議案第25号 質疑	122
・予算特別委員長報告	122

・ 討論	124
・ 採決	128
・ 陳情第1号ないし陳情第2号 委員会報告、採決	134
・ 報告第1号ないし報告第14号	135
・ 町長あいさつ	136
・ 議長あいさつ	137
・ 閉会の宣告	137
○ 閉会	137

平成 21 年城り町告示第 17 号

平成 21 年第 1 回城り町議会定例会を次のとおり招集する。

平成 21 年 3 月 10 日

城り町長 阿久津 藤 男

1. 日 時 平成 21 年 3 月 17 日 (火) 午前 10 時

2. 場 所 城り町議会議場

平成21年第1回城里町議会定例会会期日程

日 次	月 日	曜 日	種 別	議 事 内 容
1	3月17日	火	本会議	◎開会 ◎施政方針 ◎提案理由説明 ◎議案質疑（平成21年度予算） ◎議案、陳情付託（委員会付託） ◎散会
2	3月18日	水	休 会	議案調査
3	3月19日	木	休 会	議案調査
4	3月20日	金	休 会	議案調査
5	3月21日	土	休 会	議案調査
6	3月22日	日	休 会	議案調査
7	3月23日	月	休 会	予算特別委員会（産業建設常任委員会）
8	3月24日	火	休 会	予算特別委員会（総務常任委員会）
9	3月25日	水	休 会	予算特別委員会（教育民生常任委員会）
10	3月26日	木	本会議	◎開議 ◎一般質問 ◎散会
11	3月27日	金	休 会	議事整理

12	3月28日	土	休 会	議事整理
13	3月29日	日	休 会	議事整理
14	3月30日	月	本会議	◎開議 ◎議案質疑 ◎委員長報告、討論、採決 ◎陳情、報告 ◎閉会

平成 21 年第 1 回
城里町議会定例会会議録 第 1 号

平成 21 年 3 月 17 日 午前 10 時 13 分開会

1. 応招議員

1 番	河原井 大 介 君	10 番	杉 山 清 君
2 番	関 誠一郎 君	11 番	寺 田 和 郎 君
3 番	寺 門 博 志 君	12 番	三 村 由利子 君
4 番	阿久津 則 男 君	13 番	小 松崎 三 夫 君
5 番	桐 原 健 一 君	14 番	鯉 渕 秀 雄 君
6 番	飯 村 吉 伊 君	15 番	根 本 正 典 君
7 番	小 林 祥 宏 君	16 番	阿久津 尚 一 君
8 番	玉 川 台 俊 君	17 番	小 坏 孝 君
9 番	南 條 治 君	18 番	小 林 宏 君

1. 不応招議員

な し

1. 出席議員

1 番	河原井 大 介 君	10 番	杉 山 清 君
2 番	関 誠一郎 君	11 番	寺 田 和 郎 君
3 番	寺 門 博 志 君	12 番	三 村 由利子 君
4 番	阿久津 則 男 君	13 番	小 松崎 三 夫 君
5 番	桐 原 健 一 君	14 番	鯉 渕 秀 雄 君
6 番	飯 村 吉 伊 君	15 番	根 本 正 典 君
7 番	小 林 祥 宏 君	16 番	阿久津 尚 一 君
8 番	玉 川 台 俊 君	17 番	小 坏 孝 君
9 番	南 條 治 君	18 番	小 林 宏 君

1. 欠席議員

な し

1. 説明のため出席した者の職氏名

町 長 阿久津 藤 男

副 町 長	赤 津 康 明
教 育 長	三 村 亮 一
代 表 監 査 委 員	一 木 邦 彦
総 務 課 長	田 上 勤
企 画 財 政 課 長	阿 久 津 保 巳
税 務 課 長	山 口 充 彦
町 民 課 長	横 田 栄 子
保 険 課 長	加 倉 井 一 史
健 康 福 祉 課 長	松 本 秀 利
産 業 振 興 課 長	田 口 喜 一
都 市 建 設 課 長	栗 林 俊 一
下 水 道 課 長	高 橋 洋 造
会計管理者（会計課長）	川 又 重 光
水 道 課 長	松 崎 榮
農 業 委 員 会 事 務 局 長	阿 久 津 道 男
教 育 委 員 会 事 務 局 長	海 野 勝 美

1. 職務のため出席した者の職氏名

議 会 事 務 局 長	三 村 主
局 長 補 佐	小 林 恵 子
書	桑 野 智 弘

1. 議事日程

議 事 日 程 第 1 号

平成 21 年 3 月 17 日（火曜日）

午前 10 時 00 分開会

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 承認第 2 号 専決処分第 2 号の承認を求めるについて（学校給食費請求事件訴訟）

日程第 4 議案第 1 号 城里町課等設置条例の一部を改正する条例について

日程第 5 議案第 2 号 城里町認可地縁団体印鑑条例の一部を改正する条例について

日程第 6 議案第 3 号 城里町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

日程第 7	議案第 4 号	城里町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について
日程第 8	議案第 5 号	城里町教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例について
日程第 9	議案第 6 号	城里町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
日程第10	議案第 7 号	城里町国民健康保険条例の一部を改正する条例について
日程第11	議案第 8 号	城里町介護保険条例の一部を改正する条例について
日程第12	議案第 9 号	城里町公共下水道条例の一部を改正する条例について
日程第13	議案第10号	城里町公共下水道事業受益者負担に関する条例の一部を改正する条例について
日程第14	議案第11号	城里町特定公共賃貸住宅管理条例の一部を改正する条例について
日程第15	議案第12号	城里町営徳蔵住宅管理条例の一部を改正する条例について
日程第16	議案第13号	城里町収入印紙等購入基金条例の制定について
日程第17	議案第14号	城里町介護従事者処遇改善臨時特例基金条例の制定について
日程第18	議案第15号	城里町国民健康保険診療所医師住宅設置及び管理に関する条例の制定について
日程第19	議案第16号	公の施設の広域利用に関する協議について
日程第20	議案第17号	町道路線の廃止について
日程第21	議案第18号	町道路線の認定について
日程第22	議案第19号	平成20年度城里町一般会計補正予算（第5号）について
日程第23	議案第20号	平成20年度城里町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）について
日程第24	議案第21号	平成20年度城里町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）について
日程第25	議案第22号	平成20年度城里町介護保険特別会計補正予算（第3号）について
日程第26	議案第23号	平成20年度城里町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）について
日程第27	議案第24号	平成20年度城里町農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）について
日程第28	議案第25号	平成20年度城里町水道事業会計補正予算（第3号）について
日程第29	議案第26号	平成21年度城里町一般会計予算について
日程第30	議案第27号	平成21年度城里町国民健康保険特別会計予算について
日程第31	議案第28号	平成21年度城里町老人保健特別会計予算について

日程第32	議案第29号	平成21年度城里町後期高齢者医療特別会計予算について
日程第33	議案第30号	平成21年度城里町介護保険特別会計予算について
日程第34	議案第31号	平成21年度城里町公共下水道事業特別会計予算について
日程第35	議案第32号	平成21年度城里町農業集落排水事業特別会計予算について
日程第36	議案第33号	平成21年度城里町簡易水道事業特別会計予算について
日程第37	議案第34号	平成21年度城里町水道事業会計予算について
日程第38	議案第35号	城里町監査委員の選任につき同意を求めることについて
日程第39	議案第36号	城里町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて
日程第40	選挙第2号	城里町選挙管理委員会委員及び補充員の選挙について
日程第41	選挙第3号	茨城県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙について
日程第42	陳情第1号	「協同労働の協同組合法（仮称）」の速やかな制定を求める意見書に関する陳情書
日程第43	陳情第2号	消費者行政の抜本的拡充を求める陳情書
日程第44	報告第1号	城里町認可地縁団体印鑑条例施行規則の一部を改正する規則
日程第45	報告第2号	城里町財務規則の一部を改正する規則
日程第46	報告第3号	城里町建設工事執行規則の一部を改正する規則
日程第47	報告第4号	城里町保育料徴収規則の一部を改正する規則
日程第48	報告第5号	城里町国民健康保険診療所条例施行規則の一部を改正する規則
日程第49	報告第6号	城里町指定地域密着型サービス事業所及び指定地域密着型介護予防サービス事業所の指定等に関する規則の一部を改正する規則
日程第50	報告第7号	城里町特定公共賃貸住宅管理条例施行規則の一部を改正する規則
日程第51	報告第8号	城里町国民健康保険診療所医師住宅設置及び管理に関する条例施行規則
日程第52	報告第9号	城里町定額給付金給付事業実施要綱
日程第53	報告第10号	城里町3人っこ家庭応援事業実施要綱
日程第54	報告第11号	城里町子育て応援特別手当支給事業実施要綱
日程第55	報告第12号	城里町高齢者福祉計画及び第4期介護保険事業計画
日程第56	報告第13号	茨城県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙に関する規則（茨城県後期高齢者医療広域連合規則第1号）の全部を改正する規則
日程第57	報告第14号	例月出納検査報告（12月、1月、2月執行分）

1. 本日の会議に付した事件

承認第2号

議案第1号

議案第2号

議案第3号

議案第4号

議案第5号

議案第6号

議案第7号

議案第8号

議案第9号

議案第10号

議案第11号

議案第12号

議案第13号

議案第14号

議案第15号

議案第16号

議案第17号

議案第18号

議案第19号

議案第20号

議案第21号

議案第22号

議案第23号

議案第24号

議案第25号

議案第26号

議案第27号

議案第28号

議案第29号

議案第30号

議案第31号

議案第32号

議案第33号

議案第34号

議案第35号

議案第36号

選挙第2号

選挙第3号

陳情第1号

陳情第2号

午前10時13分開会

町民憲章唱和

議長（鯉渕秀雄君） 議員各位には何かとご多用のところご出席をいただき、大変ご苦労さまです。

ただいまから町民憲章の唱和をお願いいたします。

私が前文を朗読いたしますので、引き続きご唱和をお願いします。
ご起立を願います。

〔全員起立・町民憲章唱和〕

議長（鯉渕秀雄君） ご着席願います。

ご協力ありがとうございました。

表彰状伝達

議長（鯉渕秀雄君） 開会に先立ちまして、表彰状の伝達を行います。

このたび、茨城県町村議会議長会から、根本正典議員、小松崎三夫議員、不肖私鯉渕秀雄に賞状が贈られております。

伝達は、根本正典議員、小松崎三夫議員、鯉渕秀雄の順に伝達いたします。

それでは、根本正典議員から壇上にご登壇願います。

〔15番根本正典君登壇〕

議長（鯉渕秀雄君）

表彰状

東茨城郡城里町 根本正典殿

あなたは、議會議員として多年にわたり地方自治の振興、発展に寄与され、その功績はまことに多大であります。よって、記念品を贈りこれを表彰します。

平成21年2月17日

茨城県町村議会議長会会長 岩佐康三

代読です。

〔表彰状授与・拍手〕

〔13番小松崎三夫君登壇〕

議長（鯉渕秀雄君）

表彰状

東茨城郡城里町 小松崎三夫殿

あなたは、議會議員として多年にわたり地方自治の振興、発展に寄与され、その功績はまことに多大であります。よって、記念品を贈りこれを表彰します。

平成21年2月17日

茨城県町村議会議長会会長 岩佐康三

代読です。

おめでとうございます。

〔表彰状授与・拍手〕

議長（鯉渕秀雄君） ここで、私鯉渕への伝達に当たり、副議長と交代をいたします。

〔議長、副議長と交代〕

副議長（三村由利子君） それでは、議長にかわりまして、副議長の私が暫時の間議長の職務を務めさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

鯉渕秀雄議長、壇上にご登壇をお願いいたします。

〔14番鯉渕秀雄君登壇〕

副議長（三村由利子君）

表彰状

東茨城郡城里町 鯉渕秀雄殿

あなたは、議會議員として多年にわたり地方自治の振興、発展に寄与され、その功績はまことに多大であります。よって、記念品を贈りこれを表彰します。

平成21年2月17日

茨城県町村議会議長会会長 岩佐康三

代読です。

おめでとうございます。

〔表彰状授与・拍手〕

副議長（三村由利子君） ここで、本席を議長と交代いたします。

〔副議長、議長と交代〕

議長（鯉渕秀雄君） 以上で、表彰状の伝達を終了いたします。

なお、松崎信一前議員にも同様の表彰が贈られておりますことをご報告いたします。

議長あいさつ

議長（鯉渕秀雄君） 続いて、私から一言お祝いを申し上げます。

先般執行されました町長選挙において当選されました阿久津藤男町長、まことにおめでとうございます。阿久津町長におかれましては、行政府の長としてご活躍されますようご祈念申し上げます。どうぞよろしくお願ひをいたします。

それでは、平成21年第1回城里町議会定例会の開会に当たり、一言ごあいさつを申し上げます。

本定例会は、平成21年度当初予算案など町の重要な案件をご審議いただく会議であります。提出されました諸議案は、条例の一部改正、条例の制定、平成20年度補正予算及び平成21年度当初予算案などであります。

よろしくご審議をお願いするものであります。

議員の出欠

議長（鯉渕秀雄君） 続いて、出席議員数についてご報告いたします。

ただいまの出席議員は18名です。

開会の宣告

議長（鯉渕秀雄君） 定足数に達しておりますので、ただいまから平成21年第1回城里町議会定例会を開会いたします。

開議の宣告

議長（鯉渕秀雄君） 直ちに本日の会議を開きます。

諸般の報告

議長（鯉渕秀雄君） 続いて、議会事務局長に諸般の報告をさせます。

議会事務局長三村 主君。

〔議会事務局長三村 主君登壇〕

議会事務局長（三村 主君） それでは、平成20年12月、平成21年1月及び2月分の諸般のご報告を申し上げます。

まず、平成20年12月でございます。

8日、月曜日、農業委員会運営委員会がコミュニティセンター城里で開催されました。三村議員出席でございます。

16日、火曜日、例月出納検査が本庁舎3階委員会室で開催されました。小林 宏議員出席でございます。

17日、水曜日、城里町農業振興地域整備促進協議会がコミュニティセンター城里で開催されました。正副議長、産業建設常任委員長、小松崎、三村議員出席でございます。

18日、木曜日、城里町福祉有償運送等運営協議会が常北保健福祉センターで開催されました。総務常任委員長出席でございます。

22日、月曜日、城里町農業委員会定期総会がコミュニティセンター城里で開催されました。小松崎、三村議員出席でございます。

次に、平成21年1月でございます。

7日、水曜日、城里町賀詞交歓会がコミュニティセンター城里で開催されました。全議員出席でございます。

9日、金曜日、あすの茨城づくりを目指す新春のつどいが水戸プラザホテルで開催されました。正副議長出席でございます。

11日、日曜日、城里町消防出初式が常北中学校校庭で開催されました。全議員出席でございます。

同日、城里町成人式がコミュニティセンター城里で開催されました。全議員出席でございます。

15日、木曜日、茨城県国民健康保険運営協議会第1回理事会が県市町村会館で開催されました。議長出席でございます。

19日、月曜日、城里町農業委員会定期総会がコミュニティセンター城里で開催されました。小松崎、三村議員出席でございます。

21日、水曜日、例月出納検査が本庁舎3階委員会室で開催されました。小林 宏議員出席でございます。

26日、月曜日、笠間地方広域事務組合議会全員協議会及び臨時会が笠間市役所で開催されました。杉山議員出席でございます。

同日、茨城県国民健康保険運営協議会定期総会が県市町村会館で開催されました。議長出席でございます。

27日、火曜日、平成21年第1回町村会議長会合同定例会が水戸京成ホテルで開催されました。議長出席でございます。

次に、2月でございます。

12日、木曜日、城北地方広域事務組合出納検査がコミュニティセンター城里で開催されました。寺田議員出席でございます。

17日、火曜日、町村自治功労者表彰式が県市町村会館で開催されました。議長出席でご

ざいます。

同日、笠間地方広域事務組合議会全員協議会及び定例会が笠間市役所で開催されました。杉山、阿久津則男議員出席でございます。

19日、木曜日、例月出納検査が本庁舎3階委員会室で開催されました。小林 宏議員出席でございます。

20日、金曜日、水戸地方広域市町村圏事務組合全員協議会及び定例会がひぬま荘において開催されました。小堺、玉川議員出席でございます。

24日、火曜日、城里町国民健康保険運営協議会が常北保健福祉センターで開催されました。議長及び各常任委員長出席でございます。

25日、水曜日、城里町農業委員会定期総会がコミュニティセンター城里で開催されました。小松崎、三村議員出席でございます。

以上、諸般のご報告を申し上げました。

会議録署名議員の指名

議長（鯉渕秀雄君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第116条の規定により

12番 三村 由利子 君

13番 小松崎 三夫 君

15番 根本 正典 君

の以上3君をご指名いたします。

会期の決定

議長（鯉渕秀雄君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

ここで、過日開催しました議会運営委員会の会議の結果について、議会運営委員長より報告を求めます。

13番議会運営委員長小松崎三夫君。

[議会運営委員長小松崎三夫君登壇]

議会運営委員長（小松崎三夫君） 去る3月10日に開催いたしました議会運営委員会の協議の結果について報告いたします。

今期定例会に提案されます承認1件、議案36件、選挙2件、陳情2件、報告14件、合わせて55件の審議件数及び一般質問を検討いたしました。その結果、お手元に配付されております会期日程どおり、本日から3月30日までの14日間とすることに決定いたしました。

議員各位におかれましては、議会運営委員会の決定どおりご賛同くださいますよう、こ

こにご提案申し上げます。議長においてお諮り願います。

以上でございます。

議長（鯉渕秀雄君） お諮りいたします。

ただいま議会運営委員長より、今期定例会の会期は本日から3月30日までの14日間とされるようご提案がございましたが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（鯉渕秀雄君） ご異議なしと認めます。よって、今期定例会の会期は、本日から3月30日までの14日間と決定いたしました。

続いて、地方自治法第121条の規定により、説明のため本日の会議に出席を求めた者の職・氏名はお手元に配付いたしました名簿のとおりであります。

傍聴人9名を許可いたしました。

町長あいさつ

議長（鯉渕秀雄君） ここで、町長より特に発言を求められておりますので、この際、これを許可いたします。

町長阿久津藤男君。

〔町長阿久津藤男君登壇〕

町長（阿久津藤男君） 平成21年第1回議会定例会の開催に当たり、一言ごあいさつを申し上げます。

三寒四温の中にも日々暖かさを感じ、桜の開花の便りを聞く好季節となる中、平成21年第1回議会定例会を招集いたしましたところ、公私ご多用のところご出席を賜り、厚くお礼を申し上げます。

また、私ごとではありますが、さきの城里町長選挙において、議員各位を初め多くの町民の皆様方のご支持をいただき、町長の重責を担うこととなり、去る3月2日初登庁し、執務についたところであります。この場をお借りいたしまして、厚くお礼を申し上げます。

町政を預かるものとして、議会並びに町民の声を真摯に受けとめ、財政の許す範囲においてマニフェストの実現と元気なまちづくりに邁進してまいりたいと考えているところでありますが、議員各位のご理解とご協力をなくして町の活性化はなし得ないものでありますので、よろしくご理解とご協力を賜りますようお願いするものであります。

さて、今期の議会定例会は、先ほどのような状況から通常よりおくれての開催となりましたが、提案いたしました議案は専決処分1件、条例15件、平成20年度補正予算7件、平成21年度予算9件、人事関係3件など55件であります。慎重審議を賜りますようお願いいたしまして、開会に当たりましての私のあいさつとさせていただきます。

どうぞよろしくお願いいいたします。

平成21年度施政方針

議長（鯉渕秀雄君） これより、平成21年度一般会計及び特別会計並びに企業会計の予算編成に当たり、町長の施政方針について説明を求めます。

町長阿久津藤男君。

〔町長阿久津藤男君登壇〕

町長（阿久津藤男君） 平成21年第1回城里町議会定例会に当たり、提出いたしました議案の説明に先立ち、町政運営に関する所信の一端を申し上げます。

私は、去る2月8日の城里町長選挙におきまして、多くの町民の皆様から温かいご支援をいただき、町長に就任することができました。町長職の重責を深く自覚し、改めてその責任の重さを痛感しておるところであります。

城里町の発展のため、町政運営におきましては、誠心誠意全力で努めてまいる所存でありますので、何とぞ議員各位を初め町民の皆様のご理解とご協力を賜りたいと存じます。

公約のマニフェストにつきましては、私の政治信条として、在任期間において取り組むべき事業、考え方を示したものであり、まず現状を認識し、早急に実施すべき事業を除いて十分な調査検討を行い、事務事業の見直しや改善に取り組んでまいります。

21世紀に入り、少子高齢化、情報化、環境問題、地方分権の進展など、時代の潮流は大きく変わっています。それと同時に新たな課題が押し寄せていますが、町政を取り巻く諸問題に的確に対応し、均衡ある発展と町民の福祉向上等の進展を図り、未来に引き継いでいくことが重要な使命であると認識しております。

さて、アメリカのサブプライムローンに端を発する金融不況が世界規模の不況へと発展する中、国内においても急激な円高の進行や株価の大幅下落等、我が国の経済にも非常に大きな影響を及ぼしており、特に中小企業の資金繰りや雇用情勢の悪化、倒産件数の増加など、景気後退が続く中で内需、外需ともに厳しい経済状況が続いているところであり、その対策として国が進めている安心実現のための総合対策などによる効果により、年度後半には低迷からの脱却が期待されるところであります。

しかし、景気の下降局面がさらに厳しく、長くなることも予測されており、これからの景気の動向を注視していくことが必要であります。

また、国は経済財政運営の基本的態度として、国民生活と日本経済を守る観点から、景気対策、財政再建、改革による経済成長という3段階で経済財政政策を進めるとしています。

平成21年度予算は、私にとって初めての予算編成となります。去る2月8日の町長選挙の執行により、予算の編成期間、また、行政の全分野にわたって町政運営を円滑かつ適正に推進することを考慮した場合、平成21年度当初予算は新たな事業は必要最小限とし、

義務的経費及び法令に基づく事業や緊急性・継続性のある事業を中心とした予算編成にとどめ、政策に関する事業等については、次期補正予算において充実させてまいります。

具体的な行政の各分野にわたる町政運営については、町の根幹をなす既存の城里町第1次総合計画に基づく諸事業を推進しますが、一部の事業見直しを要することから、当該事業を精査、検証の上、町民の意見や審議会等の手続を経て早い時期に計画の策定を進めたいと考えております。

総合予算編成に当たっては、国・県の予算編成方針や地方財政計画等にも十分留意し、町民が真の豊かさを実感できるまちづくりを基本に予算編成をいたしました。

次に、主な施策について申し上げます。

第1は、「心やすらぐ自然環境のなかで安全で快適に暮らせるまちづくり」であります。

緑に包まれた豊かな自然環境を後世にわたって保全し、まちづくりに活用していくため、居住環境と自然環境の調和する計画的な土地利用を推進してまいります。

また、地域、家庭、学校、職場、野外活動の場などにおいて、環境美化運動を積極的に実施することにより、町民一人一人の環境に対する意識の高揚を図るとともに、地域の特性に即した環境保全対策の取り組みを進めてまいります。

循環型社会に対応した環境にやさしいまちづくりを目指し、良好な環境を次の世代に引き継いでいくため、廃食用油の再資源化のための回収を促進しておりますが、この事業のさらなる周知に努め、環境への負荷の少ない社会の構築、住民総参加による環境保全の推進を図ってまいります。

また、よりよい生活環境を築いていくためには、社会全体の中で日常的な活動と環境との関係を認識することが重要であることを踏まえ、住民、民間団体、事業者との協力連携のもと、環境の保全を計画的に推進いたします。

一般廃棄物処理事業につきましては、引き続き城北地方広域事務組合において処理を行いながら、家庭ごみ等の減量化を進めてまいります。

不法投棄や野外焼却の防止については、ボランティアU.D.監視員や警察等関係機関と連携して監視活動を展開し、住民や事業者への未然防止に向けた普及啓発を行い、不法投棄防止対策に取り組んでまいります。

道路の整備については、町民が安全で快適な生活を営むために、また、地域活性化の根幹をなすものであることから、期待も大きく、早期の整備が求められているところであり、通勤・通学の利便性や防災性を考慮し、計画的な整備を図ってまいります。

生活道路の維持補修について、排水施設や舗装の整備など、安全で人にやさしい道路環境の整備に努め、国・県道を補完する幹線町道などの整備についても、町の一体性を確保しながら計画的に推進いたします。

特に、国道123号バイパスについては、現在、町・県ともに用地買収を進めており、今後も県と一体となってバイパスの早期整備に努めていくほか、桂地区の県道阿波山徳蔵線

の路線延長区間（三ツ塙線）については、平成20年度より工事に着手しており、七会地区の町道徳蔵倉見線についても、平成20年度末から工事に着手する見込みとなっております。

次に、交通対策につきましては、平成19年2月1日運行のデマンド交通ふれあいタクシーが定着してきており、さらなる利用の促進により、高齢者などの交通弱者の足の確保、町内の公共交通機関空白地域の解消に努めてまいります。

また、町外への通学、通院等の日常生活を支える交通手段においては、路線バス会社の民事再生手続中という状況ではありますが、継続的な運行の維持を図るよう、茨城県を初め関係市町村と一体となり、住民の利便性向上に鋭意努力してまいります。

水道事業については、常北地区水道事業、桂地区水道事業の1会計、2事業並びに七会塩子地区簡易水道事業特別会計により、引き続き運営してまいります。

現在、普及率は92.6%となっており、町民の大多数が利用できるまでに普及しておりますが、長期的な視野に立った給水体制の充実を図り、清浄で安心できる良質な水道水の安定供給に努めるとともに、水道事業の安定経営化を図ってまいります。

また、継続事業であります統合簡易水道施設整備事業、水道未普及地域解消事業を推進し、未給水地域の解消に向けた整備を進め、普及率の向上に努めてまいります。

さらに、藤井川ダム再開発事業等の早期の完成を要望し、安定した水源の確保により、都市化の進展や生活向上に伴い、安心して利用できる信頼性の高い豊かな生活基盤を支えるための水道施設を目指してまいります。

次に、下水道の整備についてであります。下水道は生活雑排水・汚水の排除、トイレの水洗化といった生活環境の改善のみならず、農業用水や公共用水域の水質を保全するためにも重要な事業であります。このため、平成3年度から那珂久慈流域関連下水道事業として、現在認可区域面積271ヘクタールの整備を進めているところであります。平成20年度末には石塚、那珂西及び上泉、上青山、下青山地区の一部を含め215.6ヘクタールの区域の整備が完了する予定です。さらに、未整備地区31ヘクタールの認可拡大申請を行い、引き続き整備に努めてまいります。

特定環境保全公共下水道事業については、栗、阿波山、上坏、下坏地区の整備が完了し、供用を開始いたしました。平成20年度からは、下阿野沢、上阿野沢、御前山、高根地区の認可区域91ヘクタールの整備を進めており、平成21年度はこの整備とあわせ、かつら水処理センターの増設工事に着手いたします。

また、農村地域の生活環境整備を図るために進めております農業集落排水事業については、既に稼動しております上入野、青山、北方高久、孫根地区施設への接続向上に努め、効率的な稼動を行うことにより、維持管理費の節減に努めてまいります。平成19年度に工事着工しました古内地区農業集落排水事業については、引き続き整備を進めてまいります。

なお、浄化槽設置事業については、平成20年度に県森林湖沼環境税導入による単独処理浄化槽撤去補助事業とあわせ、平成21年度も合併処理浄化槽設置の整備促進に努めてまい

ります。

緑豊かな自然環境を生かした調和のとれたまちづくりを進めるため、公園やポケットパークなどの維持を図りながら、良好な景観を備えた地域環境の場の提供や生活環境の形成に努めてまいります。

平成20年に町内においては、大規模な災害等は発生しておりませんが、建物火災8件を含む15件の火災が発生しており、町民の生命、財産を守り、安心・安全な生活を確保するには、消防防災体制の強化が求められております。

このようなことから、平成20年4月に町消防団組織を改編し、連合消防団から新たに城里町消防団として支団制の体系をとり、消防団組織の一本化を行ったところであります。これらの移行とあわせ、各支団及び団員の融和を図り、組織を強化するとともに、規律教養訓練、水害を想定した水防演習、林野火災防御訓練等を実施することにより、消防団における消防力の向上に努めてまいります。

また、常備消防においては、平成19年4月から水戸市消防本部への消防事務委託の一元化とあわせ、水戸市消防本部北消防署城里出張所が稼動を開始し、消防ポンプ自動車と高規格救急車が配備されました。これにより、町民の災害及び緊急時へのより迅速な対応ができるようになったところであります。

しかしながら、救急業務の円滑な対応のため、茨城県において計画されている消防事務の広域化について、早期実現に努めてまいります。

さらに、自然災害等の大規模災害発生に備えるためには、自助共助のシステムが重要であり、自主防災組織等の設立支援や事業所との災害時協力体制を推進し、地域防災力の向上を図ってまいります。

また、七会地区水道未普及地域解消事業に合わせて、平成21年度も継続して消火栓の設置を行い、緊急時の水利の確保に努めてまいります。

交通事故は、人の命を奪う悲惨なものであり、茨城県は他県に比べ交通死亡事故が多く、平成20年中の死亡事故者数は210人を数え、全国ワースト6位という結果となっております。

本町においても、平成20年は2件の死亡事故が発生しており、車社会の進展に伴い、年齢・性別を問わず交通事故に遭遇する危険性が年々増大しております。

このような現状を踏まえ、交通安全協会、警察など関係機関団体と連携を図り、子どもやお年寄りを対象とした交通安全教室や街頭での交通安全キャンペーンを実施し、町民の交通安全意識の高揚を図るとともに、交通安全施設の整備に努めてまいります。

防犯につきましては、近年、児童・生徒がねらわれる凶悪な事件や猟銃の盗難、悪質な詐欺や窃盗が多発しております。これらの犯罪状況を踏まえ、防犯連絡員や警察との連携により、防犯キャンペーンやパトロールの実施といった取り組みを積極的に進め、町民の防犯意識の高揚を図ってまいります。

また、夜間における事故、犯罪の発生の未然防止対策として防犯灯の整備を進め、安全で安心なまちづくりを推進してまいります。

情報通信網の整備についてであります、国は2010年までに国民の100%が高速、または超高速プロードバンドを利用可能な社会を実現するという目標を掲げており、2010年度までにはプロードバンド・ゼロ地域を解消することとしております。

本町としましても、平成22年度までに、町と民間事業者が連携を図りながら光ファイバー網を構築することによりこの目標を達成し、地域住民の利便性の向上や社会経済活動の活性化を図ってまいります。

第2は、「ともに支えあいすべての人が元気で安心して暮らせるまちづくり」であります。

急速な少子高齢化の到来、生活意識や価値観の変化などにより、福祉を取り巻く環境は大きく変化し、町民のニーズはますます高度化、多様化し、福祉施策の一層の推進や新たな施策の展開が求められています。

地域における高齢者や障害者を初め、だれもが家庭や地域で安心して暮らすことのできる社会の実現に向けて、町民自身の努力やお互いに支え、助け合う地域福祉の推進が重要視されており、特に、支えを必要としている人に対する日常的援助など、きめ細かな対応をしていくためには、町民一人一人が地域福祉の担い手として主体的に活動していくことが必要であります。

こうした支え合い活動を活発化させるために、町民みずからが福祉に関心を持ち理解を深めるよう働きかけを行いながら、社会福祉協議会を中心としたネットワークづくり及びボランティア育成支援などを行い、町民同士の交流による連帯の精神に努めてまいります。

また、これらの具現化のため平成19年度策定の地域福祉計画を踏まえて地域コミュニティづくりを図り、在宅福祉サービスセンター運営事業により高齢者や障害者などが暮らす世帯に対し、訪問サービスによる家事援助等を展開し、地域の住民が安心して生活できる体制の構築を図ってまいります。

21世紀の生活に深刻かつ多大な影響をもたらす急速な少子化の事態に直面して、家庭や子育てに夢を持ち、かつ次代の社会を担う子どもを安心して産み育てることができる環境を整備し、子どもが等しく健やかに育ち、子どもを産み育てる者が真に誇りと喜びを感じることのできる環境を実現し、少子化の進展に歯止めをかけることが求められています。

このような状況に対応するため、次世代育成支援対策推進法に基づく行動計画の推進を図るとともに、平成22年度から平成26年度の5年間にわたる後期行動計画の策定を実施してまいります。

母子保健事業においては、妊婦健診の公費負担のさらなる拡充の検討を行うとともに、引き続き妊婦及び乳幼児に対する一貫した事業を展開し、育児に関する適切な情報の提供や指導を推進してまいります。

また、保育事業につきましては、公立保育所及び民間保育所において、次世代育成支援対策交付金事業や子育て支援拠点事業、特別保育事業及び保育サービス支援事業を実施し、保育環境の充実を図ってまいります。

さらに、平成21年度より多子世帯の経済的負担の軽減策として、いばらき3人っこ家庭応援事業に基づき、保育料の一部助成を実施いたします。

また、就学児の健全な育成を図るため、日中保護者のいない家庭を支援するため、放課後児童健全育成事業を引き続き実施するとともに、子育て不安やいじめ、不登校、非行など複雑多様化する児童育成問題に対応するために、地域協力委員や民生委員、児童委員、学校並びに要保護児童対策地域協議会等関係機関との連携を密にし、問題解決に努めてまいります。

高齢化が進む中、高齢者が健康で生き生きと過ごすことのできる社会の実現を目指し、その環境づくりを進めるため、介護サービス基盤の一層の充実や高齢者一人一人がみずからの意思による自立した生活を営めるよう、きめ細かいサービスの提供に努めてまいります。

また、高齢者福祉計画及び第4期介護保険事業計画に基づきまして、高齢者が個人としての尊厳を保ち、生きがいを持ちながら健康で、また、支援が必要な状態となっても周囲からの十分な支援が受けられる体制が整ったまちづくりを目指します。

障害のある人が障害のない人と同じように生活をし、地域の一員として行動できることが重要であります。

障害者自立支援法及び障害福祉サービスや地域生活支援事業などの提供体制の確立に関する障害者福祉計画（第2期計画）に基づき、障害者施策の再構築や各種サービスの見直しを進め、障害者福祉の充実に努めてまいります。

現代は、生涯にわたり元気で活動的に暮らすことができる健康寿命をいかに延ばすかが大きな課題となっております。

保健事業については、生活習慣病予防や介護予防の重要性が高まる中、自主的な健康づくりを目指し、町民一人一人の健康に関する意識を高めるとともに、地域や社会を挙げての食育推進を展開するため、平成20年度から食育推進基本計画の準備作業を行ってまいりましたが、平成21年度に計画を策定いたします。

また、特定健診、特定保健指導の対象者を的確に抽出し、医師、保健師、管理栄養士などが早急に介入し、生活習慣の改善等の的確な保健指導をすることにより、メタボリックシンドロームの該当者やその予備軍を計画的に減らすことを目指してまいります。

医療福祉事業は、社会的及び経済的負担の大きい乳幼児、父子・母子家庭、重度心身障害者、妊産婦等の医療に係る負担の軽減を図ることを目的とした県の単独事業であり、制度の周知徹底を図るとともに受給者の利便性を高めてまいります。

特に、本町におきましては、少子化対策及び子育て支援の一環として、小学校卒業まで

の児童を対象に医療費の助成を行ってまいりましたが、さらに継続して子育て支援の充実に努めてまいります。

また、医療については、日常的な地域医療を担っている桂地区と七会地区の国保診療所が、医療や相談に対応できる機能を維持するとともに、民間医療機関との連携を考慮しながら地域に密着した医療体制の充実を図ってまいります。

すべての町民が健康で文化的な生活ができ、安心して暮らすことができるよう、国民健康保険制度、後期高齢者医療制度、介護保険制度などの社会保障制度については、制度に対する理解を深めてもらうため、積極的なPRや周知に努めてまいります。

さらに、保険税（料）の賦課や収納率の向上及び医療費などの適正化を図るとともに、基盤を充実させ安定した運営に努めてまいります。

第3は、「豊かな地域資源を活かした魅力と活力あふれるまちづくり」であります。

本町の農業は、基幹産業として、米、施設園芸、野菜、果樹、麦、大豆、林産物、茶、畜産を主体とした営農が展開されてきましたが、近年の都市化の進展、農産物の価格の低迷とともに、基幹労働力、若年労働力は他産業に流出し、兼業農家が増加しております。

また、農業従事者の減少や高齢化が進み、農家数及び田畠など経営耕地についても減少傾向をたどり、耕作放棄地の増加が著しいところとなっておりますが、新たに農業に取り組もうとする新規就農希望者及び新規参入者の町への定着を図り、荒廃した農地の有効利用を目指します。

その支援策として、新規就農者等に対し、本町における新規就農者支援事業の助成制度を活用して農業経営の基礎的知識・技術等習得するための支援を図ってまいります。

また、水田・畑作経営所得安定対策により、農業の中心的な担い手となる認定農業者の育成、集落営農組織及び法人化に向けた各生産組織の支援に力を入れてまいります。

水田農業構造改革対策については、近年の穀物需給の逼迫等による国産穀物の安定供給の要請に対応し、国・県・農業者団体と緊密な連携のもと、食料自給率の向上や生産調整面積達成を推進しながら、新しい産地づくり対策へ移行してまいります。

なお、生産条件が不利な地域に対しては、耕作放棄地の発生を防止し、水源の涵養、洪水防止等の多面的機能を確保する観点から、中山間地域等直接支払制度を引き続き活用し、農地の保全を図ってまいります。

また、農村環境保全の対策として、農地・水・環境保全向上対策事業をさらに推進し、地域が一体となって生産基盤となる農地の荒廃防止や生態系保全、景観形成の活動に取り組んでまいります。

さらに、地域資源を生かした都市住民との滞在型交流を目指す取り組みとして、グリーンツーリズム事業を引き続き推進してまいります。

生産基盤の整備については、農業の省力化と土地利用の効率化を図るため、那珂川沿岸農業水利事業の早期完成を国・県など関係機関に働きかけると同時に、畠地基盤整備や農

道整備を計画的に進め、大型農業機械による生産性の向上、生産物の搬出搬入の合理化を図ってまいります。

次に、畜産の生産環境は、生産者の高齢化等により厳しいものとなっておりますが、牛海綿状脳症、鳥インフルエンザ等の家畜伝染病に注意を払い、各種防疫対策事業を実施し、生産の安定化を図ります。

また、黒毛和牛については、資質のすぐれた素牛の導入事業として、繁殖牛導入事業を関係機関と一体となって実施してまいります。

次に、林業の振興ですが、安価な外材の輸入などにより厳しいものがありますが、森林は水や空気の浄化、災害防止、水資源の涵養など自然環境を維持するために大切な機能を有しており、ゆとりと安らぎを与えてくれるものあります。

このため、植林事業の重要性や緑化運動の普及啓蒙を図るとともに、茨城県が平成20年度より導入した森林湖沼環境税による事業等を積極的に活用し、管理放棄された森林の間伐や木材の幅広い活用を図り、森林の持つCO₂削減を初めとする公益的機能の回復と向上に取り組んでまいります。

深刻な不況が続く中にあって、急激な原油・原材料の高騰や金融不安が起こり、中小企業や小売業者を取り巻く環境は極めて厳しい状況にあります。

また、県内において、製造業を中心とした非正規雇用で働く人のうち、3月までに職を失ったり、失う予定の人が2,500人に上るといわれてありますが、本町においても、非正規雇用労働者の雇用対策についても積極的に取り組んでまいります。

このような環境の中で、経営基盤の弱い小規模事業者が活力を維持し、さらに発展していくためには、自助努力はもちろんですが、自己意識の改革を強く求めていかなければなりません。そのためには経営者の連帶意識の高揚と経営力の強化等を図るため、中心的役割を担う商工会に対し、引き続き助成をし支援してまいります。

また、中小企業事業資金に対する保証料の補助及び設備資金への利子の補給を引き続き行ってまいります。

次に、工業の振興ですが、企業等が事業を拡大するには、厳しい経済状況であります、企業を誘致することにより、雇用の場の確保、町民所得の向上、消費人口の増加等が期待されることから、町の活性化を図るため、引き続き関係機関等との連携を図りながら優良企業の誘致に努めてまいります。

さらに、進出企業及び用地提供者に対しては、今後も企業立地奨励金を交付してまいります。

豊かな自然を生かしたふれあいの里、うぐいすの里、山びこの郷は、本町の観光の核として重要な位置づけとなっておりますが、利用者は年々減少の傾向をたどっております。指定管理者制度の導入後3年が経過し、この間、指定管理者による各種イベント、体験教室等が実施され、3施設を一体化した管理が行われております。

今後は、町としても、より効果的、効率的な運営支援を行うとともに、観光PR等の活動を強化し、集客力アップを図ってまいります。

直売施設については、積極的な宣伝等を行うことにより、利用客の誘致を図り、地場産物の販売促進並びに農家所得の向上を目指してまいります。

また、健康増進施設ホロルの湯については、多様化する利用者ニーズにこたえ、サービスの質的向上と効果的、効率的な運営への支援を行うとともに、町内居住者に対する半額利用券等の積極的な広報を実施し、町民の健康増進や憩いの場としての利用促進に努めてまいります。

観光協会につきましては、各種イベント等の開催並びに協賛や観光PR、県立自然公園の保護管理、さらに、会員を中心に町、商工会、JA等の連携を強化し、城里町における観光資源の開発及び郷土物産の紹介と観光客の誘致を図りながら、地域産業の活性化に努めてまいります。

第4は、「次世代を担う豊かな心の育成と歴史・伝統を大切にするまちづくり」であります。

幼児教育については、少子化の中、子育てを支援する社会づくりが重要となっており、地域、家庭と連携した教育の推進と幼稚園、保育所との連携等により、教育環境の充実に努めてまいります。

学校教育については、価値観の多様化による先進的な教育のニーズが高まる中、次世代を担う子どもたちの確かな学力や豊かな人間性、たくましく生きるための健康や体力を育成することが求められています。

そのため、基礎的学力をつける学習指導の充実はもとより、人権、環境、福祉、情報、郷土、ボランティアなどの今日的なテーマを積極的に取り入れた総合的な学習を推進するとともに、外国人による英会話指導など、国際理解教育に取り組んでまいります。

昨今のいじめや不登校などの課題に対応するため、適応指導教室の充実及び学校、家庭、地域との連携強化を図り、地域に開かれた魅力ある学校づくりに努めてまいります。

小・中学校の施設整備については、常北中学校の建設基本設計を踏まえて、校舎の改築に向けて実施設計を進めていくと同時に学校施設の耐震診断等にも努めてまいります。

小学校の再編については、学校再編検討協議会の答申をもとに、実施計画策定委員会の中で適正規模や適正配置についての具現化に取り組み、快適な教育環境の確保に努めてまいります。

さらに、教育委員会事務事業についての透明性、客観性を確保するため、外部評価委員会を設置し、教育行政の充実を図ってまいります。

学校給食については、食の教育や地産地消の視点に立ち、地域で生産される米や野菜などの食材の利用に努め、安全・安心な学校給食を供給してまいります。

目まぐるしく変化する社会情勢の中、町民一人一人が心豊かに健康で生き生きと人生を

過ごすため、生涯にわたって主体的に学習を継続することが求められています。

本町においては、生涯学習社会の構築を目指した社会教育の充実を図り、学校、家庭、地域社会の人々、社会教育団体や民間団体等の幅広い連携のもとに、人々の生涯にわたる自主的な活動を支援し、その成果がまちづくりに反映されるような仕組みづくりに努めてまいります。

そのため、生涯学習推進大綱、スポーツ振興基本計画を基本とし、各種講座、事業のメニューの充実や自主活動団体の育成、人材の育成、相談の充実を図るなど、体系的合理的な事業の推進に努めるとともに、各地域の町民の交流を促進してまいります。

また、地域における自主的な活動の活性化を図るとともに、コミュニティセンターや各地域の公民館、トレーニングセンターや運動公園などの生涯学習施設や各種運動施設の整備充実に努めてまいります。

複合施設である図書館、郷土資料館については、各地区にある公民館との連携を図りながら、図書、各種資料の充実保存に努め、利用しやすい学習拠点としての機能の充実に努めてまいります。

また、学習機会や各種講習会、施設を町民が利用するとき等、必要なときに必要な情報が入手できるよう、広報紙やホームページ等による情報提供の充実に努めてまいります。

ふれあいの船事業については、町内の小学校6年生を対象に4泊5日の宿泊体験学習を実施し、北海道の雄大な自然の中での活動や船舶を利用した集団活動の場を通して、心身ともに調和のある人間形成を図ってまいります。

また、子どもたちの安全・安心な居場所づくりを推進するため、福祉部門と連携を図り、小学校余裕教室の活用、地域住民との交流活動等を行い、放課後の子どもの安全確保に努めてまいります。

町民の一体性を確保し、町民一人一人が町に誇りと愛情が持てるようにするために、各地域で行われている芸術・文化活動や古くから残されている文化財を理解し、それらを伝承していくとともに、町として文化のかおり高いまちづくりを進めることが重要であります。そのため、地域・家庭・学校間の連携、交流を進め、各地域の自然、歴史、伝統、文化にふれることで、関心や理解を深め、人と人とのつながりを大切にする施策を推進してまいります。

芸術・文化の振興には、コミュニティセンター、公民館、郷土資料館において多用な事業の展開を図るとともに、町民の自主的、創造的な芸術・文化活動の支援を図り、「第23回国民文化祭・いばらき2008」文芸祭開催で盛り上がった文芸への機運を、芸術祭や各種の行事、展示を通し、町民各層が広く芸術・文化に親しみやすい環境整備に努めてまいります。

次に、史跡等がありますが、町には史跡及び遺跡、彫刻、工芸品など有形、無形の文化財が数多く存在しております。そのため、文化財保護計画を基本として、計画的に文化財

の保護、活用を図るとともに、情報冊子やインターネットなどの各種媒体による情報を発信し、広く町民に理解を求めて保存と継承に努めてまいります。

第5は、「住民と行政がともに手をとりあう開かれたまちづくり」であります。

地方分権が進展する中で、複雑化、多様化する行政課題を解決し、活力ある地域づくりを進めるには、住民と行政がともに考え、ともに行動する協働によるまちづくりを進めていくことが重要となっています。そのため、自治意識の高揚に努め、各種施策への住民参画の促進や地域コミュニティである自治組織の振興を図ってまいります。

また、広報紙の発行やホームページを通して、行政情報を積極的に発信するとともに、町勢を広く町内外に知らしめるため、要覧を作成いたします。

さらに、パブリックコメント制度を十分活用しながら、町政への町民参画の機会を確保してまいります。

交通網インフラの進展や情報通信技術の発展などに伴い、国内外の地域間交流活動も活発となっており、国際化、交流化の時代を迎えております。また、多様な交流を推進することは、町内外地域への関心を高めるとともに、郷土の特性を見つめ直し再認識を促し、地域の文化、教育、産業などの振興が期待されるところであり、これまで実施してきました人、物、情報の交流をあらゆる媒体を活用しながら推進してまいります。

家庭、職場、地域などにおいて女性、子ども、高齢者、障害者、外国人などに対する人権問題が大きな社会問題となっている中、町民一人一人が人権に対する正しい理解と認識を深め、尊重し合うことが重要となっております。そのため、関係機関との連携のもと、國の人権教育・啓発に関する基本計画に基づき、学校教育や社会教育において人権教育を取り組むとともに、あらゆる機会をとらえ啓発活動の推進を図り、人権問題に対する正しい理解と人権意識の向上に努めてまいります。

また、町民が男女共同参画の必要性を理解し行動していくよう、意識の啓発や情報提供を行うとともに、男女共同参画の視点から各施策を展開し、男女共同参画社会の実現を目指します。

行政運営に当たりましては、地方公共団体における行政改革の推進のための新たな指針に基づき、集中改革プランを策定し、合併後の効率的な行政運営に努めてまいりました。この集中改革プランが平成21年度で終了することから、平成21年度は現行プランを踏まえ、行財政運営の合理化、効率化に対応できるプランの策定を行ってまいります。

特に、住民との協働の視点に立った組織機構の見直しや事務事業の簡素合理化など、時代に合った行政経営への転換が必要であることから、平成20年度から3カ年をかけての行政評価制度の構築を図り、より地域の実情に合った成果が得られるよう努めてまいります。

また、財政の健全化を進めるに当たり、町税の徴収確保に努め、納税者の税負担の公平性を図るために積極的に滞納整理を進め、全庁的に徴収体制を強化し、徴収率のアップに努めてまいります。

以上、平成21年度における主な施策の概要についてご説明いたしました。

平成21年度予算編成につきましては、依然地方交付税に依存した財政体質にあり、歳出においては、人件費、補助費、公債費等の経常経費が高い割合を示しておりますが、限りある財源の効率的配分による予算編成となるものであります。

平成21年度の一般会計予算は、歳入歳出とも別冊予算書のとおり88億6,400万円で、前年度当初比1.9%の減となっております。

国民健康保険特別会計（事業勘定）について申し上げます。

国民健康保険は、国民皆保険制度を支える基盤の中核的役割を担っておりますが、医療保険制度を取り巻く情勢は、高齢化等の急速な進展や疾病構造の多様化、医療の高度化に伴う医療費の増嵩、加えて地の医療保険制度に加入しない被保険者を多く抱えるなど構造的問題もあり、財政状況はますます厳しくなることが予想されます。

このような状況の中ではありますが、国保税率は引き続き据え置きとし、医療費の適正化や国保税の収納率の向上を図り、国民健康保険の安定的運営の確保と保険財政の健全化に努めてまいります。特に医療費の動向が国保財政を大きく左右することになりますので、これらの動向を見きわめながら、予算執行に努めてまいります。

予算総額は、歳入歳出とも別冊予算書のとおり23億8,901万9,000円で、前年度当初比7.8%の増となっております。

国民健康保険特別会計（施設勘定）について申し上げます。

施設勘定においては、沢山診療所に歯科、七会診療所に医科・歯科を運営し、地域の保健・医療・福祉を担っております。しかしながら、経営を取り巻く環境は依然として厳しい状況にありますが、身近なところで適切な医療を安心して受けられる、地域に密着した安全で信頼される診療所を目指してまいります。

僻地及び医療機関不足地域の医療機関として、国保診療所の役割と使命が果たせるよう、関係機関との連携を密にし、効率的な運営を目指した予算執行に努めてまいります。

予算総額は、歳入歳出とも別冊予算書のとおり2億8,181万1,000円で、前年度当初比12.3%の減となっております。

老人保健特別会計について申し上げます。

老人医療費は、高齢化のピークを迎える将来においても安定した運営ができるよう、平成20年4月から後期高齢者医療制度が施行され、老人医療給付費支払いが茨城県後期高齢者医療広域連合によって支払われることになりました。

平成21年度予算につきましては、平成20年3月診療までの請求遅延分の予算計上となり、歳入歳出とも別冊予算書のとおり624万6,000円で、前年度当初比96.9%の減となっております。

後期高齢者医療特別会計について申し上げます。

老人医療費は、大幅な制度改正により、平成20年4月から75歳以上及び一定の障害のあ

る65歳以上の高齢者を対象とした新しい医療保険制度「後期高齢者医療制度」が創設されました。

給付内容等につきましては、基本的に今までの老人保健と変わりはありませんが、医療給付費支払い及び保険料賦課は茨城県後期高齢者医療広域連合により行われ、町においては徴収事務と町民の皆様に対しましての窓口業務等を行ってまいります。

平成21年度予算につきましては、歳入歳出とも別冊予算書のとおり1億9,433万7,000円で、前年度当初比2.1%の減となっております。

介護保険特別会計（保険事業勘定）について申し上げます。

平成12年度の介護保険法の制度導入以降、着実に浸透してきた介護保険制度の実績を踏まえるとともに、高齢者福祉計画及び第4期介護保険事業計画に沿って、介護保険の安定的かつ継続的な運営を推進してまいります。

また、将来予測される課題に対応するため、制度の動向を注視しながら、介護予防や地域ケアの推進、さらに高齢者の方が元気で生き生きと自立した生活が送れるような介護サービスの基盤整備に努めるとともに、健全な財政運営に努めてまいります。

平成21年度の予算編成につきましては、介護給付費及び予防給付費の実績及び今後の動向等を見きわめながら予算執行に努めてまいります。

予算総額は、歳入歳出とも別冊予算書のとおり13億5,647万4,000円で、前年度当初比10.4%の増となっております。

介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）について申し上げます。

介護保険法の介護予防給付サービス計画に係る予算について計上したものであります。平成21年度も引き続き地域包括支援センターを中心に介護予防に取り組んでまいります。

予算総額は、歳入歳出とも別冊予算書のとおり576万1,000円で、前年度と同額になっております。

公共下水道事業特別会計について申し上げます。

流域下水道事業については、未整備地区の事業認可拡大を行い、年次計画により、工費の節減に努めながら汚水管渠工事を進め、普及率の向上を図ってまいります。

特定環境保全公共下水道事業については、事業認可区域91ヘクタールの未整備地区を年次計画により、工費の節減に努めながら汚水管渠工事を進め、普及率の向上を図ってまいります。

予算の総額は、歳入歳出とも別冊予算書のとおり11億5,610万4,000円で、前年度とほぼ同額であります。

農業集落排水事業特別会計について申し上げます。

農業集落排水施設は、4地区が順調に稼動しております。処理施設の効率的な稼動を目指し、経費の節減に努めてまいります。

また、古内地区農業集落排水事業については、年次計画により、工費の節減に努めなが

ら生活環境の整備を図ってまいります。

予算の総額は、歳入歳出とも別冊予算書のとおり7億7,211万6,000円で、前年度当初比5.3%の増となっております。

簡易水道事業特別会計について申し上げます。

簡易水道事業特別会計予算については、施設の維持管理が主なものとなっており、予算の総額は、歳入歳出とも別冊予算書のとおり5,390万6,000円で、前年度当初比1.9%の減となっております。

水道事業会計について申し上げます。

常北地区の統合簡易水道施設整備事業については、引き続き松山下取水場から取水する水利権取得のため、藤井川ダム再開発事業の建設負担金を負担いたします。

また、七会地区の水道未普及地域解消事業については、本年度はいよいよ4カ年計画の最終年度に当たり、真端増圧場及び真端、大網地内の配水管の新設を進め、水道未普及地区全域の給水供用開始を目指していきます。

さらに、水道事業の運営及び水道施設の維持管理につきましては、公営企業の基本原則を堅持しながら、給水サービスの一層の向上に努めてまいります。

予算総額は、別冊予算書のとおり収益的収入及び支出は6億9,751万1,000円、資本的収入は1億5,343万8,000円で、支出は3億3,447万2,000円であります。

収益的収支及び資本的収支を合わせた総額は10億3,198万3,000円で、前年度当初比12.6%の減となっております。

以上、一般会計及び特別会計並びに企業会計の概要についてご説明申し上げました。

一般会計、特別会計及び企業会計を合算しました平成21年度城里町予算総額は、161億1,175万7,000円となっております。

終わりに、予算編成に当たりましては、厳しさが続く財政状況の見きわめと財政の健全化を重視し、限りある財源を有効かつ効果的に活用することを心がけ、役職員一丸となって町民の福祉増進と活力ある元気なまちづくりのために全力で取り組み、町民の期待と信頼にこたえる決意でありますので、一層のご理解とご協力をお願い申し上げるとともに、何とぞ議員各位におかれましても、平成21年度予算並びに関係議案に対するご賛同を賜りますようお願い申し上げます。

以上でございます。

議長（鯉渕秀雄君） 傍聴人1名を許可いたしました。

承認第2号 専決処分第2号の承認を求めるについて（学校給食費請求事件訴訟）

議長（鯉渕秀雄君） これより、日程第3、承認第2号 専決処分第2号の承認を求めるについてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長阿久津藤男君。

〔町長阿久津藤男君登壇〕

町長（阿久津藤男君） 承認第2号 専決処分第2号の承認を求めるについてであります、学校給食費の未納者に対し、水戸簡易裁判所に支払督促の申し立てを起こしたところ、債務者から異議申し立てがあり訴訟となつたため、学校給食費請求事件として提訴したものです。

ご承認賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

議案第1号 城里町課等設置条例の一部を改正する条例について

議長（鯉渕秀雄君） 次に、日程第4、議案第1号 城里町課等設置条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長阿久津藤男君。

〔町長阿久津藤男君登壇〕

町長（阿久津藤男君） 議案第1号 城里町課等設置条例の一部を改正する条例についてであります、総務課の分掌事務の中の文言及び国において統計法が改正され施行されることに伴い、企画財政課の分掌事務中の統計に関する文言及び大規模開発に関することを規定するため改正するものです。

慎重審議を賜り、適切なる議決を賜りますようお願い申し上げます。

議案第2号 城里町認可地縁団体印鑑条例の一部を改正する条例について

議長（鯉渕秀雄君） 次に、日程第5、議案第2号 城里町認可地縁団体印鑑条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長阿久津藤男君。

〔町長阿久津藤男君登壇〕

町長（阿久津藤男君） 議案第2号 城里町認可地縁団体印鑑条例の一部を改正する条例についてであります、国において地方自治法施行規則が改正され、施行されることに伴い条例の文言を改正するものです。

慎重審議を賜り、適切なる議決を賜りますようお願いいたします。

議案第3号 城里町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一

部を改正する条例について

議長（鯉渕秀雄君） 次に、日程第6、議案第3号 城里町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長阿久津藤男君。

〔町長阿久津藤男君登壇〕

町長（阿久津藤男君） 議案第3号 城里町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてでありますが、城里町教育委員会外部評価委員会及び常北中学校校舎建設検討委員会の設置に伴い、それぞれ委員長及び委員の報酬を規定するため改正するものです。

慎重審議を賜り、適切なる議決を賜りますようお願いいたします。

議案第4号 城里町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について

議長（鯉渕秀雄君） 次に、日程第7、議案第4号 城里町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長阿久津藤男君。

〔町長阿久津藤男君登壇〕

町長（阿久津藤男君） 議案第4号 城里町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例についてでありますが、厳しい財政状況にがんがみ、引き続き特別職の給料を、町長10%及び副町長5%それぞれ減額する改正をするものです。

また、区分欄に日当の額を規定するものでございます。

慎重審議を賜り、適切なる議決を賜りますようお願い申し上げます。

議案第5号 城里町教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例について

議長（鯉渕秀雄君） 次に、日程第8、議案第5号 城里町教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長阿久津藤男君。

〔町長阿久津藤男君登壇〕

町長（阿久津藤男君） 議案第5号 城里町教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例についてであります、厳しい財政状況にかんがみ、引き続き教育長の給料を5%減額する改正をするものです。

慎重審議を賜り、適切なる議決を賜りますようお願いいたします。

議案第6号 城里町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

議長（鯉渕秀雄君） 次に、日程第9、議案第6号 城里町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長阿久津藤男君。

〔町長阿久津藤男君登壇〕

町長（阿久津藤男君） 議案第6号 城里町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてでありますが、国において国民健康保険法施行令が改正され、施行されることに伴い、関係条文を改正するものです。

慎重審議を賜り、適切なる議決を賜りますようお願い申し上げます。

議案第7号 城里町国民健康保険条例の一部を改正する条例について

議長（鯉渕秀雄君） 次に、日程第10、議案第7号 城里町国民健康保険条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長阿久津藤男君。

〔町長阿久津藤男君登壇〕

町長（阿久津藤男君） 議案第7号 城里町国民健康保険条例の一部を改正する条例についてでありますが、国において児童福祉法等が改正され、施行されることに伴い、関係条文を改正するものでございます。

慎重審議を賜り、適切なる議決を賜りますようお願い申し上げます。

議案第8号 城里町介護保険条例の一部を改正する条例について

議長（鯉渕秀雄君） 次に、日程第11、議案第8号 城里町介護保険条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長阿久津藤男君。

〔町長阿久津藤男君登壇〕

町長（阿久津藤男君） 議案第8号 城里町介護保険条例の一部を改正する条例についてであります、平成21年度から平成23年度までの第4期介護保険料について改正するものです。

慎重審議を賜り、適切なる議決を賜りますようお願ひいたします。

議案第9号 城里町公共下水道条例の一部を改正する条例について

議長（鯉渕秀雄君） 次に、日程第12、議案第9号 城里町公共下水道条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長阿久津藤男君。

〔町長阿久津藤男君登壇〕

町長（阿久津藤男君） 議案第9号 城里町公共下水道条例の一部を改正する条例についてであります、公共下水道桂処理区の大字下阿野沢及び上阿野沢の一部の整備が完了し、供用開始になるため改正するものです。

慎重審議を賜り、適切なる議決を賜りますようお願ひいたします。

議案第10号 城里町公共下水道事業受益者負担に関する条例の一部を改正する条例について

議長（鯉渕秀雄君） 次に、日程第13、議案第10号 城里町公共下水道事業受益者負担に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長阿久津藤男君。

〔町長阿久津藤男君登壇〕

町長（阿久津藤男君） 議案第10号 城里町公共下水道事業受益者負担に関する条例の一部を改正する条例についてであります、公共下水道桂処理区の大字下阿野沢及び上阿野沢の一部の整備が完了し、賦課区域になるため改正するものです。

慎重審議を賜り、適切なる議決を賜りますようお願ひいたします。

議案第11号 城里町特定公共賃貸住宅管理条例の一部を改正する条例について

議長（鯉渕秀雄君） 次に、日程第14、議案第11号 城里町特定公共賃貸住宅管理条例

の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長阿久津藤男君。

〔町長阿久津藤男君登壇〕

町長（阿久津藤男君） 議案第11号 城里町特定公共賃貸住宅管理条例の一部を改正する条例についてであります。国において特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律が改正され、施行されることに伴い、関係条文を改正するものです。

慎重審議を賜り、適切なる議決を賜りますようお願ひいたします。

議案第12号 城里町営徳蔵住宅管理条例の一部を改正する条例について

議長（鯉渕秀雄君） 次に、日程第15、議案第12号 城里町営徳蔵住宅管理条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長阿久津藤男君。

〔町長阿久津藤男君登壇〕

町長（阿久津藤男君） 議案第12号 城里町営徳蔵住宅管理条例の一部を改正する条例についてであります。平成21年3月末に上水道が供給されることに伴い、徳蔵団地の共益費について改正するものです。

慎重審議を賜り、適切なる議決を賜りますようお願ひいたします。

議長（鯉渕秀雄君） ここで、午後1時10分まで休憩いたします。

午前1時55分休憩

午後 1時10分開議

議長（鯉渕秀雄君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

議案第13号 城里町収入印紙等購入基金条例の制定について

議長（鯉渕秀雄君） 次に、日程第16、議案第13号 城里町収入印紙等購入基金条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長阿久津藤男君。

〔町長阿久津藤男君登壇〕

町長（阿久津藤男君） 議案第13号 城里町収入印紙等購入基金条例の制定についてであります。平成21年6月から旅券発給事務を町で行うことにより、旅券申請に必要な収

入印紙等について、町において取り扱いを行うため基金を設置するものです。
慎重審議を賜り、適切なる議決を賜りますようお願いいたします。

議案第14号 城里町介護従事者待遇改善臨時特例基金条例の制定について

議長（鯉渕秀雄君） 次に、日程第17、議案第14号 城里町介護従事者待遇改善臨時特例基金条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長阿久津藤男君。

〔町長阿久津藤男君登壇〕

町長（阿久津藤男君） 議案第14号 城里町介護従事者待遇改善臨時特例基金条例の制定についてでありますが、国において、介護従事者の待遇改善を図るため、介護報酬引き上げの改定が行われ、介護従事者待遇改善臨時特例交付金が町へ交付されることに伴い基金を設置するものです。

慎重審議を賜り、適切なる議決を賜りますようお願い申し上げます。

議案第15号 城里町国民健康保険診療所医師住宅設置及び管理に関する条例の制定について

議長（鯉渕秀雄君） 次に、日程第18、議案第15号 城里町国民健康保険診療所医師住宅設置及び管理に関する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長阿久津藤男君。

〔町長阿久津藤男君登壇〕

町長（阿久津藤男君） 議案第15号 城里町国民健康保険診療所医師住宅設置及び管理に関する条例の制定についてでありますが、国保診療所の医師住宅については、城里町行政財産使用料徴収条例を準用し、住宅の使用料は財産使用料収入としてきましたが、国民健康保険事業の中で管理できる条例を制定するものです。

慎重審議を賜り、適切なる議決を賜りますようお願いいたします。

議案第16号 公の施設の広域利用に関する協議について

議長（鯉渕秀雄君） 次に、日程第19、議案第16号 公の施設の広域利用に関する協議についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長阿久津藤男君。

〔町長阿久津藤男君登壇〕

町長（阿久津藤男君） 議案第16号 公の施設の広域利用に関する協議についてであります、水戸地方広域市町村圏協議会で指定する公の施設について、協議を行う必要が生じたため、地方自治法第244条の3第2項の規定に基づき、議会の議決を求めるものです。

慎重審議を賜り、適切なる議決を賜りますようお願ひいたします。

議案第17号 町道路線の廃止について

議長（鯉渕秀雄君） 次に、日程第20、議案第17号 町道路線の廃止についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長阿久津藤男君。

〔町長阿久津藤男君登壇〕

町長（阿久津藤男君） 議案第17号 町道路線の廃止についてでありますが、大字小勝地内から大字大網地内に至る町道2号線において、大字大網地内的一部区域を茨城森林管理署に返還するため廃止するものです。

慎重審議を賜り、適切なる議決を賜りますようお願ひいたします。

議案第18号 町道路線の認定について

議長（鯉渕秀雄君） 次に、日程第21、議案第18号 町道路線の認定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長阿久津藤男君。

〔町長阿久津藤男君登壇〕

町長（阿久津藤男君） 議案第18号 町道路線の認定についてでありますが、町道2号線において、茨城森林管理署に返還する区域を除く区域を、町道2号線及び町道89号線にそれぞれ認定するものです。

慎重審議を賜り、適切なる議決を賜りますようお願ひいたします。

議案第19号 平成20年度城里町一般会計補正予算（第5号）について

議長（鯉渕秀雄君） 次に、日程第22、議案第19号 平成20年度城里町一般会計補正予算（第5号）についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長阿久津藤男君。

〔町長阿久津藤男君登壇〕

町長（阿久津藤男君） 議案第19号 平成20年度城里町一般会計補正予算（第5号）についてであります、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ6億6,587万円を追加し、予算総額を歳入歳出それぞれ99億6,340万3,000円とするものです。

歳入では、地方特例交付金、分担金及び負担金、国庫支出金、財産収入、寄附金、繰入金及び諸収入を追加し、地方消費税交付金、使用料及び手数料、県支出金及び町債を減額するものです。

歳出では、総務費、民生費、商工費、土木費及び公債費を追加し、議会費、衛生費、農林水産業費、消防費及び教育費を減額するものです。

慎重審議を賜り、適切なる議決を賜りますようお願い申し上げます。

議案第20号 平成20年度城里町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）について

議長（鯉渕秀雄君） 次に、日程第23、議案第20号 平成20年度城里町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長阿久津藤男君。

〔町長阿久津藤男君登壇〕

町長（阿久津藤男君） 議案第20号 平成20年度城里町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）についてであります、まず、事業勘定においては、既定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ2,913万1,000円を減額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ23億6,312万円とするものです。

歳入では、療養給付費等交付金、共同事業交付金、繰入金及び諸収入を追加し、国民健康保険税、国庫支出金、県支出金及び財産収入を減額するものです。

歳出では、総務費、保険給付費、共同事業拠出金、保健事業費及び基金積立金を減額し、後期高齢者支援金等、老人保健拠出金及び介護納付金について財源内訳を補正するものです。

次に、施設勘定においては、既定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ843万2,000円を減額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ3億867万2,000円とするものです。

歳入では、診療収入、使用料及び手数料、繰入金、諸収入及び町債を減額するものです。

歳出では、総務費、医業費及び施設整備費を減額するものです。

慎重審議を賜り、適切なる議決を賜りますようお願いいたします。

議案第21号 平成20年度城里町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）について

議長（鯉渕秀雄君） 次に、日程第24、議案第21号 平成20年度城里町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長阿久津藤男君。

〔町長阿久津藤男君登壇〕

町長（阿久津藤男君） 議案第21号 平成20年度城里町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）についてでありますが、既定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ4,355万円を減額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ1億6,447万7,000円とするものです。

歳入では、国庫支出金を追加し、後期高齢者医療保険料を減額するものです。

歳出では、総務費を追加し、後期高齢者医療広域連合納付金を減額するものです。

慎重審議を賜り、適切なる議決を賜りますようお願い申し上げます。

議案第22号 平成20年度城里町介護保険特別会計補正予算（第3号）について

議長（鯉渕秀雄君） 次に、日程第25、議案第22号 平成20年度城里町介護保険特別会計補正予算（第3号）についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長阿久津藤男君。

〔町長阿久津藤男君登壇〕

町長（阿久津藤男君） 議案第22号 平成20年度城里町介護保険特別会計補正予算（第3号）についてでありますが、保険事業勘定において、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ3,584万5,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ13億3,214万5,000円とするものです。

歳入では、国庫支出金、支払基金交付金、県支出金及び繰入金を追加し、保険料及び財産収入を減額するものです。

歳出では、総務費、保険給付費及び基金積立金を追加し、地域支援事業費を減額するものです。

慎重審議を賜り、適切なる議決を賜りますようお願いいたします。

議案第23号 平成20年度城里町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）について

議長（鯉渕秀雄君） 次に、日程第26、議案第23号 平成20年度城里町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長阿久津藤男君。

〔町長阿久津藤男君登壇〕

町長（阿久津藤男君） 議案第23号 平成20年度城里町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）についてであります。既定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ3,556万円を減額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ12億1,178万5,000円とするものです。

歳入では、分担金及び負担金を追加し、県支出金、繰入金及び町債を減額するものです。歳出では、下水道事業費及び公債費を減額するものです。

慎重審議を賜り、適切なる議決を賜りますようお願いいたします。

議案第24号 平成20年度城里町農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）について

議長（鯉渕秀雄君） 次に、日程第27、議案第24号 平成20年度城里町農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長阿久津藤男君。

〔町長阿久津藤男君登壇〕

町長（阿久津藤男君） 議案第24号 平成20年度城里町農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）についてであります。既定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ2億8,458万円を減額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ4億5,047万4,000円とするものです。

歳入では、分担金及び負担金を追加し、使用料及び手数料、国庫支出金、繰入金及び町債を減額するものです。

歳出では、農業集落排水事業費及び公債費を減額するものです。

慎重審議を賜り、適切なる議決を賜りますようお願いいたします。

議案第25号 平成20年度城里町水道事業会計補正予算（第3号）について

議長（鯉渕秀雄君） 次に、日程第28、議案第25号 平成20年度城里町水道事業会計補正予算（第3号）についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長阿久津藤男君。

〔町長阿久津藤男君登壇〕

町長（阿久津藤男君） 議案第25号 平成20年度城里町水道事業会計補正予算（第3号）についてであります。まず、収益的収入及び支出においては、収入支出予算の既決予定額からそれぞれ3,843万4,000円を減額し、収入支出の予定額をそれぞれ6億7,369万円とするものです。

収益的収入では、受託工事収益、その他営業収益及び他会計補助金を減額するものです。

収益的支出では、原水及び浄水費、受託工事費を減額するものです。

次に、資本的収入及び支出においては、資本的収入の既決予定額から1,222万7,000円を減額し、収入予定額を6億4,652万2,000円とし、資本的支出の既決予定額から2,520万4,000円を減額し、支出予定額を8億2,344万9,000円とするものです。

資本的収入では、一般会計補助金及び一般会計負担金を追加し、企業債、国庫補助金、県補助金及び出資金を減額するものです。

資本的支出では、配水管布設費及び水道建設事業費を減額するものです。

慎重審議を賜り、適切なる議決を賜りますようお願いいたします。

議案第26号 平成21年度城里町一般会計予算について

議長（鯉渕秀雄君） 次に、日程第29、議案第26号 平成21年度城里町一般会計予算についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長阿久津藤男君。

〔町長阿久津藤男君登壇〕

町長（阿久津藤男君） 議案第26号 平成21年度城里町一般会計予算についてであります。概要につきましては、冒頭に施政方針でご説明申し上げましたとおりであります。

予算の総額は、歳入歳出それぞれ88億6,400万円で、前年度当初比1.9%の減であります。

厳しい財政環境の中での予算編成ではありますが、予算の執行に当たりましては、町民の福祉の増進と活力あるまちづくりのため全力で取り組み、町民の期待と信頼にこたえてまいります。

慎重審議を賜り、適切なる議決を賜りますようお願いいたします。

議案第27号 平成21年度城里町国民健康保険特別会計予算について

議長（鯉渕秀雄君） 次に、日程第30、議案第27号 平成21年度城里町国民健康保険特別会計予算についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長阿久津藤男君。

〔町長阿久津藤男君登壇〕

町長（阿久津藤男君） 議案第27号 平成21年度城里町国民健康保険特別会計予算についてであります、概要につきましては、冒頭に施政方針でご説明申し上げましたとおりであります。

まず、事業勘定の予算の総額は、歳入歳出それぞれ23億8,901万9,000円で、前年度当初比7.8%の増であります。

次に、施設勘定の予算の総額は、歳入歳出それぞれ2億8,181万1,000円で、前年度当初比12.3%の減であります。

予算の執行に当たりましては、国民健康保険事業の健全な運営を確保し、社会保障及び保険給付事業の充実に全力を傾注し、また、町民の公衆衛生の向上及び増進に寄与してまいる決意であります。

慎重審議を賜り、適切なる議決を賜りますようお願ひいたします。

議案第28号 平成21年度城里町老人保健特別会計予算について

議長（鯉渕秀雄君） 次に、日程第31、議案第28号 平成21年度城里町老人保健特別会計予算についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長阿久津藤男君。

〔町長阿久津藤男君登壇〕

町長（阿久津藤男君） 議案第28号 平成21年度城里町老人保健特別会計予算についてであります、概要につきましては、冒頭に施政方針でご説明申し上げましたとおりであります。

予算の総額は、歳入歳出それぞれ624万6,000円で、前年度当初比96.9%の減であります。

予算の執行に当たりましては、適切な後期高齢者医療特別会計への移行を図りながら、町民の期待と信頼にこたえてまいる決意であります。

慎重審議を賜り、適切なる議決を賜りますようお願ひいたします。

議案第29号 平成21年度城里町後期高齢者医療特別会計予算について

議長（鯉渕秀雄君） 次に、日程第32、議案第29号 平成21年度城里町後期高齢者医療特別会計予算についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長阿久津藤男君。

〔町長阿久津藤男君登壇〕

町長（阿久津藤男君） 議案第29号 平成21年度城里町後期高齢者医療特別会計予算についてであります。概要につきましては、冒頭に施政方針でご説明申し上げましたとおりであります。

予算の総額は、歳入歳出それぞれ1億9,433万7,000円で、前年度当初比2.1%の減であります。

予算の執行に当たりましては、町民の老後における健康の保持と適切な医療の確保を図ることに全力を傾注し、町民の期待と信頼にこたえてまいる決意であります。

慎重審議を賜り、適切なる議決を賜りますようお願ひいたします。

議案第30号 平成21年度城里町介護保険特別会計予算について

議長（鯉渕秀雄君） 次に、日程第33、議案第30号 平成21年度城里町介護保険特別会計予算についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長阿久津藤男君。

〔町長阿久津藤男君登壇〕

町長（阿久津藤男君） 議案第30号 平成21年度城里町介護保険特別会計予算についてであります。概要につきましては、冒頭に施政方針でご説明申し上げましたとおりであります。

まず、保険事業勘定の予算の総額は、歳入歳出それぞれ13億5,647万4,000円で、前年度当初比10.4%の増であります。

次に、介護サービス事業勘定の予算の総額は、歳入歳出それぞれ576万1,000円で、前年度と同額であります。

予算の執行に当たりましては、加齢に伴って生ずる心身の変化に起因する疾病等により要介護状態になった方に対し、共同連帯・相互扶助の理念に基づいた介護給付の提供を実施し、また、適切な介護予防給付サービス計画を策定し、町民の期待と信頼にこたえてまいる決意であります。

慎重審議を賜り、適切なる議決を賜りますようお願ひいたします。

議案第31号 平成21年度城里町公共下水道事業特別会計予算について

議長（鯉渕秀雄君） 次に、日程第34、議案第31号 平成21年度城里町公共下水道事業特別会計予算についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長阿久津藤男君。

〔町長阿久津藤男君登壇〕

町長（阿久津藤男君） 議案第31号 平成21年度城里町公共下水道事業特別会計予算についてであります、概要につきましては、冒頭に施政方針でご説明申し上げましたとおりであります。

予算の総額は、歳入歳出それぞれ11億5,610万4,000円で、前年度当初比0.3%の減であります。

予算の執行に当たりましては、公衆衛生の向上及び公共用海域の水質の保全に全力を傾注し、町民の期待と信頼にこたえてまいる決意であります。

慎重審議を賜り、適切なる議決を賜りますようお願ひいたします。

議案第32号 平成21年度城里町農業集落排水事業特別会計予算について

議長（鯉渕秀雄君） 次に、日程第35、議案第32号 平成21年度城里町農業集落排水事業特別会計予算についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長阿久津藤男君。

〔町長阿久津藤男君登壇〕

町長（阿久津藤男君） 議案第32号 平成21年度城里町農業集落排水事業特別会計予算についてであります、概要につきましては、冒頭に施政方針でご説明申し上げましたとおりであります。

予算の総額は、歳入歳出それぞれ7億7,211万6,000円で、前年度当初比5.3%の増であります。

予算の執行に当たりましては、農業集落における生活環境の整備及び公共用海域の水質の保全に全力を傾注し、町民の期待と信頼にこたえてまいる決意であります。

慎重審議を賜り、適切なる議決を賜りますようお願ひいたします。

議案第33号 平成21年度城里町簡易水道事業特別会計予算について

議長（鯉渕秀雄君） 次に、日程第36、議案第33号 平成21年度城里町簡易水道事業特別会計予算についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長阿久津藤男君。

〔町長阿久津藤男君登壇〕

町長（阿久津藤男君） 議案第33号 平成21年度城里町簡易水道事業特別会計予算につ

いてであります。概要につきましては、冒頭に施政方針でご説明申し上げましたとおりであります。

予算の総額は、歳入歳出それぞれ5,390万6,000円で、前年度当初比1.9%の減であります。

予算の執行に当たりましては、簡易水道施設の維持管理及び公衆衛生の向上と生活環境の改善のため全力を傾注し、町民の期待と信頼にこたえてまいる決意であります。

慎重審議を賜り、適切なる議決を賜りますようお願ひいたします。

議案第34号 平成21年度城里町水道事業会計予算について

議長（鯉渕秀雄君） 次に、日程第37、議案第34号 平成21年度城里町水道事業会計予算についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長阿久津藤男君。

〔町長阿久津藤男君登壇〕

町長（阿久津藤男君） 議案第34号 平成21年度城里町水道事業会計予算についてであります。概要につきましては、冒頭に施政方針でご説明申し上げましたとおりであります。

収益的収入及び支出については、収入支出予定額それぞれ6億9,751万1,000円であります。

また、資本的収入及び支出については、資本的収入予定額が1億5,343万8,000円、資本的支出予定額が3億3,447万2,000円であります。

予算の執行に当たりましては、清浄にして豊富な水の安定供給を図り、もって、公衆衛生の向上と生活環境の改善のため全力を傾注し、町民の期待と信頼にこたえてまいる決意であります。

慎重審議を賜り、適切なる議決を賜りますようお願ひいたします。

議案書差しかえ

議長（鯉渕秀雄君） ここでお諮りいたします。

ただいま町長より日程第38、議案第35号及び日程第39、議案第36号について議案書を差しかえたいとの申し出がありました。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（鯉渕秀雄君） ご異議なしと認めます。よって、議案書を差しかえることに決定いたしました。

議会事務局長に議案書を配付させます。

〔議案書配付〕

議案第35号 城里町監査委員の選任につき同意を求めるについて

議長（鯉渕秀雄君） 日程第38、議案第35号 城里町監査委員の選任につき同意を求めるについてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長阿久津藤男君。

〔町長阿久津藤男君登壇〕

町長（阿久津藤男君） 議案第35号 城里町監査委員の選任につき同意を求めるについてであります。城里町監査委員のうち知識経験者の任期が満了となることから、城里町大字那珂西2258番地、一木邦彦さんを再任するものです。

一木さんには今まで監査委員として、合併後から城里町政の適正な財務及び事務事業の執行について厳正かつ的確な監査をいただいております。今後ともさらなる町の健全な財政運営を図っていく上においても、茨城県職員として県政発展に寄与されたノウハウ等を遺憾なく発揮いただけるものと思います。よって、地方自治法第196条第1項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

何とぞ慎重にご審議の上、ご同意くださるようお願い申し上げます。

日程変更

議長（鯉渕秀雄君） お諮りいたします。

議事日程の一部を変更し、議案第35号を先議したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（鯉渕秀雄君） ご異議なしと認めます。よって、議案第35号を先議することに決定しました。

採 決

議長（鯉渕秀雄君） これより議案第35号 城里町監査委員の選任につき同意を求めるについてを採決いたします。

本案は原案のとおり同意することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（鯉渕秀雄君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり同意することに決意いたしました。

議案第36号 城里町教育委員会委員の任命につき同意を求めるについて

議長（鯉渕秀雄君） 次に、日程第39、議案第36号 城里町教育委員会委員の任命につき同意を求めるについてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長阿久津藤男君。

〔町長阿久津藤男君登壇〕

町長（阿久津藤男君） 議案第36号 城里町教育委員会委員の任命につき同意を求めるについてでありますが、平成21年3月25日をもって任期満了になります教育委員の三村亮一さん、高野靜さんの後任に石原道明さん、大久保秀徳さんを推薦するものです。

石原さんは、教師として教育の進展にご尽力され、教育庁総務課副参事等を歴任され、平成13年3月に鉢田第二高等学校長を最後に退職されております。大久保さんは、旧常北町役場職員として教育行政等にも奉職し、退職後は小松寺の住職であります。ご両名とも性格温厚にして人望も厚く、人格、識見とも最適任者であります。よって、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

ご審議の上、何とぞご同意を賜りますようお願い申し上げます。

日程変更

議長（鯉渕秀雄君） お諮りいたします。

議事日程の一部を変更し、議案第36号を先議したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（鯉渕秀雄君） ご異議なしと認めます。よって、議案第36号を先議することに決意しました。

採決

議長（鯉渕秀雄君） これより議案第36号 城里町教育委員会委員の任命につき同意を求めるについてを採決いたします。

本案は原案のとおり同意することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（鯉渕秀雄君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり同意することに決定いたしました。

選挙第2号 城里町選挙管理委員会委員及び補充員の選挙について

議長（鯉渕秀雄君） 次に、日程第40、選挙第2号 城里町選挙管理委員会委員及び補充員の選挙についてを議題といたします。

現在、在任する城里町選挙管理委員会委員4名及び欠員が生じた場合に対応する補充員4名の全員について、本年3月24日をもって任期満了となるため、地方自治法第182条の規定により議会において選挙するものです。

お諮りいたします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にしたいと存じますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（鯉渕秀雄君） ご異議なしと認めます。よって、指名推選とすることに決定いたしました。

さらにお諮りいたします。

指名の方法については、議長において指名したいと存じますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（鯉渕秀雄君） ご異議なしと認めます。よって、議長が指名することに決定いたしました。

城里町選挙管理委員会委員に、園部孝元君、加藤木正明君、阿久津眞之君、内野信彌君の4名を、同補充員に、川又乾正君、森島忠明君、岩下 泉君、加藤木昭博君の4名をそれぞれ指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま議長が指名しました8名の諸君を城里町選挙管理委員会委員及び補充員の当選人と定めることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（鯉渕秀雄君） ご異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました8名の諸君を城里町選挙管理委員会委員及び補充員の当選人とすることに決定いたしました。

城里町議会会議規則第32条第2項の規定により、議会事務局長に当選の確定事項を告知させます。

議会事務局長三村 主君。

〔議会事務局長三村　主君登壇〕

議会事務局長（三村　主君）

平成21年3月17日

次の者当選

城里町議会議長　鯉渕秀雄

委員　住所　城里町大字上入野2356番地、氏名、園部孝元、生年月日　昭和10年10月15日、城里町大字北方641番地、加藤木正明、昭和14年11月2日生まれ、城里町大字小勝2171番地3、阿久津眞之、昭和15年4月8日生まれ、城里町大字石塚1679番地　内野信彌、昭和16年5月5日生まれ

次に、補充員でございます。

住所　城里町大字上青山747番地4、氏名、川又乾正、生年月日、昭和9年6月17日、城里町大字那珂西1836番地、森島忠明、昭和16年11月7日生まれ、城里町大字徳蔵851番地、岩下　泉、昭和22年4月10日生まれ、城里町大字孫根338番地、加藤木昭博、昭和24年4月2日生まれ

以上でございます。

選挙第3号　茨城県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙について

議長（鯉渕秀雄君）　次に、日程第41、選挙第3号　茨城県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙についてを議題といたします。

現在、在任する茨城県後期高齢者医療広域連合議会議員が、本年3月19日をもって任期満了となるため、議会において選挙するものです。

お諮りいたします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にしたいと存じますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（鯉渕秀雄君）　ご異議なしと認めます。よって、指名推選とすることに決定いたしました。

さらにお諮りいたします。

指名の方法については、議長において指名したいと存じますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（鯉渕秀雄君）　ご異議なしと認めます。よって、議長が指名することに決定いたしました。

茨城県後期高齢者医療広域連合議会議員に14番鯉渕秀雄を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま議長が指名しました14番鯉渕秀雄を茨城県後期高齢者医療広域連合議会議員の当選人と定めることにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

議長（鯉渕秀雄君） ご異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました14番鯉渕秀雄を茨城県後期高齢者医療広域連合議会議員の当選人とすることに決定いたしました。

城里町議会会議規則第32条第2項の規定により、議会事務局長に当選の確定事項を告知させます。

議会事務局長三村 主君。

[議会事務局長三村 主君登壇]

議会事務局長（三村 主君）

平成21年3月17日

次の者当選

城里町議会議長 鯉渕秀雄

住所 城里町大字上古内399番地、氏名、鯉渕秀雄、生年月日 昭和27年3月17日
以上でございます。

質 疑

議長（鯉渕秀雄君） ここで、平成21年度予算については、予算特別委員会を設置し、付託の上審議したいと存じますので、議案第26号 平成21年度城里町一般会計予算から議案第34号 平成21年度城里町水道事業会計予算についての9会計の質疑に入ります。

最初に、議案第26号についての質疑を求めます。

[「議事進行」と呼ぶ者あり]

議長（鯉渕秀雄君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第27号についての質疑を求めます。

[「議事進行」と呼ぶ者あり]

議長（鯉渕秀雄君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第28号についての質疑を求めます。

[「議事進行」と呼ぶ者あり]

議長（鯉渕秀雄君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第29号についての質疑を求めます。

[「議事進行」と呼ぶ者あり]

議長（鯉渕秀雄君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第30号についての質疑を求めます。

12番三村由利子君。

12番（三村由利子君） 議案第30号であります、介護保険事業についてでありますけれども、前年度当初比10.4%の増ということで大変驚いておりますが、介護サービス事業、介護予防事業が実施されているにもかかわらずこの予算の伸びということで、予防事業の成果、その辺をどのように検証されているのか、それに対しての予算編成であるか、その辺をお伺いいたします。

議長（鯉渕秀雄君） 保険課長加倉井一史君。

保険課長（加倉井一史君） 三村議員さんの介護の予算が10.4%伸びてあるということでの介護予防事業についてのご質問についてお答えいたします。

介護予防事業につきましては、現在、介護支援の1と2の方を対象に町の包括支援センターで、主にふれあいサロン等を実施いたしまして、各地区で介護予防事業を行っているところであります。

また、10.4%の伸びにつきましては、常北中学校の隣に新しい施設ができましたものですから、そこに通う方が若干ふえてくると思います。そんな関係で10.4%という大幅な伸びになっていると思われます。

以上でございます。

議長（鯉渕秀雄君） 12番三村由利子君。

12番（三村由利子君） 支援1、2に対してのふれあいサロン事業は承知しておりますが、それに参加する人がもうなれてきてしまったので、だんだんと参加する人が減ってきていると。シルバー体操とかそういうことも含めて、地域によっては一時大勢の方が参加されたけれども、回数を増すごとによって参加者が減ってきてしまったということですが、この高齢化率の進展と介護需要の増は、これはもうリンクするべきこととは思いますけれども、やはり加齢イコール要介護ではなくて、介護予防に力点を置いた介護事業を私はお願いしたいと思いますが、そういうことで、この給付が伸びればイコール介護保険料に響きますので、年金生活者には保険料の差し引きが、非常にこの景気の低迷しているときに影響が大であるとお年寄りの皆さんは訴えております。ですから、保険料をもうこれ以上増大させないためにも、介護予防事業に力点を置いた事業を展開されることを望みます。

議長（鯉渕秀雄君） 保険課長加倉井一史君。

保険課長（加倉井一史君） これからは三村議員さんが言わされたように、介護の予防につきまして、力を入れていきたいと思います。よろしくお願ひいたします。

議長（鯉渕秀雄君） ほかにございませんか。

[「議事進行」と呼ぶ者あり]

議長（鯉渕秀雄君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第31号についての質疑を求めます。

[「議事進行」と呼ぶ者あり]

議長（鯉渕秀雄君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第32号についての質疑を求めます。

[「議事進行」と呼ぶ者あり]

議長（鯉渕秀雄君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第33号についての質疑を求めます。

[「議事進行」と呼ぶ者あり]

議長（鯉渕秀雄君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第34号についての質疑を求めます。

[「議事進行」と呼ぶ者あり]

議長（鯉渕秀雄君） 質疑なしと認めます。

以上で、議案第26号 平成21年度城里町一般会計予算についてから議案第34号 平成21年度城里町水道事業会計予算についての9会計の質疑を終結いたします。

予算特別委員会の設置・付託

議長（鯉渕秀雄君） 続いて、議案第26号から議案第34号の以上9件についてお諮りいたします。

議案第26号 平成21年度城里町一般会計予算についてから議案第34号 平成21年度城里町水道事業会計予算については、地方自治法第110条及び城里町議会委員会条例第5条の規定により予算特別委員会を設置し、これに付託し、会期中に審査したいと存じますが、これにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

議長（鯉渕秀雄君） ご異議なしと認めます。よって、議案第26号から議案第34号については、議案付託表のとおり予算特別委員会に付託し、所管常任委員会ごとに審議することに決定いたしました。

ここで暫時休憩いたします。

休憩中にただいま設置されました予算特別委員会の委員の選任を、議員控室においてお願ひいたします。

午後 2時09分休憩

午後 2時30分開議

議長（鯉渕秀雄君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

予算特別委員会委員の選任

議長（鯉渕秀雄君） お諮りいたします。

ただいま設置されました予算特別委員会の委員の選任につきましては、城里町議会委員会条例第5条第1項の規定により、議長において次の諸君をご指名申し上げます。

1番河原井大介議員、2番関 誠一郎議員、3番寺門博志議員、4番阿久津則男議員、5番桐原健一議員、6番飯村吉伊議員、7番小林祥宏議員、8番玉川台俊議員、9番南條 治議員、10番杉山 清議員、11番寺田和郎議員、12番三村由利子議員、13番小松崎三夫議員、15番根本正典議員、16番阿久津尚一議員、17番小堺 孝議員、18番小林 宏議員の以上17名の諸君を予算特別委員会委員にご指名申し上げたいと存じます。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（鯉渕秀雄君） ご異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました17名の諸君を予算特別委員会委員に選任することに決定いたしました。

ここで暫時休憩いたします。

休憩中に予算特別委員会を開き、正副委員長の互選を願います。

午後 2時33分休憩

午後 2時34分開議

議長（鯉渕秀雄君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

予算特別委員会正副委員長の報告

議長（鯉渕秀雄君） 休憩中に予算特別委員会を開き、正副委員長の互選をしていただきましたので、ご報告いたします。

委員長に12番三村由利子君、副委員長に13番小松崎三夫君が選任されたので、ご報告いたします。

陳情第1号 「協同労働の協同組合法（仮称）」の速やかな制定を求める意見書に関する陳情書

陳情第2号 消費者行政の抜本的拡充を求める陳情書

議長（鯉渕秀雄君） 次に、日程第42、陳情第1号 「協同労働の協同組合法（仮称）」の速やかな制定を求める意見書に関する陳情書及び日程第43、陳情第2号 消費者行政の抜本的拡充を求める陳情書の以上2件の取り扱いについて、議会運営委員長よりご

意見を賜りたいと存じます。

13番議会運営委員長小松崎三夫君。

〔議会運営委員長小松崎三夫君登壇〕

議会運営委員長（小松崎三夫君） 議会運営委員会を代表いたしまして、陳情第1号及び陳情第2号の取り扱いについて意見を述べさせていただきます。

陳情2件の取り扱いについては、慎重に審査すべきと考えます。よって、陳情第1号「協同労働の協同組合法（仮称）」の速やかな制定を求める意見書に関する陳情書及び陳情第2号 消費者行政の抜本的拡充を求める陳情書については産業建設常任委員会へ付託し、会期中の審査をお願いいたしたいと存じます。議長においてお諮り願いたいと思います。

以上です。

議長（鯉渕秀雄君） ここで、お諮りいたします。

陳情2件の取り扱いについては、ただいまの議会運営委員長の発言のとおり、陳情第1号及び陳情第2号は産業建設常任委員会へ付託し、会期中の審査とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（鯉渕秀雄君） ご異議なしと認めます。よって、陳情2件については産業建設常任委員会へ付託し、会期中の審査とすることに決定いたしました。

散会の宣告

議長（鯉渕秀雄君） 以上で、本日の日程はすべて終了いたしました。

なお、明日18日から25日までの8日間は休会ですが、23日から25日までの3日間は予算審議のため常任委員会を予定しております。議員各位は所管の委員会にご出席ください。

次の会議は、第10日目の26日午前10時に開会し、通告第1号、12番三村由利子君の一般質問から入りますので、午前9時50分までにご参集ください。

本日はこれにて散会いたします。

大変お疲れさまでした。

午後 2時37分散会

平成 21 年第 1 回
城里町議会定例会会議録 第 2 号

平成 21 年 3 月 26 日 午前 10 時 02 分開議

1. 応招議員

1 番	河原井 大 介 君	10 番	杉 山 清 君
2 番	関 誠一郎 君	11 番	寺 田 和 郎 君
3 番	寺 門 博 志 君	12 番	三 村 由利子 君
4 番	阿久津 則 男 君	13 番	小 松崎 三 夫 君
5 番	桐 原 健 一 君	14 番	鯉 渕 秀 雄 君
6 番	飯 村 吉 伊 君	15 番	根 本 正 典 君
7 番	小 林 祥 宏 君	16 番	阿久津 尚 一 君
8 番	玉 川 台 俊 君	17 番	小 坏 孝 君
9 番	南 條 治 君	18 番	小 林 宏 君

1. 不応招議員

な し

1. 出席議員

1 番	河原井 大 介 君	10 番	杉 山 清 君
2 番	関 誠一郎 君	11 番	寺 田 和 郎 君
3 番	寺 門 博 志 君	12 番	三 村 由利子 君
4 番	阿久津 則 男 君	13 番	小 松崎 三 夫 君
5 番	桐 原 健 一 君	14 番	鯉 渕 秀 雄 君
6 番	飯 村 吉 伊 君	15 番	根 本 正 典 君
7 番	小 林 祥 宏 君	16 番	阿久津 尚 一 君
8 番	玉 川 台 俊 君	17 番	小 坏 孝 君
9 番	南 條 治 君	18 番	小 林 宏 君

1. 欠席議員

な し

1. 説明のため出席した者の職氏名

町 長 阿久津 藤 男

副	町	長	赤	津	康	明
教	育	長	石	原	道	明
代	表	監査委員	一	木	邦	彦
総務	務	課長	田	上	勤	
企画	財政	課長	阿久津	保	巳	
税務	務	課長	山	口	充	彦
町民	課	長	横	田	栄	子
保険	課	長	加倉井	一	史	
健康	福祉	課長	松	本	秀	利
産業	振興	課長	田	口	喜	一
都市	建設	課長	栗	林	俊	
下水	道	課長	高	橋	洋	造
会計管理者（会計課長）			川	又	重	光
水道	課	長	松	崎		榮
農業委員会事務局長			阿久津	道	男	
教育委員会事務局長			海	野	勝	美

1. 職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	三村	主
局長補佐	小林	恵子
書記	桑野	智弘

1. 議事日程

議事日程第2号

平成21年3月26日（木曜日）

午前10時00分開議

1. 付議事件

一般質問

1. 本日の会議に付した事件

一般質問

午前10時02分開議

議員の出欠

議長（鯉渕秀雄君） 議員各位には何かとご多用のところご出席をいただき、大変ご苦労さまです。

ただいまの出席議員数は18名です。

開議の宣告

議長（鯉渕秀雄君） 定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

なお、説明のため、町長、副町長、教育長、代表監査委員、課長、局長がそれぞれ出席しております。

なお、三村教育長については3月25日で任期満了となっており、本日から石原教育長が出席しております。

傍聴人6名を許可いたしました。

議案書差しかえ

議長（鯉渕秀雄君） ここでお諮りいたします。

ただいま町長より日程第26、議案第23号について議案書を差しかえたいとの申し出がありました。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（鯉渕秀雄君） ご異議なしと認めます。よって、議案書を差しかえることに決意いたしました。

お手元の議案書と差しかえをお願いいたします。

一般質問

議長（鯉渕秀雄君） 本日は一般質問から入ります。

なお、質問者は一般質問席へ登壇の上行い、最後の答弁まで一般質問席でお受けくださるようお願いいたします。

また、質問回数は3回まで、質問時間は60分を超えることはできませんので、質問、答弁とも簡潔にお願いいたします。

さらに、類似した質問が出たときは、後から質問される方は、重複質問をしないようお願い申し上げます。

それでは、通告第1号、12番三村由利子君の発言を許可いたします。

12番三村由利子君。

〔12番三村由利子君登壇〕

12番（三村由利子君） 12番三村でございます。

質問の前に、このたびの町長選挙におかれまして、阿久津町長にはご当選まことにおめでとうございます。町長のこれから約4年間の町政執行に対しては、積極的に果敢に臨まれ、そして、町民の福祉の向上にご尽力を賜りますようよろしくお願ひ申し上げます。

そして、本日から就任なさいました石原教育長さん、まことにおめでとうございます。教育行政にこれまでの実績と経験を生かされまして、ご尽力賜りますようよろしくお願ひ申し上げます

それでは、一般質問に入らせていただきます。

激しい選挙戦を勝ち抜き、町長のポストを獲得された町長は、この会期の冒頭に施政方針を発表されました。施政方針は町長としての行政の指標、政治の目指す方向を示すものであります。生活が第一、ふるさと再生をスローガンにして当選された町長の特色、カラーが示されていないのが残念に思いました。町の最高責任者として、町長の政策判断、リーダーシップが町の命運を左右いたします。町民に付託を受けたのですから、積極的にその責任を果たすべきと私は思います。

また、町長は、施政方針の中でマニフェストにふれております。「マニフェストは私の政治信条であり、財政が許す限り公約の実現に努力する」ということであります。公約は町民に対する約束、いわば契約書でもあります。選挙で示した理念、ビジョンを確実に実行するための政策がマニフェストであると私は考えております。

実践なき理論は空虚であるという人もいますが、マニフェストは政策実現の時期や政策に対する財源をしっかりと明示し、責任ある形を掲げることがマニフェストであると私は思っております。財源が許す限り実現していくとの発言でございますが、限られた財源の中で、あれもこれもやろうとするから財源に行き詰まり、公約ができないのであり、財政状況の厳しい現在においては、事務事業、あれをするかこれをするかという選択で理論と実行体制を具現化していくことで、町長のスローガンである生活が第一の基点に立てる約束が実現できるのではないかでしょうか。どうか新町長においては、気概を持って果敢にまちづくりに傾注していただきたいと私は切に望むものでございます。

そこで、阿久津町政初年度の重点施策は何であるのかをお伺いいたします。

施政方針の環境対策の推進では、循環型社会に対応の一環として、廃食用油の再資源化のための回収を促進するところですが、どのような方法で実施されるのか、新たな方法をお考えでしたらお伺いをいたします。

道路交通体系の整備において、デマンド交通ふれあいタクシーによる高齢者や交通弱者の足の確保に努めることで、利用が定着している中で、土曜日曜にも運行してほしいとの声が多いことに対し、町長は、土曜日曜運行に向けて前向きに検討する考えがありますかどうか、お尋ねいたします。

さらに、保健・医療の充実では、妊産婦健診補助を充実させると明記されておりますが、具体的な施策はおありでしょうか、お伺いいたします。

次に、「豊かな地域資源を活かした魅力と活力あふれるまちづくり」について、農業の振興を掲げていらっしゃることは、私も共感をするものでございます。ぜひともこの農業政策に力を入れてほしいと願うものであります。

農業だけでは生活していけない、農業経済が成り立たない状況になっているのはこれまでの農業政策の失敗であり、その影響から弱者は農業者の皆さんでした。地球温暖化による異常気象で、世界の食糧供給が過剰から不足へと転じ、食糧を海外にゆだねている我が国の農業は、安全性の点からも国内の食糧供給力を高め、国民の食の安全に努めることが今強く求められております。

W T O 農業交渉も、我が国においては予断を許さない状況にあります。今我が国は農業の足腰を強めなければならぬ時期にきております。しかし、現実は耕作放棄地の増大がとまらない状況にあり、まずその大きな原因として、農家の高齢化により労働力が不足して生産性が低くなってきており、農地の受け手がいない、土地条件が悪いなどの原因が掲げられております。農地は荒廃させず耕作するものとの基本理念の共有をもとに、農業復権に向けて新たな取り組みが必要だと思いますが、農業振興のために町長はどのような見解をお持ちでしょうか、お伺いいたします。

次に、観光・レクリエーションの振興においては、健康増進施設ホロルの湯についてふれられております。

何かと課題の多いホロルの湯ですが、私は開設以前よりこの施設に対し異議を唱えてまいりました。当時他の市町村で類似施設が次々と開設する中で、このホロルの湯の将来に向けて健全運営を危惧したからであります。負の遺産になるのではないかと心配してきましたが、今、町の財政が厳しい状況下で、次から次と公金を使ってホロルの湯を運営していくことに住民が納得してくれるのか、私は疑問に思ってまいりました。自治体の扱う公金は、そこに住む住民全体のお金であります。ほとんどの町外の利用者のために公金をつぎ込んでいくことを、私は疑問に思うものであります。

近くにある老人センターやまゆり荘と同時運営は当初から異論を唱えてきました。やまゆり荘とホロルの湯の2施設の運営は、互いの集客率を低め、業績を悪化してきたように私は思います。当時の町長は、やまゆり荘は高齢者がおふろに入ったり、クロッケーをしたり、陶芸教室を開いたりして、高齢者の生きがいの場所とするので、両立は可能だと明言されたのであることを記憶しております。

箱物行政が後年度に及ぼす影響、目の前のことばかりでなく、遠く将来を見据えた運営に誤りがあったことに反省しなければならぬと私は思っております。その上で今回、効率のよいホロルの湯の運営をすることのございますが、その妙案を町長からご教示いただければと思っております。

次に、「次世代を担う豊かな心の育成と歴史・伝統を大切にするまちづくり」の教育の充実についての質問ですが、教育委員会の事業についての透明性と客觀性を確保するため、外部評価委員会を設置すると主張されておりますが、この件について具体的に説明を求めます。

また、マニフェストで、常北高校を特色ある有数の高校へ育てると公約されておりますが、これはどういうことなのかを伺います。

次に、生涯スポーツ推進においては、現在年一度合同の町民運動会を実施しておりますが、この運動会のあり方について、町長はどのようにお考えでありますか、見解をお伺いいたします。

次に、「住民と行政がともに手をとりあう開かれたまちづくり」についてであります、町長は、各支所を巡回し住民の声を聞き、町政に反映していく、一体感の意識をはぐくむと約束されていますが、この件についても見解をお尋ねいたします。

また、マニフェストによる城里芸術の里の構想で、芸術家を受け入れると明言されていることについて、具体的な考え方の説明を求めます。

最後に、喫緊の課題と思われる行財政運営の合理化についての質問であります、行財政改革が叫ばれて久しくなりますが、残念ながら目立った進展がないように私は思います。前例に倣っていれば、変わったことをして失敗し責任を問われるよりはという考えはないのでしょうか。

また、平成21年度歳入合計が88億6,400万円と、対前年比1.9%の減は、さらに厳しい財政状況にあるわけですが、限られた財源はこの経済状況からさらに厳しくなることが予想されることから、抜本的な財政改革、見直しが必要かと思うわけでございますが、行財政運営の合理化について町長はどのようなビジョンをお持ちなのか、お伺いいたしまして、1回目の質問を終わります。よろしくお願ひいたします。

議長（鯉渕秀雄君） 町長阿久津藤男君。

〔町長阿久津藤男君登壇〕

町長（阿久津藤男君） 12番三村由利子議員の一般質問にご答弁を申し上げます。

まず最初に、施政方針の重点施策は何かということのご質問でございますが、平成21年第1回議会定例会における私の施政方針であります、去る2月27日に町長に就任して、間もない中での定例会でありますことから、公約で申し上げてまいりました項目も十分には示すことはできませんでしたが、各施策で述べましたことは、総合計画の前期計画に位置づけた重要な事務事業であります。城里町民にとっては必要不可欠なものでありますので、私としましては、これらの事業を推し進めていくことはもちろん、さらに公約で掲げた政策については、補正予算や総合計画の後期計画に今後反映させていきたいと思っております。

次に、廃食用油の再資源化についてでございますが、町で廃食用油を回収し、関東バイ

オエナジー株式会社で精製し、バイオディーゼル燃料として地球温暖化防止に役立てて頂くところでございます。

回収実施状況でございますが、平成19年11月からは学校給食センターで回収を開始し、平成20年8月からは町内全域を対象として回収を実施してあるところでございます。毎月20日から25日までを回収日と定めて、町内全域に広報無線等で呼びかけを行っているところでございます。

次に、デマンドタクシーの土曜日曜運行についてでございますが、デマンド交通システムは福島大学の経済学者であります奥山教授の提唱するシステムでございまして、当初から平日運行、土日運休の試走となっております。これには以下の理由が挙げられるようございます。

1つとして、土曜日曜、祝日は家族が休みで家にいる家庭が多く、デマンド交通の利用が少なくなります。2つ目として、利用者のほとんどがお年寄りで、主な行き先は病院が挙げられます。病院は土曜日曜日休みですので、利用者の減が予想されます。3番目として、地元の交通事業者にも配慮する必要があるということでございます。4番として、運行時間が伸びればタクシーの借上代や人件費が絡み事業費の増大になり、ひいては町の補助金もふえることになります。本町ではこれらのこと踏まえまして、地域公共交通会議に諮り、平日のみの運行と決定した経緯でございます。

デマンドタクシーを導入しているほとんどの自治体では、月曜から金曜日までの週5日運行となっております。土曜日を運行しているのは東海村、土日とも運行しているのは栃木県芳賀町だけでございまして、利用状況を伺いますと、土曜日曜の利用者数は、平日の2分の1から3分の1になるとのことでございます。

以上のことから、本町ではご家族のふれあいの機会を大切にし、現状のまま平日のみの運行で続けていきたいと思って考えております。

次に、事務事業の全般の中で、妊婦健診補助の具体策でございますが、妊産婦健診につきましては、財政状況もかんがみ、昨年度に県内の全市町村において受診補助を最低でも5回として統一し、当町でも2回から5回へ拡充してきたところでございます。

厚生労働省では、かねてから妊婦健診は14回程度、公費負担についても14回程度とすることが望ましいとしてきたところであります。今国会に上程された第二次補正予算関連法案が可決され、妊婦健康診査臨時特例交付金が創設されたところでございます。これは国が当該交付金を都道府県に交付して、県が妊婦健康診査支援基金を創設し、実施市町村に助成されるものであり、茨城県議会においても当該基金の設置が可決されたところでございます。

昨年度5回の拡充については、地方交付税に算入があり、平成21年度から追加する9回の補助については、町が補助した費用の2分の1を県の創設した妊婦健康診査支援基金から町へ交付されることになります。

なお、県の妊婦健康診査支援基金は、平成22年度までの2年間をもって改正されることから、その後は情勢を見きわめながら適切に対応してまいりたいと思っております。

次に、農業の活性化対策についてありますが、本町の農業は、農業従事者の高齢化が進み、農家数や耕作面積が減少し、耕作放棄地が増加しております。農業を取り巻く環境は大変厳しく、町としてどのように推進していくか、今模索しているところでございます。

しかしながら、本町で農業を目指す就農者は年々増加しております。平成20年度は6人が本町において農業に取り組んでおります。ただ、農地の確保や住宅等の問題で断念した人もたくさんあるのが現状であります。これから新規に農業を目指そうとする人を本町に残すには、農地の提供や住宅等の確保が急務となっております。

町としましては、これらを積極的に推進するために、町単独の補助事業、新規就農者支援事業を活用しながら、関係機関一体となって町内外にPRをしながら活性化に取り組んでいきたいと考えております。

次に、ホロルの湯の効率的な運営を図る具体策とはについての質問でございますが、ホロルの湯には改善するところはたくさんあると思いますので、自分の目で確かめながら現況を把握し、改善できるところは改善しながら、町民の健康増進のために施設の有効利用を図っていきたいと考えております。

いずれにしましても、入場者をふやす方法をして、赤字を減らすことが効率的な運営につながると考えておりますので、これからの中で入場者をどうしてふやしたらいいのか、考えていきたいと思っております。

それから、外部評価委員会等のことにつきましては、後ほど担当課長のほうから説明させます。

常北高校の有数な学校に育ててということで、私は公約の中に申し上げておきましたが、本県の中学校卒業者につきましては、平成元年3月卒業者をピークとして減少してまいりました。今後も平成29年度までおだやかな減少傾向が続き、さらに平成30年度以降は再び急激に減少することが見込まれております。このような状況に対応するため、茨城県においては今後の生徒減少に対応した活力ある県立高等学校づくりを図るため、適正な規模と適正配置についての検討がなされております。

町内唯一の高等学校である常北高校は、昨年の入学者が60名、平成21年度は56名が入学を予定しており、一時減少した入学者が戻りつつあります。これは学校関係者の入学生募集に対する努力と学校教育、進路指導の成果であります。私は地域の教育拠点として、少人数学校であっても地域に愛される高等学校として存続することを望んでおります。

そのような中、高等学校においても弾力的で特色ある教育課程の導入など、個性を押し出すことが必要であると考えておりますので、今後機会あるごとに関係機関へ申し入れをしてまいりたいと考えております。あわせて、各種事業における常北高校との連携、生徒の参画により協働のまちづくりを推進して、活気ある元気な町にしていきたいと考えてい

るところでございます。

次に、城里芸術の里構想で、芸術家を受け入れることについてでございますが、町内在住の芸術家、陶芸家、画家などとの交流を深めて、歴史的なものを町外に発信するとともに、芸術家を目指す若者が城里町に住んでくれれば、町の活性化に結びつくものと考えてあるところでございます。

次に、町民運動会についてであります、合併後、本年度で第4回（第1回は雨天で中止）開催の町民運動会は、町内で唯一の来場者の駐車場スペースが確保できる常北中学校グラウンドで開催されております。開催までの流れは、体育指導員会議で素案を検討し、区長生涯学習推進委員合同会議の意見を踏まえ、最終的に実行委員会において決定されております。

区長生涯学習推進委員合同会議では、少数意見ではございますが、各地区中学校単位での開催要望がございます。また、各区の全体意見としては、区対抗種目の選手確保が困難、種目のマンネリ化傾向などの意見が出されていますが、少しづつ改善を図りながら開催しているところでございます。

町民運動会については、健康で元気なまちづくりのため、今後いろいろな意見を伺いながら開催のあり方を検討していきたいと思っております。

次に、各支所を巡回し、そして住民の声を聞くことについてであります、合併してから町民と行政との関係が希薄になったという町民の声をよく聞きますが、これは町民の声がなかなか行政に届かないというのが原因だと思っております。とにかく対話が求められていることを実感しておりますので、あいた時間を利用して支所等を巡回したいと思っております。その中で町民の方々からいろいろなご意見等を伺い、町政に反映していきたいと思っております。

行財政運営の合理化をということでございますが、平成17年3月29日、総務省から地方公共団体における行政改革の推進のための新たな指針が示されまして、本町においても、平成17年度を基点として、平成21年度までの具体的な取り組みを明示した集中改革プランを策定し、取り組んでまいりました。その集中改革プランの骨子でございますが、事務事業の再編、整備、民間委託等の推進、定員管理の適正化、手当の総点検を初めとする給与の適正化、第三セクターの見直し、経費節減等の財政効果でございます。

今後は、平成21年度の施政方針でも申しましたが、まず、本年度は現行の集中改革プランの進捗状況を踏まえ、次期5カ年計画を策定するに当たり、分権型社会における地方公共団体の自主的決定権の拡大に伴い、住民の視点に立った各種施策と住民への説明責任が必要であり、公平の確保と透明性の向上を図ることが必要不可欠であると考えております。

以上、ご答弁申し上げましたが、よろしくご理解を賜りますようお願い申し上げまして、ご答弁いたしたいと思います。

議長（鯉渕秀雄君） さらに、傍聴人1名を許可いたしました。

教育委員会事務局長海野勝美君。

〔教育委員会事務局長海野勝美君登壇〕

教育委員会事務局長（海野勝美君） 三村議員さんにご答弁を申し上げます。

外部評価委員の内容についてでございますけれども、本年度から実施をするものでございまして、その内容につきましては、教育委員会の権限に属する事務の管理、さらに執行状況につきまして、外部の視点から評価を行っていただくものでございます。その結果を教育委員会に報告をいただくものでございます。

組織でございますが、評価委員につきましては、特に教育に関して学識経験を有する者、この中から教育委員会が委嘱するものでございます。人数につきましては、3名でございます。

なお、任期につきましては2年でございます。

以上です。

議長（鯉渕秀雄君） 12番三村由利子君。

12番（三村由利子君） 町長には1点1点答弁をいただきましたけれども、ちょっと要約のできないような答弁の部分もありましたので、私の再質問とさせていただきますが、公約の政策には次期補正で対応したいという旨であります。補正予算のあり方というものはそれでよろしいんでしょうか。当初から補正ありきというお考えは、私はいかがなものかなと思います。

定例会も、新町長にかわりましたので、月末に1週間は送ったわけでございますが、政策に対する予算はある程度のものは組み、できただけの時間はなかったのかなと、その辺を疑問に思うわけであります。とにかくもう付託をされたんですから、町長は責任を持って、自信を持って自分のやりたいことをこういうふうに政策に反映するんだという構えを持って、自信を持って遂行していただきたいと思っております。

それから、先ほど廃食用油の説明がありましたけれども、この廃食用油について、つまりBDFについては、これまで施政方針にはなかったものを今回の町長の施政方針には新たに明記されておりますので、新たな何か方策があるのかなということを考えまして、質問させていただいたわけですが、先ほど町長が答弁された現在の回収状況は、私もこれは把握しております。月約250から300リットルぐらいの食用油が回収されていて、リッター5円ぐらいで業者に引き取ってもらっているということは私も存じ上げてありますが、新たに何かほかの方法で町ぐるみでこの事業を実施されるというお考えがあるのかなという思いがありましたので、改めてこのBDFに関してはお尋ねをしたわけであります。

これはあくまでも動物性の脂ではだめなんです。植物性の油でなければ回収はできないというルールになっておりますので、やはりいろいろとここに規制があるわけですけれども、資源の再資源化ということでこれはどんどんと進めていただければと思っておりますが、家庭での回収がまだいまいち十分ではないのかなと思っておりますので、その辺も十

分にPRをなされて、家庭からの油、これもごみと一緒に今は固めて捨てるとか、家庭内で処理してしまっているという方が大方でございますので、周知徹底してその油の回収をさらに進めていただければと思っております。

それから、デマンド交通でありますけれども、土曜日曜は家族がいるので、家族とのコミュニケーションということを考えて、土日はデマンド交通は運行しないという理由になっているということは、以前からそういう説明を受けて聞いておりますけれども、それでもなお、土曜日曜も利用したいという町民の声は大きいんです。今は核家族でありますから、なかなか若い人に一々どこどこへ連れていってほしいとかなかなか言えない、遠慮しているお年寄りもあります。ですから、そういう人たちが土曜日曜もデマンドが走ってくれたらいいのになという声は実際にあります。

それで、町長も第一のモットーとしている町民の声を聞く、そしてそれを行政に反映させるというその辺からいえば、やはり利用者は半減するかもしれません、その辺も考えて弱者に対するそういう思いやり、経費との関係もありますけれども、町民の声を反映させるという町長の理念を私は実現させるためには、その辺も十分に検討する価値があるかなと思っておりますので、よろしくお願ひいたしたいと思います。

それから妊産婦健診、これは今、舛添大臣が必死に国民の立場に立って少子化対策、あるいはこういう医療制度に改革を行っていただいているとして、つい最近、年14回の健診が実施されるということに法の改正がされました。妊産婦、女性にとっては大変ありがたい話だなど。特にこの経済状況が悪い中で、1回1万円の負担をしていただけるということは、妊婦にとっては大変なこれは助けてあります。

これから子供をもうけていきたいという若い女性のためには大変大きな支えになるということで、この制度は大変力になる、妊産婦にとっては大きな柱かなと思っておりますので、大変私も期待をしているところでありますが、これが継続してずっとされていくということを切に希望するわけでありますが、特に今この高齢化社会で、女性の社会進出、特に女性の労働力が非常にこれから要求されるときに、子供をもうけたけれども働く場所がなくなってしまうというのがこれまでの状況なんですが、子供を産んで、そして産む環境は整ったけれども、さて、その子どもをどうするか、つまり保育施設です。その辺まで町長、視野を広めて対応をしていただければと思います。

つまり保育所に預けられない待機児童とか、そういう乳幼児がいるわけでございます。働きたいけれども子どもがいては働けないという若いママたちがおりますので、保育施設の充実、あるいは子育てサポート、そういうものを立ち上げていただいて、子育てに行政がバックアップするというような体制も新町長としてそういう方向づけをしていただければ、働く女性にとっては大変心強いかなと思っております。これは別にほかの自治体にまねることでなく、この町が率先してそういう体制づくりをしていくて、働く主婦たちの力になってやるということは、大変価値のある行政かなと思いますので、その出産環境は整

っても、それからの保育の問題で行き詰まるということが大変多いわけでありますので、その辺も視野を広めて、町長には保育環境もこれから施策に組み入れていただければと思っております。よろしくお願ひいたします。

次に、農業の振興についてでありますけれども、先ほど農地の提供と住宅の提供をするというようなことを町長はお話しさいましたけれども、どうしてこのように農業が衰退してしまったのかなということは、町長もご存じであると思いますが、農業では食べていけない、農業者は生活していくといふこの実態、やはりこれまでの農業に対する国政の誤りであったなというふうに思っております。その一番の被害者が農家の方々なんです。その辺から考えまして、やはり今農業は本当に見直さなくてはならないという時代に入ってきたているかなと思いますので、この農業の振興については、さらに私は力を入れるべき分野ではないかなと思っておりますので、町長には大変期待するところでありますので、農業政策、ぜひとも力を入れていただきたいなと思っております。

つまり担い手です。農地を受けて農業生産をしていくというその農業に意欲を持った、そして農業に対する能力を持った人、担い手、それを積極的に育成をするということです。その辺が非常にキーポイントになるかなと思っておりますので、担い手の育成には特段の力を入れていただきたいなと思っております。とにかく70歳、80歳で農機具で耕している方がありますので、その方たちも自分の代でもう農業は終わりだとあきらめている方がたくさんいるわけでありますので、そういう方々にかわって農業生産を任せられるそういう受け手、その辺の育成には特段に力を入れていただければと思っておりますので、その辺のお考えももう一度伺いたいと思います。

それから、農業を振興するためには、やはり地域資源であります農地を大切にする、農地を活用するということも大きな課題であるかなと思っておりますが、農地の件で町長にお伺いしたいんですが、農業振興促進地域（農振）のエリアというものがございますね。ここは農業振興地域だから基本的には農地以外に転用はだめだよというのがこの農振法なんです。ところが、最近になって非常に一等地の農地であっても、農地転用がまかり通る時代になってしまったということが実在しております。

農振の審議委員会に入っておりますけれども、えっ、こんなところを転用させていいのかなと、疑問を持つような農振の転用が出されておりますけれども、農振の区域のエリアの見直し、これが5年に1回というふうに伺っております。平成21年度はそのエリアの見直しの時期であるというふうに思っておりますけれども、その農振のエリアの見直しについて、町長はどのようにお考えでいらっしゃいますか。やはり農業を守るために農地を守る、これが基本というふうにお考えになるか、それとも、町を活性化させるために転用を認めて、虫食い状態でも開発行為を認めるか、そういう方向に町長は判断されるのか。農振エリアの見直し、この点について町長はどのような見解をお持ちなのか、その辺もお伺いできればと思っております。

それから、教育関係でございますけれども、先ほど教育委員会事務局長から外部評価委員のその制度の内容について説明がありました。透明性を確保するためにこういう制度を設けるということありますけれども、教育行政がこれまで不透明であったという裏返しというふうに解釈していいですか。透明性を確保するためというふうにこの外部評価委員制度を設けるということの目的があるようですが、私はその辺での教育行政に対しては信頼し、これまで見ておりましたので、その辺がちょっと私には理解できないかなというところなんですが、その外部評価委員制度と学校評議員の違い、恐らくその構成員が違うんだろうと思いますけれども、外部評価委員はやはり教育や学識のある方を3名程度ということでございますけれども、学校評議員もまた同じような内容で委員会が開催されるのかなというふうに素人判断で思いますけれども、その点の違いはどういうことなのかをお伺いいたします。

それと、常北高校、特色ある学校ということで、これはもう私も大賛成でございます。これまで常北高校の後援会の一員として、たびたび常北高校には伺って、いろいろ校長先生、教頭先生、あるいはその所管の先生方の話を聞いてまいりました。常北高校でも一生懸命生徒の確保に大変この一、二年は努力をされて、本当に涙ぐましい努力をされていらっしゃいます。ですが、今、町長があっしゃったように、特色ある学校をつくるのには、まず生徒を確保しろということなんです。これまでやはり常北高校としても、高校を考える会としても、県のほうに何か実践できる課目、特科を設けてもらえないかというような要請はしていたようでございますけれども、そのたびに知事から言わることは、まず地元で生徒を確保しなさい、集めなさいと、それがまず先決だというふうにいわれてきたように報告を受けております。

そういうことから、合併前、阿久津町長も七会のほうから常北高校の後援の一人として、たびたび出席されていたと思いますが、残念ながら町長のいらっしゃいます七会からは入学生徒はいないんです。町長もその点はよくお考えになって、常北高校を本当に特色ある町内に唯一の県立高校として存続していくためには、まず生徒を集めなければならない、これが県の要請でありますので、生徒を集めることで、町長としてもご尽力をいただければと思っております。七会からは1人も入学生がないというのが現状でありますので、その辺もまずご理解をいただければと思っております。

次に、町民運動会についてでありますけれども、運動会が終わってから、町民アンケートというのを運動会について2,000人ぐらいの方ですか、抽出して、運動会に対してのアンケートをとったり、区長さんからのご意見なども集約されて、担当課はそれを持ってるわけでありますけれども、やはりそのたび出てくることは、各中学校単位で運動会をやってもらえないかという要望が圧倒的に多いというデータが出ているようでございます。

そこで、各中学校単位で運動会をやるとどういうことになるのかということで、私も所管だったころ、所管の教育委員会に聞いたことがあります。中学校単位でやるとなると、

地域任せにしなければならない。役場はタッチしないということなんです。手も出さない、お金も出さないと、地域でやる運動会にしてほしいという話を聞いたことがございます。そうしますと、やはり町民運動会というねらいが、お金も手も出さないから各地域で各地区でやってくださいというふうにしてしまいますと、これはやはり合併の弊害というような嫌いも出てくるのかなと思います。

ただ、今合同で1回やっていることに対しても、大変いろいろ意見がありまして、七会地区のほうからはなかなか参加してもらえないというようなこともありますし、やはり地元で従来どおりの運動会ができればなというふうな意見も多いわけですが、その辺で町長は従来どおり合同で1カ所でやるか、それから中学校単位で地域におろして運動会をするか、その辺はもうそろそろ判断をしなくてはならない時期にあるかなと思っておりますので、町長としてのお考えをお聞かせいただければと思います。

それで、その運動会に利用するバス運行、これはバスを各ルートを設けて事前に町民に周知をして、バスは運行しているんですが、非常に利用者がいないということなんです。ちなみに去年の運動会は何人ぐらいバスの利用者があったんでしょうか、そして、そのバスを各3地区巡回するのに費用はどのぐらい使っているのか、その辺を改めてお伺いいたします。

それから、各支所を巡回して町民の声を聞いて、そして町民の声を反映すると。合併してなかなか町民の声が届きにくいという町長の先ほどのお話でありまして、それに対して各支所を回ってお話を聞くということありますけれども、支所というのは桂支所とか、七会支所、庁舎を回るということで理解していいんですか。

それから、一体感の町民の意識の問題でありますけれども、これは町長が当初「合併しないほうがよかったです」という町民の声に責任を感じた」という発言をされましたけれども、この町長の発言に対してもほかから大変ブーリングが上がったということは、町長はご存じでありますか。合併を推進した町長としては、このことは私は禁句ではなかったのかなと私個人は思います。そういう町長の発言自体が広い合併した町民に対して一体感をはぐくむことのブレーキになっているのではないかと私は思います。

合併はスタートなんです、ゴールではないんです。これから何年も先にかけてまちづくり、一体感の醸成をしていくわけでありますから、合併してすぐにそれを判断するのはちょっと早過ぎなのではないかなというふうに思いますので、その辺、支所を回って話を聞くということも町長のビジョンでありますから、それはよろしいんですが、合併はすぐには成果は出ないと。長期にわたって長い目で追っていって、そして町民の福利増進に努めるということが合併のねらいでありますので、そこをお尋ねしておきます。

それから、ホロルの湯、効率のよいホロルの湯の運営でございますけれども、町長もお気づきのとおり、改善するところが多々あるということでございますけれども、このホロルの湯の事業を実施するときの大義名分は、町民の健康増進のためということでありまし

た。でも、実際利用しているのは極端に町民は少ないんです。8割ないし9割が町外の利用者なんです。ですから、本当にその数字からいえば、町民の健康増進施設に役立っているのかなということが私自身はちょっと懸念いたします。そしてそういう利用者の状況に對して、この財政が逼迫している中で、町外の利用者の人のために、厳しい財政状況からお金を、皆さんのが税金をつぎ込むということのその公金の利用の仕方、これを私は少し反省しなければならないのかなと思います。町民も厳しい生活の中から納税をしていただいている。その納税した公金はこの町内に住むすべての町民のお金であります、私はそのお金は、町民自身の福祉増進のために使われるべきものが筋ではないかなというふうな想いであります。

次に、最後の行財政運営の合理化でありますけれども、平成20年度から行政評価制度というものが発足して、3カ年計画で実施されるということではあります、きのうまで3日間予算委員会をしておりました。その中で委員の皆様から大分無駄を指摘される部分がありました。例えば予算を見積もる段階で、机の上だけで積算してしまう。そういう専門的なこと、技術を要するようなことをそういう関係者に、資格を持っている人、そういう技術に詳しい人に尋ねたり、知識をいただく、指導してもらうと、そういう姿勢が欠けていたために、机上で積算しておりますから、そういう点で非常に無駄があるということはこれは否めないと私は思います。とにかく行財政改革にはこの無駄を省く、この1点を私は指摘をしたいと思います。

非常にあらゆる分野に行き渡るというか、共通するものが、委託料にしろ、そういうものが重複している部分がありますので、そういうものはよく吟味してやはり統一すべきところは統一する、そういうことから無駄を省くということにいたしませんと、こういう財政が厳しい中で、前年やってきたことだから、そのとおりに前年を踏襲するというようなこれまでの考えでは、この行財政改革はやはり看板倒れになってしまふかなと思います。もう一度本当にどうやったらこの少ない予算で効率よく町民の福祉増進ができるかと、そういう原点に立って、やはり机の上ばかりでなくて少し外から眺めて見るというそういう姿勢も必要かなと思います。

それから、機構改革でもまだまだ改革するところがあるのではないかと思っております。職員の方々、いろいろ力を持っている方もいるようでございますので、職員の待遇を考えることではなくて、やはりその職員の一人一人持つ個性、能力、これを存分に發揮できるようなシステム、そういうものも行政改革の中でやっていっていただければ、それはひいては住民福利につながるということになると思いますので、その辺ももう一度ご検討いただければと思います。

以上、2回目でございます。

議長（鯉渕秀雄君） 町長阿久津藤男君。

町長（阿久津藤男君） 最初の質問でございますが、私なりに公約を出して、選挙に当

選してきたわけでございますが、そういう中で、今、三村議員のほうからお話がございましたように、それをすぐに政策の中で出していくのが本当ではないかというようなご指摘でございましたが、私にとりましても、本当に期間のない中でのことでございましたので、その辺のところはご理解していただきたいなと思っております。

公約の中でできる範囲で、確かに補正でその公約をやっていくということでは本当ではないのではないかとは思っておりますが、こういうことでございますので、それはそれでご理解いただけたら大変ありがたいかなと思っております。

それから、食用油についてでございますが、この点につきましては、担当課長のほうからまた詳しく説明させます。

それと、デマンドタクシーの土曜日、日曜日の運行についてということでございますが、町民の声を聞くということで、私も再三申しておりますが、確かにそういう意見もあるということを私はしっかりと受けとめていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひを申し上げたいと思います。

それから、妊婦健診の補助の具体策というようなことでございましたが、そういう中で、4月1日からは妊産婦健康診査補助を14回に拡充いたしていきたいと思っております。

なお、その中で保育所の問題もございましたが、確かに今はお二人で働くことが多いわけでございますので、そういう中で、保育所の充実ということも大事なことであろうと思っております。そういう中で、また一時預かりということも住民の皆様から聞いておりますので、そういうこともできればやっていきたいなと思っておりますが、これもいろいろ検討してみなければならないことでございますので、そういう点もこれからの中で検討していきたいなと思っております。

それから、農業の件につきましてですが、確かに農業は大変厳しい状況でございます。一番城里町を歩いて考えさせられたのは、農業施策をこれからどうしたらいいのかということでございます。そういう中で、農振地域の見直しが5年に1回あるわけでございますが、そういう中で農振地域の確保ということもこれはやっていかなければならぬだろうし、また、一方では農業では食べていけないということでのそういう地主さん、そういう考えの中ではそれを見直してほしいという方もあるのではないかなと思っておりますが、そこら辺のはざまでどのような農振地域を守っていくか、これからの中でいろいろ勉強していきたいと思っておりますので、よろしくお願ひを申し上げたいと思います。

それから、外部評価委員会等につきましては、やはり教育制度というものは公明正大でなければならないと思っておりますので、そういう中で教育制度、何もかも一般の方から見ましても、公明正大だなという感じを持った中で、教育制度というものはやっていかなければならぬと私は思っておりますので、そこら辺のところをこれからの中で順々にやっていきたいと思っております。

それから、ホロルの湯の効率的な運営というふうなことで、お話がございましたが、確

かに町内の利用者が2割を切っているというようなことでございます。これは本当に健康増進施設としての役割という中では、やはり町民が少なくとも5割以上の方が利用して、そこで健康増進施設ということをやっていただければよいと思っておるんですが、2割というのは余りにも少ないと私も感じております。そういう中で、町民の皆様方にもホロルの湯を利用していただくということで、これからの中で、私は一生懸命になってPRをしていきたいと思っております。

それから、町民運動会についてであります、確かにアンケート調査を取ったところ、旧町村単位でやってはというアンケートが多かったようでございます。中学校単位でやるということも一つの方法ではないかなと私は思っておりますので、そういう点もこれからの中で検討していきたいと思っております。

それから、運動会のバスの利用状況等につきましては、担当課長のほうからご説明申し上げます。

それから、「合併しないほうがよかった」と町の声を聞いてというようなことでございますが、4年前に常北町、桂村、七会村が合意に基づいて新設合併したわけでございますが、合併そのものについて私は間違っていたとは思っておりません。合併前のほうがよかったという方々を私なりに考えてみると、行政が合併前に比べるとどうしても住民との関係が薄くなつて、住民の声がなかなか行政に届かないというのが現実ではなかつたのかなと思っております。

また、合併ということにつきましては、合併の目的にバランスのとれた各地区の発展というものがありますが、一部の人々には地域格差が広がつたと、そういう感情を持っておられる方もいるのではないかと私は思っております。そのような不満の声をなくすべく、精いっぱいの努力をして、城里町を元気な城里町にしていきたいと私は思っております。

それから、外部評価委員会と学校評議員会との違いというようなことにつきましては、担当課長のほうから説明申し上げます。

それから、各支所を巡回し住民の声を聞くということにつきましては、それぞれ桂支所、七会支所、もちろん常北の本庁においても、私はそういう中で町民が役場に来たときなど、町民との対話ということで、玄関前あたりでも町民の皆さんとお話ができる大変いいのではないかと思っておるところでございます。

それから、行財政の改革という中で、机の上だけで計算してしまうというようなことはいけないのではないかというようなご指摘でございますが、よく研修会を通じて、それぞれの担当課長には勉強させていきたいと思っておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

以上、ご答弁申し上げましたが、よろしくご理解をお願い申し上げたいと思います。

議長（鯉渕秀雄君） 町民課長横田栄子君。

町民課長（横田栄子君） 三村議員さんの質問にお答えいたします。

廃食用油の回収につきましては、昨年の8月より実施しておりますので、まだまだ各家庭には浸透がされていないかなと思われます。今後議員さんがおっしゃったとおり、PRには十分力を入れていきたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

議長（鯉渕秀雄君） 教育委員会事務局長海野勝美君。

教育委員会事務局長（海野勝美君） 三村議員さんにご答弁を申し上げます。

学校評議員と外部評価委員との違いというご質問でございます。

学校評議員につきましては、校長の求めに応じて校長の学校運営に関して意見を述べる。外部評価委員でございますが、教育委員会の権限に属する事務の管理、執行状況、これらについて評価をお願いするものでございます。

次に、町民運動会のバスの費用でございますが、4台で12万円でございます。さらに、利用者でございますが、トータルで51名、内訳につきましては、往路25名、復路26名、トータルで51名でございます。

議長（鯉渕秀雄君） 町長阿久津藤男君。

町長（阿久津藤男君） 先ほどの答弁の中で、常北高校の件につきまして抜けていましたので、ご答弁したいと思います。

常北高校につきましては、生徒数がここ大分ふえてまいりましたということで、先ほどご報告したわけでございますが、七会中学校からは今、本当に1人もここ何年間か入学していないというようなご指摘がございました。これはそれぞれの生徒の希望でございますが、そういう中では、やはり地元中学校のほうから常北高校に入学してもらうような方法で、また、常北高校が魅力ある高校になるように、私なりにこれからの中でやっていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひを申し上げたいと思います。

議長（鯉渕秀雄君） 12番三村由利子君。

12番（三村由利子君） 最後の質問でございます。

町長は時間がなかったので、自分の公約を政策に盛り込むことができなかったから、その点は理解をしてほしいという旨でありますので、あえてそれ以上のことは申しません。どうぞ自信を持って公約を果たされるように切にお願いをいたします。

それから、次の廃食用油、ただいま横田課長さんのほうから説明がありました。そのようにお願いしたいと思いますが、この業者さんとの契約は、去年契約をしまして、一応1年間、単年度の契約になっているようでございますが、その中に業者が辞退届を出さない限りは永久にこれを継続できるという旨のものがあるそうでございますが、それは事実でありますかどうか、お尋ねいたします。

それから、妊産婦健診補助、これは結構でございますが、保育施設の充実に町長も前向きに対応していただくということでありますので、これは理解ができました。よろしくお願ひしたいと思います。

次に、農業の問題でありますが、農振地域のエリアの見直し、これも町長としての考え方

は、はっきりしたものはお伺いできませんでしたけれども、いろいろな人の意見を聞いてエリアを見直すか、あるいは開発を認めるかということはこれからの課題であるというふうに理解してよろしいでしょうか。

この農地の確保はもうこれは絶対的なものでありますので、資源を生かすということではもう最大のこれは大きな事業であると思います。そして、農業を活性化させるにはまず農地を確保して、そして点在している遊休農地、あるいは農地を担い手に面的集約することも行政の役割かなというふうに思いますので、あちこちに点在していれば経営者は非常に経営の採算が合わないということありますので、そういう農地の集約にも農政の一端として行政が考えるべきではないかなと思いますけれども、その点も町長はどのようにお考えか、お尋ねをいたします。

この農業は今非常に景気が悪化していまして、企業の人員削減とか、リストラとか呼ばれている中で、この農業と介護事業だけが雇用問題というか、人員削減とかそういうものには該当しないということありますので、こういう雇用の面でも農業に携わってくれるような人を見つけて、そういう人材を育成するということも農業の活性化につながると思いますが、そういうお考えがあるかどうかともお尋ねをいたします。

それから、ホロルの湯ですが、まだ15億円の借金が残っているという話は聞いてあります。本当に非常に重い荷物をしょい込んでしまって、それを阿久津町長は引き継いだかなと思っておりますが、県のほうでもやはりこういう負の遺産といいますか、開発公社とか、住宅公社が非常に債務超過に陥っていまして、県知事も非常に頭を痛めております。これに税金を投入するということには甚だ理解できないという声もたくさん寄せられていて、県のほうではこういう問題は譲渡をしようということで、そっちのほうに視野を向けています。この件については、ホロルの湯の施設もやはり私はそういうことも考えて、民間で買ってもらえる人があったら買ってもらうとか、とにかく規模が大きい施設ですから経営費がかかります。ですから、非常に経営は至難のわざであるということは当初からわかつておりました。

当初は14万9,000人が年間に入れば年間400万円ぐらいの黒字になるという試算を私たちはしっかりと頭にインプットしていたわけですが、現状は甚だ厳しい状況であります。つまりこういう借金だらけ、そして一般会計を繰り入れなければやっていけないこういう施設を今永遠と継続していく必要があるか、そういうことも私は懸念をいたしております。

それから、各支所に行って、支所に来た町民に対して意見を聞くというその姿勢は大変立派であるかなと思っておりますが、町長さんは大変お忙しい方ですから、支所に行って、いらっしゃる町民の方を待っていてお話をすることの大変難しいかなというふうに思います。非常にその実現性はどうかなというふうに危惧を持っております。

行財政改革、これは非常に城里町は財政力が県でも最下位、あるいはそれに準ずる位置

にありますけれども、やはりこの交付税頼みの財政でありますから、最大は無駄をなくす、効率のよい執行ということになりますので、今行われている事務事業、今までやってきたからやらなくてはならないという考えではなくて、厳選をすべき時期に来ているのではないかなと思っておりますので、その辺の改革を大いに私は望むものであります。

以上、3回目の質問でございます。ありがとうございます。よろしくお願ひいたします。

議長（鯉渕秀雄君） さらに傍聴人1名を許可いたしました。

町長阿久津藤男君。

町長（阿久津藤男君） 最初に、廃食用油の契約ということについてでございますが、担当課長のほうから説明をさせますので、よろしくお願ひを申し上げたいと思います。

それから、農地の農振についての見直しということで、これからの中で農地の集約ということも大変大事であると思っておりますし、また、法人化政策ということも、今、国のほうでは審議しているようでございますので、そういう方面もこれからの中でやれるような方も出てくるのではないかなと思っておりますので、そういうこともこれからの中で若い人たちが農業を目指すというときには、いろいろな面で支援していかなければと思っております。

それから、ホロルの湯の借金等につきましては、後ほど担当課長のほうから説明させますが、ホロルの民間への売却ということにつきましては、今のところまだ考えておりません。何とか利用客をふやして、そして健全経営にもっていきたいなと思っているところでございます。

それから、各支所を巡回してということで、先ほど来、住民の声を聞くというようなことでございますが、それにしてもやはりそういう支所というものはそこに今まで桂村というのがございまして、七会村もございまして、そういう中でみんな町長さんとお話ししたいという方もいるのではないかなと思っておりますので、そういう意味では、私は巡回もして、何回も申し上げるようですが、住民の皆さんとの対話ということは大事にしていきたいと思っております。

それから、行財政改革ということで再度ご質問がございましたが、本当に城里町は財政的に一番厳しい町でございます。そういう中で、交付税頼りにしている中でやっておるわけでございますが、とにかく無駄をなくして、そして改革をして、城里町が健全財政をもっていけるような方法で、これからの中で各担当課長にもそれぞれの勉強をさせてやっていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひを申し上げたいと思います。

議長（鯉渕秀雄君） 企画財政課長阿久津保巳君。

企画財政課長（阿久津保巳君） ホロルの湯の起債の件でありますけれども、三村議員さんのほうから先ほど15億円というお話がありましたけれども、正確な数字ではありませんけれども、10億円ちょっとだと記憶しております。これらについて民間への移譲というようなお話がありましたけれども、起債残がありますので、制度上譲渡は現状ではできな

いということでありますので、ご理解を賜りたいと思います。

議長（鯉渕秀雄君） ここで暫時休憩といたします。

午後 1 時から再開をいたします

午前 11 時 37 分休憩

午後 1 時 00 分開議

議長（鯉渕秀雄君） 休憩前に引き続き会議を開いたします。

執行部の答弁から入ります。

企画財政課長阿久津保巳君。

企画財政課長（阿久津保巳君） 先ほど三村議員さんのホロルの湯の起債の残金でありますけれども、10億円前後と申し上げましたが、平成20年度末で15億1,795万4,000円と訂正をさせていただきます。まことに申しわけございませんでした。

議長（鯉渕秀雄君） 町民課長横田栄子君。

町民課長（横田栄子君） 三村議員さんの3回目の質問にお答えいたします。

ご質問の廃食用油の回収の契約の件でございますが、契約は1年更新となっており、町が委託業者から特に申し立てがない限り引き続き更新できることとなっております。

以上です。よろしくお願いいたします。

12番（三村由利子君） ありがとうございました。終わります。

議長（鯉渕秀雄君） 以上で、12番三村由利子君の一般質問を終結いたします。

次に、通告第2号、6番飯村吉伊君の発言を許可いたします。

6番飯村吉伊君。

〔6番飯村吉伊君登壇〕

6番（飯村吉伊君） 通告によります6番飯村吉伊の一般質問に入ります。

合併して4年がたち、第2回目の町長選が2月8日に実施され、阿久津町長が誕生されました。まことにおめでとうございます。

それでは、私の通告によります一般質問ですが、第1番目としまして、定額給付金法案成立について、当町の実施計画についてお伺いいたします。

定額給付金法案は、国会において2008年第二次補正予算関連法案が、3月4日に衆議院本会議で自民公明両党の出席議員の3分の2以上の賛成多数で可決され、成立いたしました。参議院で否決された法案が衆議院で再可決により成立しました。成立を受けて、各地方自治体は支給に向け事務事業を急いでいることと思います。政府が目指していた平成20年度内の支給を開始する市町村は全国400市町村で、全体の約2割の見通しだそうでございます。定額給付金1人当たり1万2,000円を支給し、さらに65歳以上と18歳以下には8,000円を加算して2万円の支給となるそうでございますが、定額給付金の支給の開始時期は、県の調査によると、県内で44市町村のうち本年度内の支給可能な自治体については

鹿嶋市と潮来市の2市で、茨城県では全体の9割以上の42市町村が4月中旬以降のずれ込むと報道されております。

当城里町の実施計画についてお伺いします。その中で給付時期、給付対象、基準日、さらには支給開始日、給付の方法についてお伺いしたいと思います。

さらには、定額給付金法案について、国会で反対された民主党より推薦を受けて当選されました阿久津町長についても、定額給付金についての考え方をお聞きしたいと思います。さらには、町長自身の使用方法についてもお伺いしたいと思います。

次は、2番の地元特産物の振興対策について。

(1) としまして、農産物のブランド化の推進についてをお尋ねいたします。

町長は選挙公約の中で、町の産業の核である農業が停滞して、農業の振興策を図り、赤ネギ、それから茶、シイタケなどの特産品のブランド化を推進し、宮崎県知事のようにトップセールスにより農林業の活性化を図るとしております。新町長としての手腕が注目されるところであると思いますが、これらの具体的な農業振興策についてお伺いいたします。

次は、3番の医療費の無料化について。

(1) としまして、中学生までの医療費の無料化と子育て支援事業についてお伺いいたします。

町長選挙公約で、中学生までの医療費の無料化を実行するとしていますが、この現在の城里町の医療費の無料化事業について、マル福事業でございましょうが、これらの実施状況についてお伺いいたします。

さらに、子育て支援事業ですが、これらについても、現在城里町で主だった事業を実施しているものの状況を報告願いたいと思います。

それから、4番目の合併についてでございますが、(1)で「合併しないほうがよかったですと、町の声を聞いて合併時の村長として責任がある」としているが、これらの考え方についてお尋ねしたいと思います。

これらについては、先ほど三村議員さんからも質問がありましたが、重ねて別の方角からちょっとお聞きしたいと思いますが、現在の阿久津町長さんは、旧七会村合併時には私はもとより、その当時は阿久津村長さんでございましたが、最初は笠間市合併で合併協を立ち上げて進めておりましたが、中途から常北町、桂村との合併に方針を切りかえ、3町村の合併によりまして城里町ができましたが、この中で「合併しないほうがよかったです」と言っているのは、多分笠間市と合併したほうがよかったですという方がそのような意見を言っているんだと思います。

その一つの参考例としましては、旧七会地区は救急業務、さらには診療所の入院病棟の閉鎖、診療所の患者輸送車の廃止、これらの影響が大きな起因であったと思われます。それらの問題については、多分笠間市と合併すれば、救急業務でも、診療所の入院病棟の閉鎖もなかったよということを意味しているんだと思われます。それについてお聞きした

いと思います。

第1回目の質問を終わります。

議長（鯉渕秀雄君） 町長阿久津藤男君。

〔町長阿久津藤男君登壇〕

町長（阿久津藤男君） 6番飯村吉伊議員の一般質問にご答弁を申し上げます。

定額給付金の成立、それについての当町の実施計画についてであります。城里町の定額給付金事業についてでございますが、既に議員ご承知のとおり、国の第二次補正予算が平成21年1月27日に成立し、その財源となる関連法案が3月4日に成立したところであります。今回の定額給付金は、景気後退策のもとでの国民の不安に対処するため、生活支援と地域の経済対策につなげるためのもので、国の財源手当処置などの動向を見ながら、町の手続を進めてきたところであります。

具体的には、今回の補正予算に上程し、議会の承認を経て、4月1日に申請書を町民の皆様にお送りし、4月13日から申請受け付けを開始する予定であります。窓口の混乱や受け取り時での安全性を考慮し、郵送での申請、口座振り込みを基本としておりますが、本庁、各支所でも申請を受け付ける形をとっていきたいと考えております。

また、私の考え方、またその給付金の使用の方法というようなことでございますが、考え方につきましては、景気後退下でのこういうこともよかったですではないかなとも思っておりますし、また、私の使用につきましては、城里町の町内の中でいろいろ買い物をして、幾らかでも城里町のためになるような方向で使用していきたいなと思ってあるところでございます。

次に、農産物のブランド化の推進ということでございますが、本町には多種多様な農産物がたくさん作付されております。しかしながら、町を代表するものが少ないのでと考えております。そういう中で、本町でしか手に入らないものをつくり、ブランド化していくはどうかと考えておりますが、そういう中で、先ほど飯村議員のほうから3種類の作物の種類を挙げられましたが、そのほかにもいろいろあろうと思います。レッドポアローはそういう中で桂地区の赤ネギということで、今まで茨城県の中では知られた作物ではないかと思っております。ただ、16戸で2.5ヘクタールしか作付がないということでの面積の拡大というものが必要になってくるのではないかと思っております。幸いにして、本町には新規就農の希望者がありますので、関係機関と協議しながらこの辺から取り組んでいきたいという気持ちを持っております。

いずれにしましても、農産物というのは個人個人の生産する作物でありますので、種類とかいろいろな意味での食味とかが同じで、そしておいしいものをつくっていただくという努力も農家の方にはお願いしたいなと思っているところでございます。

中学校までの医療費の無料化についてでありますが、現在医療福祉費支給制度の中で、町単独事業として少子化対策及び次世代育成の環境支援対策として、小学校卒業児童まで

マル福制度を拡大し、医療費の一部負担金を助成しているところでございます。今回この対象年齢を義務教育期間の中学校卒業まで拡大して助成する予定であります。

なお、財源等につきましては、公共施設整備基金を充てたいと考えております。

また、今までの小学生までの医療費無料の実施状況と、また子育て支援等につきましては、担当課長のほうから説明させます。

それから、合併についてでございますが、当時合併協議会、笠間市との合併ということで、勉強会を開いたのが早いか遅いかはちょっと忘れましたが、そういう勉強会を開いてあります。常北町との合併についても勉強会ということを踏まえて、その後で合併協議会というものができた、私としては常北町との合併を選んで、桂村と常北町と七会村と新設合併し、城里町ということで今まで進んできたわけでございます。

「合併前のほうがよかった」という方は、たしかにそういう方もおられるわけでございますが、「合併前のほうがよかった」というのは、先ほどもお話ししましたように、地域がやはり大きくなりますと、住民との接触というものが希薄になるということで、そういう気持ちを持った方もおられるということ、また、先ほどもお話ししましたが、そういう中で地域の格差も広がったのではないかということで、合併前のほうがよかったなということだと思いますが、そのような不満の声をなくすべく、そういう責任というのも私はあるということで言ったわけでございまして、合併そのものに責任があるということではなくて、そういう説明が足りなかったのかなということでの責任というものを今も感じておりますので、そういう方に対してはこれからも誠心誠意をもって説明していきたいと思っております。

以上、ご答弁申し上げましたが、よろしくご理解賜りますようお願い申し上げたいと思います。

議長（鯉渕秀雄君） 保険課長加倉井一史君。

〔保険課長加倉井一史君登壇〕

保険課長（加倉井一史君） 飯村議員さんの質問にお答えいたします。

医療福祉の対象者ということでのご質問でございますが、マル福事業の県の補助事業を受けてマル福事業を実施している方が約1,900人ほどございます。妊産婦、乳幼児、重度障害者合わせて1,900人でございます。それで、町単独のマル特事業なんですけれども、こちらの対象者は6年生までの児童ということで、約1,300人ほどございます。中学校まで無料化を進めますと、中学生の対象者が現在760人程度でございます。

以上でございます。

議長（鯉渕秀雄君） 健康福祉課長松本秀利君。

〔健康福祉課長松本秀利君登壇〕

健康福祉課長（松本秀利君） 6番飯村議員のご質問にお答えをいたします。

子育て支援の主な事業でございますが、母子保健事業関係でございますが、新生児出生

前から母子母親学級、妊婦健診委託事業を初めといたしまして、乳児健診から発達段階に応じた各年代構成ごとの健診を実施してございまして、これらも引き続き実施してまいりたいと考えてございます。

続いて、次世代育成支援対策関係でございますが、生後4ヶ月までの新生児出生家庭への全戸訪問事業、それから、育成支援家庭訪問事業、延長保育事業、母親教室、食育推進関係、思春期保健事業等を引き続き実施してまいりたいと考えてございます。

さらに、平成21年度は総合的に次世代を担う児童の地域での健全育成支援を図るべく次世代育成支援地域行動計画前期計画を見直しまして、後期計画を策定してまいりたい、こういった状況でございます。

さらに、地域子育て支援事業、これが核になっての質問かと存じますが、広場型プレールームということで、みどり保育園等で実施してございますし、桂保育所等でも未就園児童の親子に対する保育事業等を実施してございます。

以上でございます。

議長（鯉渕秀雄君） 6番飯村吉伊君。

6番（飯村吉伊君） それでは、第2回目の質問に入ります。

定額給付事業については、目的は景気後退下の中での住民の不安を解消するということで、今、町長が答弁されましたとおりでございますが、さらには住民への生活支援を行うことを目的として、あわせて住民に幅広く給付することにより地域の経済対策に資するものとされておりますが、県内で44市町村のうち4割近くに当たる17市町村では、商工団体等と自治体がタイアップしてプレミアム付商品券（割り増しつき商品券）、こういうことを実施する予定の町村もございます。城里町としてもこのようなお得な商品を呼び水として、給付金を地元の商店などで消費してもらい、地域活性化を図ることは考えていなかったのか、これをお尋ねいたします。

さらに、地元特産品の振興策につきましては、私どもも米、茶、シイタケと今まで特産品の振興には努めてまいりました。例えば、現在米についてもブランド化ということですが、旧七会地区では特栽米（特別栽培米）を実施しております。これらの事業については、農薬の制限、さらには肥料の制限で有機肥料を使いなさいとか、種もみについては農薬消毒はだめですよ、さらに、これについては温湯消毒で熱湯消毒でやりなさいよと、こういうものの規格を得なければ特栽米の認定を受けられません。厳しい縛りがありまして、このような栽培をしていると、確かに食味というのは上がるんですが、その反面収量が落ちます。ですから少しぐらい高く売っても、総収入では普通作と全然変わらないようなことになってしまいます。

茶にしてみても、七会茶、古内茶、同様緑茶ですが、せん茶にして製品で販売してみても、実際には3割程度しか現在売れておりません。そのほかはほとんど静岡方面に粗茶で販売されているのが実態かと思います。シイタケについても、外国製品に押されて市場で

の値崩れ、いずれにしましても、農産物の低価格化で特産物のブランド化、これは実際に難しい問題であろうと思います。それよりは農産物の地産地消、そっちのほうを振興して、販売ルートの確立を図ったほうがよいのではないかと思います。これらについてお伺いいたします。

3番目の医療費の無料化については、未就学児、6歳までは県単事業で2分の1が助成されておるかと思いますが、それから上、小学生は町単独で、それから、今度町長も無料化にしたいという中学生も町単独事業となることは当然でございます。これらについての茨城県で現在中学生までの医療費無料化を実施している町村名をお聞きしたいと思います。

それと、この中で対象者が現在中学校では760名おりますよということですが、これらについての見込み医療費についてもお伺いしたいと思います。

それと、子育て支援事業でございますが、小学校の低学年児童を対象にして、この事業が行われていると思うんですが、放課後児童を預かり、両親等が仕事のために家庭で養育ができない児童を預かってもらい、学童保育をしていると思います、城里町のこれの現況について。小学校10校ありますが、その中で小学校3年生までが学童保育の対象になっていると思いますが、それらについての実施状況、これらについてお伺いしたいと思います。

それから、合併の問題につきましては、町長答弁では、「合併前のほうがよかった、不満がある」とのことですが、その不満の解消に努めるということですが、これらについて具体的にお願いしたいと思うんですが、さらには、診療所の問題もいろいろ大きい問題が尾を引いているのではないかと思いますので、この問題がさらにさっきの「合併しないほうがよかった」ということにつながっているのか、そこらをお聞きしたいと思います。

第2回目の質問を終わります。

議長（鯉渕秀雄君） 町長阿久津藤男君。

町長（阿久津藤男君） 飯村議員のご質問にお答えいたしたいと思います。

今回の定額給付金とあわせて、地元商店街などの活性化に結びつく商品券などの振興策を行えばよかったのではないかというようなご質問でございますが、茨城県におきましても、現在17団体で検討中であると聞いております。城里町においても、商工会に働きかけるなど検討はしておりましたが、国会の動向を見ながらの時間的制約の中で調整ができず、見送りとなった次第でございます。

それから、やまびこ米等につきましてのそういうブランド化についてというようなことでございましたが、いろいろ農産物につきましては、先ほども申し上げましたように、個人の生産というようなことがございます。同じような種類で同じような食味で、そういうのが生産されていければ農家の方にもそういう方面で努力してほしいと思っております。そういう中で、私はずっと言ってきたんですが、宮崎県知事みたいにはいきませんけれども、そういう意味の中でトップセールスみたいな感じで、町長として農産物の販売というものをPRしていきたいというようなことを、私はこれまでの中でお話をしてきたつもり

でございます。

それから、中学校までの医療費関係なんですが、先ほど申し上げましたが、その点につきまして、中学校までの無料についての費用とか、また見込み費用、そういう点につきましては、担当課長のほうから説明させたいと思います。

あと合併についてのご質問等がございましたが、どういう不満があるのかということで私なりにも考えていますが、やはり先ほど申し上げましたほかにそういう医療費、あるいは救急業務等のこともあったのではないかなどは思っておりますが、そういうことにつきましても、やはり誠心誠意説明して、城里町としての合併がよかったですよということをこれからの中でも説明していきたいと思っておりますので、よろしくお願いを申し上げたいと思います。

それと、農産物の中で、地産地消という考え方についてということでございますが、やはり農家の方のためにそういう方向でやっていければ非常によいと、私は思っております。ただ、地産地消といつても、なかなか城里町の中で全部が地産地消でやっていけるかというと、大変厳しいものがあるのではないかなどと思っておりますので、そういう作物について、作物ができても売る先がないというようなことがやはり農家の方にとっては大変厳しいんだろうと思いますので、そういう方面も農家の方とお話ししながら、いろいろな方面にPRをして売り込みができるような方法を私は私なりに考えていきたいと思っておりますので、よろしくお願いを申し上げたいと思います。

議長（鯉渕秀雄君） 保険課長加倉井一史君。

保険課長（加倉井一史君） 飯村議員さんの質問にお答えいたします。

中学生までの医療費一部助成をしている市町村でございますが、平成20年度まででわかっている範囲ですけれども、神栖市で行っています。また、牛久市につきましては、入院のみ該当ということで聞いております。

また、城里町で一部助成金を中学生まで拡大した場合なんですけれども、1年間の助成費で約600万円ぐらい必要かなと思っております。それと、パソコンのシステムの変更代等が約50万円程度かかると思われます。

以上でございます。

議長（鯉渕秀雄君） 健康福祉課長松本秀利君。

健康福祉課長（松本秀利君） 飯村議員のご質問にお答えをいたします。

放課後児童クラブの現状でございますが、小学校では石塚開放学校、それから、小松児童クラブ、それから合併後に拡充を順次してまいりましたが、七会東小学校の児童クラブ、坏小学校児童クラブ、岩船小学校の児童クラブ、5カ所で実施しております。

民設民営でございますが、みどり保育園、常北保育園、これも2カ所で実施をしてございまして、夏休み等も実施をしてございます。250日以上事業を実施してあるところでございまして、現在の利用人員でございますが、174名に上るものでございます。

以上でございます。

議長（鯉渕秀雄君） 6番飯村吉伊君。

6番（飯村吉伊君） それでは、第3回目の質問に入ります。

給付金の問題ですが、これらについては、城里町の隣接町村でございます常陸大宮市でも給付金を2カ月延長して、独自の事業を考えて実施するということが報道されております。城里町でもできれば商工会とタイアップしたような事業をさらに検討してもらえないか、お伺いいたします。

それから、地元特産品の振興策についても、ただいま町長のほうから地産地消の販売についても考えていきたいよという答弁だったと思いますので、これらについては、よほど腰を据えて振興策の計画を立てていかないとなかなか普及させていけないので、モデル的に町単独事業でこういう事業を設けていかれるか、それらについてお伺いしたいと思います。

さらに、医療費の無料化についてでございますが、城里町は財源が厳しい中で、茨城県では入院を含めた2市しか中学校までの医療費の無料化は実施していないということで、3番目ですが、これらについてはそのように急いでやる必要性があるのか、こちらの問題をお聞きしたいと思います。

さらには、学童保育でございますが、10校中5校が実施していますよということでございますが、これらについても均衡を図るために格差なく10校をもくろんで実施するように、これらについての実施要望をお聞きいたします。

さらに、合併についてでございますが、これらについては合併前のほうがよかったですという不満が多いようでございますので、これらの不満の対処としては、私も前の町長時代に申し上げたことがございますが、この不満と申しますのは、合併前に阿久津現町長も旧七会村時代には、水戸市をもくろんで3町村、今の城里町に合併しますよということも言い伝えてあると思います。これらについてどういうふうに考えているかお伺いします。

第3回目の質問を終わります。

議長（鯉渕秀雄君） 町長阿久津藤男君。

町長（阿久津藤男君） プレミアムつきの商品券など地域活性化に結びつけた取り組みはもうしないのかというようなことでございますが、ただ、先ほども申し上げましたが、そのほかに町としても、18歳と65歳の基準日が2月1日であることから、その基準日に該当する学年時において1万2,000円と2万円の不公平感が生じてしまうため、全国に先駆け、町単独でその学年時は加算した取り扱いを検討しております。

平成2年2月1日現在の19歳対象者210人、昭和19年2月1日現在で64歳対象者55人ということで、計212万円の町単独補助ということでやっていきたいと思っておりますので、今のところプレミアム付商品券とか、そういうものについては検討しておりません。

それから、中学生、小学生の医療費無料等につきまして、やる必要があるのかというよ

うなことも含めまして、担当課長のほうから説明させます。

医療費に係る負担の軽減を図ることを目的としたということと、本町におきましての少子化対策及び子育て支援の一環としてのことにつきましては、担当課長のほうからご説明申し上げます。

それから、合併について、水戸市との合併を見越した点についてということでございますが、私も合併のときには、将来的には水戸市との合併もあるのではないかというようなことで説明してきたわけでございますが、とにかく合併については、これは七会村だけでなく常北町、あるいは桂村においてもそういういろいろな意味での不満の方はあるのではないかと思いますが、そういうことにつきましては、先ほども申し上げましたように、誠心誠意を持って説明して、理解をしてもらうようにしていきたいと思っております。

議長（鯉渕秀雄君） 保険課長加倉井一史君。

保険課長（加倉井一史君） 飯村議員さんの質問にお答えいたします。

中学生までの医療費の一部助成が必要かというご質問でございますが、町では少子化対策及び子育て支援の一環として、医療にかかる負担の軽減を図るということは必要と考えております。

以上でございます。

〔発言する者あり〕

議長（鯉渕秀雄君） ここで暫時休憩いたします。

午後 1時53分休憩

午後 2時05分開議

議長（鯉渕秀雄君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

執行部の答弁から入ります。

町長阿久津藤男君。

町長（阿久津藤男君） ただいまは申しわけありませんでした。

中学生までの医療費助成の拡大が必要かというご質問でございますが、少子化対策及び子育て支援の一環として、経済的負担の大きい医療の軽減を図るということでは必要になってきますので、早急にそういう医療費の拡大ということで中学校までをやっていきたいと思っております。

それから、放課後の児童クラブの開設ということでの拡充でございますが、町学校再編検討委員会から小学校を常北地区2校、桂地区2校、七会地区1校に再編することが望ましいとの答申があることから、今後はこの再編計画実施にあわせて、放課後児童健全育成事業を進めていきたいと思っております。

それから、地産地消の推進につきましては、担当課長のほうから答弁させます。

議長（鯉渕秀雄君） 産業振興課長田口喜一君。

産業振興課長（田口喜一君） それでは、飯村議員の質問にお答えしたいと思います。地産地消につきましての町単独事業があるのかという質問でございますが、平成20年から平成23年度の3年間でございますが、エコ農業茨城推進事業としまして、県2分の1、市町村2分の1の事業で対応してございます。ちなみに、飯村議員さんがやっておりますやまびこ有機米につきましても対象になっておりますので、ご報告申し上げます。

以上でございます。

6番（飯村吉伊君） 終わります。

議長（鯉渕秀雄君） 以上で、6番飯村吉伊君の一般質問を終結いたします。

次に、通告第3号、8番玉川台俊君の発言を許可いたします。

8番玉川台俊君。

[8番玉川台俊君登壇]

8番（玉川台俊君） それでは、通告によるところの一般質問を始める前に、一言、このたび町長選挙に当選され、城里町町長にご就任されたことをお祝い申し上げます。

まず初めに、町長選挙で選挙公報に掲げられた町活性化の主な施策7点について、具体的な考え方を町長に伺いたいと思います。

これは選挙に当たって町長がみずから公約として掲げられたものでありますから、町長の考え方を具体的に聞くものであって、これは町民が最も聞きたいことだらうと、私が代弁して聞くものでありますから、町民にわかりやすい考え方をしていただきたいと思います。

1点目の中学生までの医療費無料化という大きな7点のうちの1点目があります。

質問が重複しますので、私が1点聞きたいのは実施の時期です。この実施の時期が施政方針にも入っておりませんでした。これをいつからされるのか、4月1日からには条例改正案も出ておりませんので、できないだらうとは思いますが、秋からやるのか、来年度からやるのか、その点は町長もしっかりご自分の考え方であるだらうと思いますので、その時期についての考え方をまず1点。

それから、財源として公共施設整備基金からの財源を考えているということでありました。課長答弁は、約600万円ほど中学生にはかかるだらうということでありました。そうしますと、町長におかれましては、公共施設整備基金の概要をどのように理解されているのか。使途、目的です。それから、どれぐらいの基金があるのか、また、年間どのぐらいの交付金が町に入っているのか、それをどのように把握されているのかをお聞きしたいと思います。

それから、妊産婦健診補助ということであります。三村議員さんの答弁の中で、平成21年度、22年度、2年間の限定で14回行うと。そのうち9回については県が2分の1、町が2分の1を負担していくということでありましたが、町民の立場からしますと、この2年の时限立法ということはなかなか理解されていないのではないかと思います。この町

長の選挙公報を見れば、継続的に実施されることを期待しているんだろうと思いますし、そのように読み取るのが普通だろうと思います。とりあえず町長におかれましては、2年切れた後の妊婦健診、これをさらに回数をふやして実施していく考えがあるのかないのか。

同じ郡内で大洗町は5回を追加して実施するという報道がありました。同じ郡内で大洗町がそのようにしていくということは新聞報道もされております。そういうことも町民の方は多分この町でもやってくれるのではないかなど、そういう期待をしてあると思いますし、選挙公報に載っておりますから、当然町民の方は大変に期待している事業だと思います。2年間を見てからという町長答弁がありましたが、その後、町としてまた単独事業でやっていく考えがあるのかないのか、その辺について伺いたいと思います。

2番目の中学・高校への留学生受け入れについて、またお聞きしたいと思います。

中高生の留学生の受け入れとはどの程度の留学を考えているのか。私も高校を卒業しまして、韓国ほうへ大学留学してまいりました。私も留学をしたという経験がありますので、私の場合は大学を出ると、その中で将来どういう職業につくということを念頭に置いて行ったものですが、中高生の場合はさてどの辺までその目的を持って留学されてくるのか。

また、この当町に受け入れるというためには、受け入れる制度、何らかのシステムをつくらないと、中高生の場合は、まずホームステイが基本になるのかなと。要するに下宿です。下宿をしていかないと言葉も通じないところで自炊はなかなか難しいだろう。当然下宿制度を考えていかないと、中高生を受け入れるのは難しいだろうと。そういうことがなければ、どういうふうに留学生を迎えるのか。

それと、受け入れる留学生はどこの文化圏からを想定しているのか。例えばイスラム圏でありますと、なかなか我々としてはなじみの少ないところでありますし、中国などでもなかなか中国語が達者な方はいらっしゃらないのかなと。アメリカ圏、英語圏であれば得意な方がいらっしゃるから問題はなかろうかと思いますが、そういう語学に堪能されている方がみんな引き受けてくれるとは限らないだろうと。そういう体制をまずつくらなければ、難しいのではないかなと思います。

さらには、受け入れに対する町としての支援はどのようにされるのか。学費の問題、いろいろな補助の問題、いろいろあるかなと思います。それで、町は財源的に大変厳しいというのは皆が認識している中であります。当町の子どもたちも大変苦学生がいらっしゃいますし、補助を必要とされる方はたくさんいらっしゃる。そういう子どもたちをさて置いて、留学生を優遇するというのはなかなか理解が得られないと一つ思います。

留学生を受け入れるというからには、普通一般的に考えられるのは、海外のどこかの都市と姉妹都市、こういうことを結んで、こちらからも留学生を引き受けてもらう、向こうからも引きける、そういうことがあって初めて町民の理解が得られるのではないかと私はそういますが、その姉妹都市を結ぶ構想等があるのか、そういうこともお聞きしたい

と思います。

また、留学生を受け入れることで、地域の学校を特色のある有数の学校にしていくという考え方をおっしゃられておりますが、その有数の学校とは何を意味するのか、学力の問題か、例えば運動が秀でている、例えば野球が強いとか、バレー、ボーラーが強いとか、または学術、絵が上手だと、音楽の才能があるとか、どういう点をアピールして有数な学校にしていくということを考えられているのか。これをちょっとどのようなイメージを持っていいのか。

これは町長の答弁を聞いていますと、常北高校向けの話なのかなというふうに、先ほど答弁を聞いておりましたが、ただその中では、常北高校存続のために生徒数の確保に邁進するようなお話はありました、有数な学校にするとはどういうことなのか、特色のある学校とはどういうことなのか、そのイメージを説明していただきたい。

学力なのか、どういうことで有名なのか。例えば、デザイン科を設けて、東京から講師を呼んで大変人気のある学校にすると、そういう構想があるのかないのか、含めてお伺いしますし、大変恐縮なんですけれども、教育長、きょうなったばかりで早いんですけれども、留学生を受け入れることで地域の学校を特色のある有数の学校にするというお話を聞きまして、どういうことを教育長はイメージされるか、そして、どういうことを教育長としてすべきかという問い合わせお答えいただければと思いますので、お願いしておきます。

続きまして、道路整備を強力に促進という題目の中でお伺いしたいのは、道路整備の考え方について、町長は費用対効果の考え方をどのように考えられているのか。施政方針で七会地区の徳蔵倉見線の整備に言及されておりましたが、予算として約5億円ほどの投資が必要と聞き及んでおります。これは合併特例債を活用して整備する計画がつくられたところですが、費用対効果を考慮して計画されたのか、私的には大変疑問であります。

町長が七会村長時代に計画されたことだろうと思います。合併時に特例債を使って整備をすると、各町村が持ち出して約束事として決めたことありますから、この計画には村長であったころ、阿久津町長が関与していたと思いますので、そのときに、この倉見徳蔵線をどうして合併特例債を使って整備しようとされたのか、ここでの交通量がさほどあるのか。倉見地区にお住まいの方は10戸世帯数もあるかないかと聞いております。これをどうして合併特例債を使って整備しようとされたのか、その辺のその当時の町長の考えがどういう考え方であったのか。費用対効果、いろいろ考え方はあるかと思いますが、それをお聞きしたいと思います。

これはなぜ申し上げるのかと申しますと、石塚学区の通学路、私何遍も質問しておりますが、大変狭い一間道路であります。しかしながら、七会学区の小学生の数よりも多い子どもたちがこの整備されていないところを通学しております。車とすれ違うことができない、そんな考え方によっては大変危険な不便な道路であります、全然整備がされてこない。

これは大変必要性は認識されると答弁は聞いておりますが、地権者の賛成が得られない等々の理由で後回しにされているというのが、私の答弁を聞いての実感であります。まず、こういうところを先に整備をすべきではないか。そういうことを町長がかわりましたので、大変期待するものでありますので、お聞きしたいと思います。

次に4番目、高齢者の健康・生きがいを支援ということが書かれております。

高齢者の健康と生きがいを支える施策とは具体的にどのようなことなのか、また、ホロルの湯の利用促進を図る改善策とどのように関連づけがあるのか、お伺いしたいと思います。これはリンクされているような形で私は読ませていただいたので、高齢者にホロルの湯をたくさん使ってもらう何らかの施策があつての話で、一石二鳥の考えがあるのかなというように感じましたので、もし具体策がありましたら、お聞かせ願いたいと思います。

5番目、積極的な企業誘致ということでございます。

百年に一度の経済危機といわれる中、現実的に企業誘致は難しいと思います。前町長の時代も、ほとんど企業誘致はございませんでした。これを誘致しろという要求を出すほうも無理かと承知しております。しかしながら、私が期待するのは、私、金長町長時代に二度ほど聞いている質問があるんですけども、NUMOを誘致してはどうかと。このNUMOの件は、私が聞く範囲では、七会村時代に一度検討されたとも聞いてあります。このNUMOについての誘致、これを誘致することによって自主財源の確保はもとより地域経済の活性化、それから雇用の確保等々、大変有用な企業であります。このNUMOについて、誘致についてどのような考え方があるのかないのか。なければないで結構であります、七会時代に検討されたと聞いてありますので、私は大変期待するものであります、それについてお考えをお聞きしたいと思います。

そして、企業誘致推進の窓口を新設するともいわれておりますが、窓口の新設というだけでは大変受け身ではないかなと。受け身で待っていても企業は来てくれないのが現状であります。先ほどトップセールスという言葉が出てまいりました。まさにこの地域を企業に売り込むのは町長のトップセールス、これが大変重要であろうと。待っていてはいけないのではないか、企業に売り込む姿勢が大変必要だろうと。それにはやはり町長が企業に出向いていって、この地域をセールスすることが必要だろうと思いますので、どのような形で積極的な企業誘致を町長が考えられているのか、お聞きしたいと思います。

6番目、遊休農地の利用促進と農産品のブランド化の話であります、先ほどちょっとおかしいなと思ったのは、ブランド化する品目として、これは飯村議員さんが提案されたような答弁を町長がされておりましたけれども、シイタケ、お茶、赤ネギ、これは議員さんが提案されたのではなくて、茨城新聞で私が、選挙が終わって2日、3日後の新聞報道で写真入りの記事を読んだときに、こういう3品目あたりを考えていると。それでまさに宮崎県知事ではないけれども、そこまではできなくても、トップセールスを考えていきたいというような記事があったと記憶しております、私もその想定で、ではシイタケをど

のようにブランド化していくのかなと、その話を聞いたかったのであります、そういう考え方はあるのかないのか。

それと、ブランド化をするためにはどういうことが必要なのか、具体的にお考えがあるのかないのか。ブランド化するシステムです、どうやって名前を売っていくか。名前が売れないことにはブランド化はしていかないと思います。商品、または商品の均一化とか、それは安定供給等々はまた別問題であろうかと思いますが、いかに世の中に出していくかです。レッドポアローという名前で全国的に認知されるのか。

だから、レッドポアローの場合は、耕作面積が2.5ヘクタールしかないと、町長も言及されておりました。この辺も改善する余地はあろうかと思いますが、まずはこれを認知していただかないと、ブランド化にならない。ではそれはどうやって認知していただくのか、その辺の戦略があるのかないのか、その辺をお聞きしたいと思います。

それから、農業振興ということで、施政方針の中にはグリーンツーリズム事業を推進していくということがいわれてありました。

平成21年度予算、これは前年度と同じで1,728万8,000円が計上されておりますが、これはなぜか直営ではなくて委託事業として計上されております。これはどこへどのような形で委託をし、どのような事業を期待しているものなのか、わかりましたら教えていただきたいと思います。

次に、町民意識の融和と一体感の育成ということで、支所を巡回するという旨がありましたが、私が思うには、それも必要かと思いますが、まず地域格差、これに不満があるというのが現状だと思います。その代表格が水道料金、または下水料金の格差であります。

昨年も質問いたしましたが、今年度に審議会が開かれる中で、答申をいただいていることで一応納得して質問は終わりましたが、今年度審議会が開かれる中で、どのようにこの融和政策の中で、料金の統一を図るのか、図る考えがあるのかないのか。

また、例えば同じ常北地区、桂地区の中でも、先発と後発の地区で負担金の価格が最初から違う。どうしてそういう値段設定にしていくのか、ちょっと疑問がありますが、そういうところは統一を目指して料金設定を考えいくべきだったのではないかということも、あわせて伺いたいと思います。

それと、七会地区の方、合併しなかったほうがよかったという話がされているという話は、町長答弁では、行政とのかかわりが希薄になってきているところが不満があるのでなかろうかと、町長が答弁されました。私はそれをどういうふうに見るかと申し上げますと、例えば、七会の診療所でありますが、合併してから規模の縮小を余儀なくされまして、入院施設の廃止とか、そういうことがありました。その点に結構住民の方から不満があったとも聞いております。

それで、昨年沢山診療所が廃止されてから、七会診療所の経営改善のためにも、曜日限定で、たしか時間外診療まで行うということで頑張ってこられたと認識しておりますが、

今年度また休日がふえるというか、診療時間の総合的な短縮になってしまっております。こういうことで、地域医療の確保がますます軽視されるような行政を見て、不満がふえるのではないかなど危惧されますが、この点について、村長時代にこの診療所運営について大変ご苦労なさったと思いますので、診療所運営についてどのような形態が町民の理解を得られる事業になるのか、その辺をお伺いしたいと思います。

続いて、大きくホロルの湯について伺います。

ホロルの湯は、町開発公社を民間企業とみなし、指定管理者に指定し運営を行い、半年がたとうとしております。開発公社が指定管理者に応募し、指定に先立ち相互に交わした協定により、町に示したホロルの湯管理運営に関する事業計画が出され、これに基づき誠実な運営がされているのか、それを何点か伺うものであります。

事業計画書は管理運営を行うに当たっての経営方針について6点を掲げており、まず初めに、施設管理運営の実態に応じた柔軟な雇用形態を整備し、合理的な組織づくり、人員のスリム化を進めるとうたっております。また、方針の最後に、社会福祉活動に貢献しますともうたっております。

そこで伺うものでありますが、組織の構成案によれば、支配人が1人、副支配人1人、総務企画5人、施設管理3人、フロント8人、食堂18人、レストラン6人、清掃9人の合計50人が示されておりました。プールについては業務委託で別勘定であります。この50人がどのようになったのか、人員のスリム化の進捗と、福祉活動の内容についてどのような福祉活動をされてきたのか、伺いたいと思います。

次に、施設の管理についての記述から伺いたいと思います。

経理については健全性を確保するために公益法人会計に基づき実施する、経営状況は随時把握し定期的に報告する、会計士等の委託契約により、経営分析等の指導を受ける等々がありますので、町は公社が会計士からどのような経営分析をいただいて、どのような指導を受けていたのか。毎月の経理を会計士が分析されているはずなんです。それに基づいて公社は会計士さんから経営のための指導を受けているはずなんです。ですから、どういうふうにされていたのか聞くものであります。

それから、そのことについて町は公社からどのように報告を受けていたのか、伺います。

町は公社から毎月事業報告を受けることが決まっております。毎月報告は受けているはずなので、その点について町は経営分析をどのように報告を受けていたのか。受けているないとは言えないはずなので、その点どのように報告を受けていたのか、伺いたいと思います。

また、その委託先会計士はどこの業者さんなのかもあわせてお知らせを願いたいと思います。

次に、施設の運営については大きく5点うたわれております。その中で利益の計上できる事業を展開していくことについて、サービスを向上させるための方策として、インター

ネットの充実、近隣市町村の類似施設との連携を図り、茨城北部最大のリゾート地をつくり上げたいとの考えが示されておりましたが、それぞれどのような結果をこの半年間で残されてきたのか、伺いたいと思います。

また、事業計画書には大きく5項目にわたり事業名と内容が記載されておりますので、伺いたいと思います。

1点目は、飲食の提供についてですが、素材を生かしたメニュー開発にふれております。私もこのことについて、9月議会でホロルの湯ならではの名物料理開発が必要ではなかろうかと町長に質問した経緯がありますし、当時の金長町長もこれについては同意をされておりました。このメニューというものは、利用者がホロルの湯を利用しながらいかにお金を落としていただけるか、大変明暗を分けるものでありますので、重要な戦略的要素であると思います。これがなければ、お客様にお金を使っていただけないし、収益が上がらないんです。ですから、このメニュー開発はどうなっているのか、それを伺いたいと思います。

2点目は、セット料金の設定がうたわれてありました。しかしながら、ホームページの検索では、宴会セット料金は見られますが、計画書案に見られる料金案内が、残念ながらインターネットでは検索してわかりませんでした。このセット料金というものはつくられたのか、つくられていないので。計画書ではつくるということになっておりました。それも伺いたいと思います。

3つ目は、多目的広場の設置がうたわれてありました。1階のレストランを閉鎖してキッズコーナーを設けると。これは子どもたちがばたばた暴れるその苦情を抑えるために、保護者がゆっくり休んでもらうためのサービスとして子どもたちを別に遊ばせるキッズルームをつくるということで説明を受けておりましたし、私の記憶ではその改修費に300万円が修繕費として計上されていたのかなと、そういう記憶もありますので、その点がどうなったのか。

4点目でございますが、有料のプール教室の開催が計画されておりました。この有料のプール教室、何名ほどの方が参加されて、現在でもそれが実施されているのか、どのような実績が報告されているのか。それで、この事業が有効なのかどうか、今後も有効な事業であるのかどうかもしわかれればお知らせ願いたいと思います。

5点目は、雑貨類の販売、ホロルの湯ブランドを開発するということがありました。確かにこれは必要なことであって、お土産として買っていただく。ホロルというのはフクロウのことであるというふうに聞いておりますので、この開発はどのようにされたのか、開発に当たってはどの部が担当して責任を持って開発をしているのか。まだ年度が終わっておりませんので、開発中であるかもしれませんけれども、責任担当部署はどこが企画をしていっているのか。開発はされないまでもされている部署がどこなのか、お知らせ願いたいと思います。

以上をもちまして、ホロルの湯の質問は終わります。

続いて、医療福祉について3点伺いたいと思います。

1点目の高齢者の死亡原因の4番目を占めるといわれる肺炎球菌による感染症を予防するワクチン接種の補助を行う考えがあるかないかを、まず伺いたいと思います。

町は高齢者のインフルエンザ予防接種に補助を行っておりましたが、肺炎球菌ワクチンと両方の接種がより高い肺炎予防効果が得られるといわれております。このワクチンは一度接種しますと、5年ほど有効であるともいわれております。また、この予防接種については、国のはうで一度だけの接種を認めておって、複数回の接種は認めていないという事情もあり、高齢者については1回限りの補助しかできない現状もありますが、少なくとも5年間はその価値があるということあります。

一度接種する費用としては6,000円から9,000円ほど、これは自費になりますが、医療機関で支払っているのが現状と聞いております。これを仮に町の高齢者3,000名の方に1人1回5,000円を補助するということになりますと、計算上1,500万円で済むと。1,500万円毎年ではないと思います。5年間ですから、5年で割れば年間300万円で足りるということでございます。これをしますと、当然医療において予防にまさる医療費抑制手段はありませんので、大変有効な措置であろうと思います。

町長は選挙公報で高齢者の健康・生きがいを促進するといわれました。健康を維持するためには、病気を予防することも重要であります。ホロルの湯を活用して行うものとは別に、これも考えていただければありがたいと思いますし、医療関係としては大変期待をするものであります。

次に、年少者に対してのインフルエンザ予防接種について、これを行う考えがないかと、これもまた同じように聞くものであります。

これも先ほど妊婦健診、大洗町で独自に5回追加してやるという報道の中に、同じく年少者に対しても高齢者同様町が補助を出す。大洗町の場合3歳児から中学生まで補助を行うと。その場合約280万円ほどの予算が見込まれております。選挙のときに子育て支援を強化すると言われております。インフルエンザは毎年のことであって、みんなが大変恐れていながら、どうしても子どもたちがかかってしまう。学級閉鎖もあり、これは効果的な予防接種が必要かなと思います。この予防接種に対する補助を行う考えがあるのかないのか、それを伺いたいと思います。

次に、介護保険料の急激な負担増を抑制するための基金の積み立てを行う考えはないかということでありますが、今定例会に出されております基金の積み立て、これは城里町介護従事者待遇改善臨時特例基金条例とは別に、介護報酬の3%の増に対応するために国が時限的に支払うものであって、私が言っているのは、人口のピラミッドを見ますと、どうしても団塊の世代の方々が近い将来支援する側から制度を利用する側へ移行します。当然介護費用、この給付が伸びることは火を見るより明らかでございます。これを抑えるため

には、基金をつくっておく必要があるかと思います。

現在、町は、平成19年度現在であります、介護保険料の余剰金の積み立て2億円を今回の第4期介護保険事業に7,500万円とりあえず取り崩して使うということで、保険料の上昇が抑えられているという現状があります。しかしながら、残りわずかであって、この余剰金の積み立ては国が今後認めていかないという事情があります。

ですから、町長が先ほど答えられました公共施設整備基金、年間約1億円ぐらいは入ってきているだろうと思います。これから町が独自にそのうちの例えは5%でもいいし、10%でもいいし、これを毎年少しでも積み立てていけば、急激な介護保険料の上昇を抑えることができるだろうと思いますので、そういう準備をする必要があるだろうし、これについては、国からの何ら文句も出でこない積み立てであろうと思いますので、将来を見据えてこれを行うことが必要ではないか。将来といってもそんなに遠いことではないです。10年以内にもう確実に来るんです。それを見据えて基金を積み立てていくことが必要だと思います。ですから、こういう基金を積み立てる考えがあるのかないのか、伺いたいと思います。

次に、公園墓地計画についてでございますが、町は大変公園墓地計画に基づいて購入された土地代金等々約10億円、これを返すのに大変5年間苦慮してまいりました。平成21年度予算で返済しますと、これからやっと解放されるというところであります。先般の選挙において、大変公園墓地を推進されてきた方々が、今回の町長選挙において阿久津町長を大変支持されているという話を伺ったことがあります。それによって町民の方が、またもしかすると公園墓地が再考されて、計画が推進されるのではないかと大変心配される声がありますので、公園墓地を再考する考えがあるのか。というのは、また始めようとする気があるのかないのか、ぜひ伺いたいと思います。

最後に、診療所の運営について伺いたいと思います。

県内の利根町の運営する診療所は、医師が1人、看護師1人、保健師1人、事務職員1人で往診までこなして、黒字経営という報道がありました。これを見まして、七会診療所は、合併しても大変に一般会計からの繰り出しによって運営されてきたと。それがなければ民間でいえば当然倒産していたと。現在は改善されて今回8,000万円ぐらいの繰り入れかなと記憶しておりますが、今まで1億円を超える繰り入れが町からなければ運営ができなかった。七会時代は大変だったのではないかなど、小さな財源の中でかなり大きなウエートを占めていたのではないかなどということありますが、これを運営されてきた当時の阿久津村長としては、現在の町長でありますが、利根町でできることが当町でできないのかということを私は伺いたいものであります。黒字化させるお考えはないのか、その辺をお聞きしたいと思います。

以上をお聞きしまして、1回目の質問といたします。

議長（鯉渕秀雄君） 町長阿久津藤男君。

〔町長阿久津藤男君登壇〕

町長（阿久津藤男君） 8番玉川台俊議員の一般質問にご答弁を申し上げたいと思います。

医療費の無料化について、中学校までの医療費の無料化についてであります、すばり聞きたいというようなこともございますが、6月定例議会に諮ってまいりたいと思っております。そうした中で、平成21年度の中で医療費無料化についてのことを私はやっていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひ申し上げたいと思います。

それから、妊産婦医療についてでございますが、2年経過後に町単独でも継続していくかは、財政状況を見ながら検討してまいりたいと思いますが、なるべく支援できるような方法でやっていければと思って、これからの中で勉強していきたいと思っております。

次に、中学・高校への留学生の受け入れというようなことでございますが、留学生というように限定してしまいますとなかなか大変でございますので、私は、まず最初にホームステイ的な1週間から2週間ぐらいのそういう国際交流的なものから始められればいいのではないかなと思っております。そういう中でこの留学ということにつきましては、なかなか確かに受け入れる側についても、またそういう生徒を出してくる側についても、大変いろいろな点で考慮しなければならないことがたくさんあると思いますので、そういうことができるよう勉強していきたいと思っております。

それから、現時点でそういう友好都市としての姉妹都市ということがあるのかという点につきましては、今は具体的な持ち合わせは持っておりません。これからの中でそういうことも勉強していかなければならぬと思っております。

次に、町長選挙の公報に掲げられた町の活性化の主な施策7点というようなことで、議員のほうからその点についての質問がございましたが、道路整備等につきましては、町活性化の基盤をなすものでございまして、町民の暮らしやすさを実現できるように推進していく所存でございます。そういう中で、特に国道123号バイパス、それから旧茨城鉄道の軌道敷跡の道路、また、多くの町民が通勤通学などに利用する町の骨格ともいえる道路、そういうものにつきまして、とにかく生活道路という中でやっていきたいと思っております。

道路を整備する中で、費用対効果というようなことでご質問等がございましたが、費用対効果だけで道路というのも整備していくということではないかと思いますが、やはりそこに住んでいる人の利便性を図っていってあげたいという気持ちの中で、道路整備というものをやっていきたいと思っておりますが、費用対効果、それから七会地区の町道徳蔵倉見線、合併時の当時の村長としてそれを果たしたということはどういうことかというようなこともございますが、これは合併特例債を使って、当時は村道でございましたが、そういうのを整備していくという気持ちの中で、私は合併の条件の中で述べてきたつもりでございます。

そういうことで、後ほど担当課長のほうからも、中身的なことにつきましては、答弁させていきたいと思っております。

また、通称アジラ線ということでございますが、私も1回は通ったことがございますが、そういう中で前にもご質問等があったということでございますが、そういうことにつきまして、担当課長のほうからも答弁させます。

また、急務の基盤整備とは何を指しての考え方かというようなこともございましたが、この点につきましても、担当課長のほうから説明させます。

次に、高齢者の健康、それから生きがい促進についてのご質問でございましたが、健康で生き生きと生活できるよう、健康な体づくりや食生活を初めとする生活習慣の改善など、意識の向上を図りまして、講座や教室の開催、意識啓発の広報活動に努めてまいりたいなと思っております。

主な事業は特定健康診査、特定保健指導や各種がん検診、生活習慣病の予防教室、体力増強のための運動教室、介護予防講演会などをこれからの中で主催していきたいと思っております。

また、運動習慣の普及を図り、高年者クラブの活動や介護予防に効果のあるシルバーリハビリ体操などを行ってまいりたいと思っております。さらには、高齢者が健康増進施設のホロルの湯を利用しやすいような環境づくりに努めてまいりたいと思っております。

そういう中で、生きがいの促進でございますが、地域での活動に参加する意欲を持った高齢者を支援するために交流の場を提供し、社会参加を促進し、生きがいづくり、就労支援を行っていければと思っておりますので、よろしくお願ひ申し上げたいと思います。

次に、積極的な企業の誘致ということでございますが、最初に、高レベル放射能廃棄物処理施設（NUMO）の受け入れというようなことでございましたが、今は私は全く考えておりません。

それから、旧七会村当時に検討したということもございませんので、ご報告しておきたいと思います。ただ、話題には上ってお話をしたことがありますが、検討ということはございません。

企業が町にあるということは、財政面や雇用面でも大きな活力、動脈ともなるものでございまして、町が元気になる源でございます。しかし、現在のところ、百年に一度といわれるような景気後退下にあって、企業誘致も大変難しい状況となっております。今後の景気動向を見ながらではありますが、この地の利を生かした推進策として、立地奨励金の上乗せなど特例措置を検討するほか、工場立地候補地の選定や水戸ニュータウン城里町エリアでの誘致促進、そして、それぞれの各企業への働きかけということで、私はやっていきたいと思っておるところでございます。

それから、遊休農地の利用促進ということで、シイタケ、お茶、赤ネギと3つの品目を挙げましたが、これはそういう「など」ということでございまして、この3つに限ったこ

とではございません。城里町の中で、これからの中でブランド化ができるような農産物があれば、そういう中でトップセールスになって、私も農家のために売り上げ増進ということでやっていきたいと思っているところでございます。

先ほどもお話ししましたが、ブランド化というのはなかなか確かに大変だと思います。同じ品目でも個人個人の作物でございますので、同じ品目についてもいろいろなことが作物にはあると思いますので、そこら辺のところを農家の人も努力してやって、同じ種類、同じ作物ができるようなことを勉強していってもらいたいと私は思っておりますが、そういうことに対しての私は助成ということをやっていきたいと思っておるところでございます。

それから、町民意識の融合と一体感というような中で、これにはいろいろあると思います。運動会、祭りなど行事の手法を検討しながら融合を図っていくということもございますし、先ほど玉川議員のほうからお話がありましたように、町内の水道料金の負担金の問題、それぞれ地区によって違うわけでございますが、これもこれからの中で、統一に向かってやっていかなければならぬと私は思っておりますので、そういうこともなかなかこれは難しいんだろうと思うのですが、やはりやっていかなければならぬ一つのことだろうと、私は思っております。

また、ホロルの湯についてでございますが、現在、ホロルの湯は町開発公社を民間企業とみなし、指定管理者に委託してあるわけでございますが、そういう中で誠実な運営がなされているのかということでございますが、私が町長になりまして、まだ1ヶ月余りでございますが、とにかくホロルの湯というものは、この城里町の今は財産でございますので、その財産をこれからの中でのいかに生かしていくか、これは町長に課せられた一つの使命でもあると思いますので、健全経営に向けて私はやっていきたいと思っております。

その中で、ホロルの湯について、組織構成案、50人体制ということで人員のスリム化が進捗したのかということ、それから、公益法人会計に基づく会計士による経営分析の指導、報告等について、また、委託先会計士はどこの業者かという点、また、利益の計上できる事業を展開し、サービスの向上をさせるための方策とか、インターネットの充実、そして、近隣市町村の類似施設との連携、また、名物メニューは開発されたのか、また、1階のレストランを閉鎖したキッズコーナー開設はどうなったのか等につきましては、それぞれ担当課長のほうから説明させますので、よろしくお願いを申し上げたいと思います。

次に、肺炎球菌ワクチン接種の補助に対する町の考え方でございますが、肺炎球菌は細菌の一種で、体力の落ちているときや免疫が弱くなっているときに主に肺炎、気管支炎などの呼吸器感染症、中耳炎、髄膜炎等を引き起こし、老人に多くありますが、特に脾臓不全及び摘出者、糖尿病、リンパ腫、慢性呼吸疾患、腎不全、高齢者重症疾患に罹患する危険が高い方では、肺炎球菌感染症は重症となるので、その予防が主体となっており、現行国では接種を任意とし、2回目を行うと強い局所反応を起こすことから、原則1回の接種

とし、免疫効果は5年持続するとされております。このため、病院、当町の診療所でも、肺炎にかかると重症化しやすい人に接種を勧めているのが現状であります。ほかの感染症と同様におしなべて接種を行うべきワクチン接種ではないと思われますので、今のところ町としては接種補助は考えておりません。

なお、県内におきましては、1市1村で補助を実施しておりましたが、平成21年度は1市が補助を廃止する旨の情報があります。

次に、年少者に対してのインフルエンザ予防接種に対しての補助の考えはないかとのご質問でございますが、インフルエンザの予防接種は、1976年から予防接種法の中で学齢期の集団発生の予防のため行われてきましたが、インフルエンザ流行の被害を受けやすいのは高齢者であることや、インフルエンザワクチンの有効性が他のワクチンに比べ低く、集団接種による流行阻止が期待できないとの理由から、1994年に予防接種法が改正され、定期の予防接種から外され、任意の接種となりました。その後、インフルエンザ予防接種は、個人の発病予防、重症化防止を目的として高齢者を対象とした定期の予防接種として2001年から実施されるようになりました。

現在、茨城県内44市町村のうち、12市町村が小児インフルエンザ予防に対し助成を行っており、その接種率は50%から70%となっております。対象年齢は1歳児以上中学生までとしているところが多いのですが、インフルエンザの性質上、3歳未満児では余り推奨されておりません。いずれも個人の発病予防、重症化予防を主な目的として実施されております。

したがって、今シーズンインフルエンザが流行し、これらの市町村においてもインフルエンザが流行し、学級閉鎖も多数発生しております。これらのことと住民にもご理解いただいた上で、助成を行うかどうか今後は検討してまいりたいと思っております。

次に、介護保険料の急激な負担増を抑制するための基金の積み立てを行う考えはないかというご質問でございますが、現在、介護保険運営を行うことから生じる剰余金を適切に管理するために、介護給付準備基金を設けております。現在基金の残高は2億1,400万円ほどあるわけでございます。

また、介護保険料の急激な負担増を抑制するため、平成21年度からの介護保険事業第4期計画では、介護報酬3%アップ改定による介護保険料の上昇分を補てんするため、国の介護従事者待遇改善特例交付金を活用して新たな基金を設置いたします。この基金制度を活用し、第4期事業計画期間中の1カ月当たりの保険料基準額は3,666円となりますが、今回の保険料改定による第1号被保険者の負担増を軽減し、介護保険財政の均衡を保つために、既にある介護給付費準備基金の取り崩しを予定して、急激な負担増に対応しているところでございます。

準備金につきましては、各保険者において最低限必要と認める額を除き、基本的には次期計画において歳入として繰り入れるべきものと考えられますので、新たな基金制度は今

のところ考へてはおりません。

なお、町におきましては、老人人口が増加し、高齢化率が進行して、これまで経験したことのない高齢社会を迎えるようとしております。今後はこうした社会情勢を考慮しながらふえ続ける介護給付費を抑制する介護予防にも取り組んでいきますので、よろしくお願ひをいたしたいと思っております。

次に、公園墓地の計画についてでございますが、公園墓地を計画することがあるのかということでございますが、私は今のところ計画する考えは持っておりません。

また、国保診療所についてのことでの質問でございますが、国保診療所は沢山診療所、それから七会診療所の診療施設、2つを行っているところでございます。各診療所につきましては、長年にわたり地域に密着した医療機関として医療体制を確保し、疾病構造の変化や医療に対する需要が多様化する中において、地域住民の健康と保健医療を担っているところでございます。

また、少子高齢化の進展とあわせ、介護保険の導入など福祉の充実が図られ、社会情勢が大きく変化するとともに交通事情も大きく改善され、近隣市町の医療機関を受診するための時間が短縮されることにより、専門診療科目への要望も多くなってきております。七会の医科につきましては、入院施設の廃止に伴い、軽症の初期患者の治療は診療所で対応し、入院の必要な方、また高度専門医療の必要な方に対しては、民間医療機関及び茨城県立中央病院からの医師派遣制度を活用しながら、診療所と病院との連携を図りながら進めてまいりたいと思っております。

こうした中で、診療所の財政運営というものは大変厳しい状況になってきておりますが、そういう中で、一般会計からの繰入金によって収支を保っております。ただ、診療所というものについては、地域の住民にとっては大変必要なことでございますので、これからも診療所経営については、健全経営、また、一般会計からの繰入金をなるべく少なくするような方向でこれからもやっていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひを申し上げたいと思います。

以上、ご答弁申し上げましたが、よろしくご理解賜りますようにお願い申し上げます。

議長（鯉渕秀雄君） 玉川議員に申し上げます。

教育長へ答弁を求めてございますが、今般は町長選挙、選挙公報ということに限定をされておりますので、通告外とみなし、教育長答弁を省略いたします。

都市建設課長栗林俊一君。

〔都市建設課長栗林俊一君登壇〕

都市建設課長（栗林俊一君） 道路整備に関する玉川議員からのご質問に対する回答について補足させていただきます。

まず、町道徳蔵倉見線でございますが、七会支所の北側に位置し、県道笠間緒川線と県の過疎債工事事業で整備されている岩下倉見線を結ぶ町道であり、この路線が岩下倉見線

とあわせて整備されると、県道笠間緒川線と県道水戸茂木線を結ぶ町道が一様に拡幅され、幹線道路へのアクセス等が容易となり、徳蔵、塩子地区の住民はもとより、通過交通の利便性の向上にも寄与できる重要な路線であり、新町の一体性の確立や均衡ある発展を目的とする合併市町村幹線道路緊急整備支援事業にて整備することとされたものでございます。

続きまして、通称アジラ線と呼ばれる町道1032号線についてでございますが、幅員が狭く、かつ児童の通学にも使われていることから改良が必要な町道と認識しております。ただし、現状では道路排水の接続先がないため、隣接する国道123号バイパスの整備にあわせ、その排水路に接続することが合理的であると考えられますので、バイパスの進捗状況を勘案しながらアジラ線の整備についても検討しているところでございます。

以上でございます。

議長（鯉渕秀雄君） 産業振興課長田口喜一君。

〔産業振興課長田口喜一君登壇〕

産業振興課長（田口喜一君） それでは、玉川議員さんの質問にお答えをいたします。

まず、人員のスリム化の進捗についてということでございますが、前の会社では50名体制で管理運営をしておりましたが、指定管理者に当たり、当分は同じ体制として事業計画を出しておりましたが、現在は46名体制で運営をしております。

2番目の福祉活動の内容についてでございますが、ホロルの湯のお客さまがご利用時にタオル等を置いていたり、忘れていたりするのを利用して、茨城県立あすなろの郷へ使い捨てのタオルの無料配布、毎月100本から150本程度を寄附しております。

また、館内に車いす3台を配置し、身障者専用浴室の活用がなされております。

続きまして、公益法人に基づく会計士による経営分析等の報告についてでございますが、「現状の入場者数、売り上げでは赤字は解消できない。幾ら人件費を抑えても余りにも施設の規模が大きく、必要経費がかかります」ということで報告は受けております。また、維持管理にかかる経費を考慮しますと、幾ら低く見積もっても維持管理に対する入場料設定が安過ぎるというような指摘もございます。また、従業員1人が何力所かできるような体制づくりをすれば、さらに人件費は削減できるというような報告を受けております。

委託先でございますが、水戸市北見町、あさひ税理士法人へ委託しております。

施設の運営についてでございますが、利益の計上できる事業を展開し、サービスを向上させるための方策ということでございますが、利益をふやすには利用客の増以外にございません。そのためには、まず利用客に対し接客のマナー及び接客態度の見直しを行い、研修等を行い、関係機関等や地元の方々と積極的に意見を交換して利益向上に努めていきたいと考えております。

また、インターネットの充実でございますが、インターネットにより随時イベント開催案内等の情報を発信し、利用の拡大を図り、利益の増大を図りたいということでございま

す。

近隣市町村の類似施設との連携を図り、茨城北部最大のリゾート地をつくり上げたいという考えはということでございますが、県北を中心とした9施設の公益温泉の支配人による研究会を2カ月に一度開催し、各施設と連携を取りながら現状の把握、集客アップに向けての検討会を実施しております。

また、温泉スタンプラリー等への参加も含め、集客力の向上に努めています。

名物メニューの開発はされたのかということでございますが、グリーンふるさと振興機構の補助金を活用したシイタケ料理グランプリ商品の提供や、レシピを参考とした料理の提供を実施中でございます。ただいま、レストランにおいては6種類のそば等を販売しております。

宴会セットを除いた利用料金は見られないが、どのように設定されたのかということでございます。現在宴会料理は1名当たり800円から4,000円のコース料理は提供しているものの、風評被害及び未曾有の大不況の中、3,500円、5,500円の入浴つき御膳料理を提供しても需要があるのか疑問であるので、現在見合せている状況でございます。

1階レストランを閉鎖し、キッズコーナー開設はどうなったか、また、レストラン改修費300万円はどのようになったかについてでございますが、1階レストラン部分につきましては、従業員全員にアンケート調査を行い、活用方法を再検討した結果、そば、うどんをメインにした食堂の開設及び利用者による作品展示コーナーを開設し、憩いの空間として利用し、好評を得ているというところでございます。

キッズコーナーに関しましては、冬期は子ども連れの家族の利用が少なく、夏期等における期間に設けて開設したいと検討しております。今後、そば打ち実演施設等を検討してまいりたいと考えております。

有料プール教室の開催計画、参加人数でございますが、延べ59回実施しております。それで550名ほど参加しております。

雑貨類販売のブランド商品の開発はされたのかということでございます。売り上げ拡大を目指すため、ホロルの湯ブランド商品の必要性を考えておりますが、いまだ商品にはなっておりません。ただ、2月より酒類販売会社と提携し、ホロルの湯のロゴマーク入りの生酒を提供しております。

以上でございます。

8番（玉川台俊君） 公共施設整備基金をどのように把握されているのか、それと、グリーンツーリズム事業。

議長（鯉渕秀雄君） 町長阿久津藤男君。

〔町長阿久津藤男君登壇〕

町長（阿久津藤男君） 公共施設整備基金の内容でございますが、福祉事業に活用できる基金として、平成21年2月末残高で5億4,200万円ほどでございます。それと、グリー

ンツーリズムの件につきましては、町にとっての活性化という中では大変重要な事業になってまいりますので、そういう点も含めましてやっていきたいと思っております。

議長（鯉渕秀雄君） 8番玉川台俊君。

8番（玉川台俊君） それでは、2回目の質問をさせていただきたいと思います。

中学生の無料化については6月定例議会で改正案等が出されるということで、早ければ10月か、または来年4月には実施されるのかなと期待しております。

それから、妊産婦の件ですが、選挙公報に載っておりましたので、大変期待しているものでありましたが、とりあえず2年経過を見てということで、財源等を見ながら、考えながらという話がありました。そこで申し上げたいのは公共施設整備基金、今、町長答弁は5億円ほどあると。これは毎年1億円ほど積み立てられているということもご存じですね。その中で健診に対して、少子高齢化ありますから、妊産婦の方の人数というものは限られていますし、その補助をしてもその公共施設整備基金の中で補助していく十分な余裕があるのではないかということで、ぜひ前向きに検討いただければと思います。

それから、留学生の受け入れということで、この選挙公報を見て私が質問したかった内容と、町長の考え方には随分開きがあるようであれなんですが、一、二週間程度の留学というか訪問というか、その程度を考えているということでありました。これは留学には当たらないのかなと。ただ、交流ということで一、二週間を来ていただくにしても、中学生を想定しているのか、高校生を想定しているのか。それで、学校を訪問させるとかという場合には、小・中学校は町の教育委員会が所管でありますから問題はなかろうかと思いますが、高校となりますと、県の所管であって、町がどうのこうのというのはちょっと難しいのではないかなと思います。その辺をどのように考えられているのか、また、そのどのぐらいの数を想定されているのかということです。

文化圏の話も答弁はありませんでしたけれども、どちらのほうから、姉妹都市構想はないということでありますから、本格的な留学生交流というものはお考えになつていないと理解いたしました。ただ、どの辺の方に来ていただく考えがあつてのこの公報になつたのかなと。2番目として、留学生の受け入れというのは結構初めのほうにありますから、どういうことをされるのかなと、町民としても結構興味がある部分ではなかろうかなと思ったので質問いたしました。

それから、道路整備ということで、急務の基盤整備ということはどこなのかなということで、道路、下水、水道もろもろあると思いますが、まずはどこなのかなと。先ほどのバイパス問題がありましたが、バイパスを広げる広げない、バイパスはもうほとんど計画どおりいっていると思いますので、それ以外のことがあったのかなということでお伺いしました。特にないようなので、一応わかりました。

次に、高齢者の健康・生きがいについては、私はこのホロルと関連させて、ホロルの利

用をあわせて、ホロルの施設を使っていただいてこの健康・生きがいを考えていくのかなと。例えば、利用していただくためには、特に高齢者用の値段設定もあるのかなと。経営的には厳しくなりますが、町内の方を特別料金であれば来ていただけるかもしれないなと。

例えばふれあい交通、タクシーですか、それを使うのに往復600円かかります。ですから、高齢者の方はふだん足がないということで行きたくても行けない。合併する前は、町のバスが定期的に迎えに来てくれたから、そのときはよく通っていたんだというお声をお聞きしました。今はそれがなくなって、ふれあいタクシーという形になって、お年寄りがホロルの湯に出かけなくなったという話も聞いておりますので、高齢者に対して1回300円、往復600円、みんなで乗り合わせれば安いかもしれませんけれども、残念ながら1人300円と、何人乗っても300円ですから往復600円。この辺の設定を料金的に集客という意味では来ていただいて、食事をしていただければそれなりに収益が上がるわけですから、家にいらっしゃる方をホロルの湯に呼ぶという観念からすれば、特別料金をつくっても温泉でいろいろふれあいの場で、まさに裸のつき合いというか、その辺のこととも考えていらっしゃったのかなということでお聞きしたのでありますけれども、そういう考えはないということで理解いたしました。

それから、積極的な企業誘致の中で、NUMOは考えていないということはわかりました。

これは農業の促進、振興にも関係するのであります、確かに企業誘致は難しいです。それは理解しております。今に始まったことではなくて、過去にさかのぼっても大変難しいと、これが現況であります、新規農業の就業者支援ということがあります、これを育成していくのは一人一人個人という形で大変難しいかなと。

テレビ報道等を見ますと、長野県で農業生産法人、個人名がトップリバーという会社であります、これがテレビで放送されておりました。これは考え方としては、農業に従事したことがない若者たちを雇用して、遊休農地を借り上げて、その生産技術は地元の高齢者、地元の農家の方から栽培方法等を研修を受けながら農作物をつくっていく。そして、販路としては、これが一番肝心なことであります、その企業のトップが企業を訪問して、その会社はキャベツ、レタス等が主な产品であります、それを契約栽培するんです。そうしますと、せっかくつくって売れないということがないらしいです。こういう企業を誘致する、または発足させることも一つの考え方ではないかなと。要するに、若い方が会社の社員として仕事が農業の作業である、そういう新しい農業の仕方があるのではないかなということであります。

資料によりますと、茨城県は全国でも4番目に農家以外の方が路地野菜を生産している面積が広い。これは2000年の資料であります、383ヘクタールを茨城では農家以外の方が路地栽培をされているということでありますし、この10年で遊休農地が2倍にふえていると。ですから、この農地をいかに有効活用するかという形で行う必要があるんでしょう

けれども、そのグリーンツーリズムで農地と住まいと一緒に提供する場、提供がなかなかなくて来ていただけないというお話も先ほどお聞きしましたけれども、そうではなくて、そういう法人を立ち上げることも必要ではないかとそうしますと、若い方が雇用の場が生まれるわけです。

農地をもてあましている高齢者の方がたくさんいらっしゃいます。現実のところで、私も農地の処分を委託されまして、何とかしてくれと。要するにたくさんの農地を持っていても、高齢によって自分で農作物の作付はできない。今まで貸していたんだけれども、その小作人の方からみんな返されてしまってもあましている。それで、雑草が生えないようにロータリーをかける、その費用が1ヘクタール持っていて、委託で年間約30万円ほどかかるんだと。これを生産なしに毎年税金ではないけれども、何も生産しないところに農地を持っているだけで、年金生活者が30万円を負担していくというのは地獄である、何とかしてほしいと、こういう話があったわけでございます。

それで、実際私、年齢は50歳ですが、同級生に聞いても、自分のところの畠はあるけれども、母親父親等が自分のところで消費する分はちょこちょこっとつくるけれども、ほとんどつくらないという農地がたくさんあるみたいでございます。農地は余っているはずなんです。国のほうでもそういうふうに進めているかなと思うんですけども、これを町が中間にあって、農地を集約して貸し出す、こういうシステムをつくることが必要ではないかなと。それによってそういう農業法人を誘致する、こういう誘致はできるのではないか。土地はあります、大都市圏に近い、大変有望なところであろうと思いますし、気候も安定している。こういうところを積極的に農地の貸し出し、これを図っていくことはできるのではないかなど。

食の安全ということで、しっかりした野菜が求められています。工業関係の企業誘致は難しくても、この農業法人であれば結構希望が持てるのではないか。そういうことをこれから町長に期待したいと思いますし、そういうトップセールスをぜひ活発に行っていただきたいと思います。

それから、先ほどのグリーンツーリズムの事業でちょっと疑問がありまして、グリーンツーリズム事業は、委託事業でございます。委託先は町開発公社なのかなと。平成19年度の開発公社の報告書に、グリーンツーリズムイベント実施一覧等がありますから、多分そうなんだろうということありますけれども、平成21年度ホロルの湯の委託に当たって、町が4,000万円を委託料として計上しております。これは商工費の中で観光施設費で再支出されるわけでございますが、4,000万円の町に対する開発公社からの運営に対する収支、予算書を見ますと、平成21年度としては開発公社に委託された金額からホロルの湯運営のために他会計繰り入れとして957万7,000円が繰り入れされております。

私が疑問なのは農業の振興費、6款農業水産業費、1項農業費、3目農業振興費中委託料として払われております。これは6款の話です。ホロルの湯は、町は7款の中で、7款

商工費、1項商工費、4目觀光施設費で歳出を4,000万円するんです。そのホロルの湯運営にもともとグリーンツーリズムで農業関係で事業委託したものが開発公社に入って、そこからまた7款に關係するホロルの湯の運営費の歳入の財源として充てられている。約半額、予算1,728万3,000円が委託しているわけです。委託した中で、ホロルの湯運営に対して他会計として繰り入れられている。

これはちょっと微妙なところだと思いますが、歳出予算の経費の金額は、各款の間、または各項の間において相互に流用することができないのが原則であると聞いてあります。この原則に反しないのか、その考え方です。これは開発公社に一遍渡しているので、開発公社がこっちへ回してもいいんだという考えが成立するのか、ちょっと微妙なところなので、これが原則に反しないのかするのか、その辺の見解をちょっとお聞きしたいと思います。

それから、農業は大変大切なことでありますし、生産者の利益を確保するためにブランド化していく必要があるという中で、新聞報道にありましたシイタケ、お茶、赤ネギということがありましたので、等々ということで3つには限らないという答弁であります、もちろんそれはそれで結構ですが、まず、シイタケと挙がってきたので、七会地区でキノコの栽培をして、物産センターで販売しているという形態がありますので、シイタケは結構七会地区では多いのかなということを想定しまして、シイタケについて調べてみました。

そうしますと、これは意外と47都道府県全国でしているものなんです。茨城県は全国で9番目であります。9番目でどのくらい生産しているのかというと、約2,450トンです。生産者戸数が693戸あるということで、1戸当たり茨城県では約3.5トン生産されているみたいでございます。町はどうかといいますと、町は生産戸数が16戸、生産量は生シイタケ15トン、乾燥4.3トン、平均が0.9トン、結構小規模なのかなということありました。

それで、ブランド化するためには名前が売れないといけません。「シイタケ」で検索しますと、これがインターネットで検索すると、シイタケだけで検索すると1,570万件、干しシイタケだと234万件、生シイタケでも94万4,000件、シイタケ原木86万1,000件、シイタケ栽培304万件がヒットしてしまうんです。その中から探すのは大変難しい。ところが、「ホロル」で検索すると1ページに出てくるんです。ホロルの湯関係がずらずらと出ます。これは大変利用価値があるのではないかなど。

例えばネーミングをホロルの里レッドポアローとか、ホロルをくっつけてインターネットで検索すると、ホロルにかこつけてシイタケや赤ネギが出てくるようなネーミングをすれば、インターネットのホロルを検索してもらえればトップに出てくる。ホロルの湯はどうやって検索してもらうかの話なんです。もちろん温泉施設です。「遊ぶ」等々からホロルの湯がなるべくたくさん検索されるようにすれば、ホロル何々の栽培、野菜の品目とかが出てくるわけです。そういうシステムも活用することによって、ブランド化というものはある程度できてくるのではないかということを提案したいなど。

先ほどシステムについて一切答弁がありませんでした。ですから、そういうことを……

議長（鯉渕秀雄君） 玉川議員、5分前です。

8番（玉川台俊君） はい。

そういうことも考えていただきたいと思いました。農業についてはそうです。

それで、ホロルの湯についてであります、先ほどいろいろなことをやっていると。協定に基づいてやっているのかということであります、これは肝心なことは、監査請求の答弁の中にも協定に基づいていないから却下した旨の回答がありました。この協定書に大変重要な意味合いがあるわけであります、平成20年度の補正の中に委託料が999万6,000円ですか、これが計上されておりますが、これを協定書にのっとって果たして支出ができるものかということを全協のときに一度お聞きしましたが、これに対しては、町長の考え方として出せるものなのか出せないものなのか、この答えをお聞きしたい。

協定書を見まして、第25条を読みますと、賃金の上昇とか、物価の上昇がなければ私的にはこれは支出できないものだろうと、そういうふうに理解しておりますが、それで出せるものなのか。25条にのっとって999万6,000円が補正に載っておりますが、これが出せると判断するのかしないのか、町長の考え方をお聞きしたいと思って、2回目を終了いたします。

議長（鯉渕秀雄君） 町長阿久津藤男君。

町長（阿久津藤男君） 玉川議員のご質問にお答えいたしたいと思います。

留学制度のことでございますが、私も最初、留学そのものの細かい点についてはまだわかつておりませんが、そういう中で、先ほども申し上げましたように、1週間とか2週間、そういう外国人を連れてきて、中学生や高校生と交じ合わせるということも、一つの中学生や高校生等についての元気な学校にして生かせるというようなことになっていくのではないかなと思っております。そういうのを何回かして勉強した中で、そういう留学生との交流ということを図っていければと思っておりますので、よろしくお願い申し上げたいと思います。

それから、協定書に基づく支出の是非でございますが、物価上昇などの影響というようなことの中では出せるということでご理解いただきたいと思っております。

それから、公社への委託でございますが、事業ごとの委託なので特に問題はないということでご理解いただきたいと思っております。

以上でございます。

議長（鯉渕秀雄君） 8番玉川台俊君。

8番（玉川台俊君） 今、ホロルの湯に対する委託料の歳出については、物価の高騰ということをおっしゃられましたけれども、燃料費については、約1,400万円ほど当初計画よりも低く結果として計上されております。物価としてはすべて下がっているということありますから、下がっているということが前提になろうかと思いますので、それ

で出せるのかということをもう一度考えていただきたいということが1点と、この選挙公報に掲げられた7点というのは、大変町民が期待されていることでございます。町長は答弁に当たってちょっと整理がされていないのが残念であります、これは大変町民が期待して選挙結果に結びついているものでありますから、これをよく整理していただきて、町民から説明があったときもちゃんと答えていただけるように整理して町政に当たっていただきたいと思いまして、質問を終わります。

議長（鯉渕秀雄君） 町長阿久津藤男君。

町長（阿久津藤男君） 玉川議員のほうから指摘されました私の7つの公約について、よく整理されていないというご指摘をいただきましたが、今までの中でやはり公約を実行して初めて町長といわれるのではないかなと思っておりますので、その公約について整理して、そして、一生懸命公約の実現に向けて私は頑張ってやっていきたいと思っておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

〔発言する者あり〕

議長（鯉渕秀雄君） 町長阿久津藤男君。

町長（阿久津藤男君） お答えいたしたいと思います。

物価の水準の変動がホロル全体の客の入り込み等に影響したと考えております。また、これらが直接影響し、売り上げの減などになったことに対しましては、協定書第25条により補正予算を計上したものでございます。ご理解を賜りたいと思います。

議長（鯉渕秀雄君） 以上で、8番玉川台俊君の一般質問を終結いたします。

〔「議長、休憩」と呼ぶ者あり〕

議長（鯉渕秀雄君） ここで4時5分まで休憩いたします。

午後 3時54分休憩

午後 4時05分開議

議長（鯉渕秀雄君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

次に、通告第4号、5番桐原健一君の発言を許可いたします。

5番桐原健一君。

〔5番桐原健一君登壇〕

5番（桐原健一君） 5番桐原です。

まず初めに、阿久津町長、町長就任まことにおめでとうございます。

それでは、通告順に従いまして質問させていただきます。

定額給付金についてでございますが、先ほど飯村議員のほうからも質問がありました。ダブらないように質問したいと思います。

第二次補正予算に盛り込まれた定額給付金は2兆395億円でありますが、本町においては総額幾ら給付になるのか、お聞きしたいと思います。

次に、給付方法は先ほど飯村議員の質問の中で町長より、口座振り込みになるということでお伺いしました。

3番目に、口座振り込みということなのですが、独居老人の場合、例えば口座のない人、また、役場申請にいけない人、この人たちはどういう方法で給付するのか、お伺いしたいと思います。

次に、子育て応援特別手当についてお伺いします。

子育て世代で話題の子育て応援特別手当への反響も大きく、給付を望む声は強まっています。昨年10月まで我が国は戦後最長の景気回復を続けてきましたといえ、賃金は伸び悩み、回復の実感なきまま好景気に終止符が打たれました。特に子育て世代の負担は多く、毎日のやりくりに悲鳴を上げる家庭も少なくありません。この手当は教育費がかさむ幼児教育期、2002年4月2日から2005年4月1日の間に生まれた第2子以降に3万6,000円を一時金として世帯主に支給するのですが、定額給付金と同時給付する自治体もあるそうですが、本町として定額給付金と同時給付するのか、お伺いしたいと思います。

また、町としてこの子育て特別応援手当支給を受ける方は何人ぐらいいるのか、お聞きしたいと思います。

次に、妊婦健診についてでございますが、先ほど三村議員からも、玉川議員からも質問がありましたけれども、三村議員の2回目の質問のときに、町長はたしか4月より14回分の無料化を進めていく、拡充をしていくというような答弁だと思うんですが、6月か4月かちょっとわからないので、もう一度確認の意味でこの答弁をお願いしたいと思います。

中学卒業までの医療費助成につきましては、先ほどやはり飯村議員、玉川議員のほうから質問がありまして、これは差し控えたいと思います。

次に、中学生へのヘルメット代についてお伺いします。

合併前は旧七会村はヘルメット代が無償配付だったそうですが、合併協議の中で常北町、桂村が1,000円保護者負担していたので、町でも1,000円負担することになったそうですが、しかし、4年前と比べ現在においては、先ほどもありましたけれども、百年に一度の不況とか、全治三年の不況とかといわれ、本当に今保護者の人が働く場所、勤め先は金曜、土曜、日曜、月曜日と週4回の休みということで、大変家計に負担がかかっております。

中学生になると、制服もつくり自転車も買わなければいけない。自転車にしても5,000円、6,000円で買えるようなものではありません。中学生の自転車といえば3万円も4万円もかかるような自転車だと思います。私は今この厳しい財政の中で保護者負担を少しでも軽減するために、町としてヘルメットの無償配付をできないか、これをお伺いしたいと思います。

最後になりますが、給食センターのトイレ改善についてお伺いします。

昨年6月定例会で、各給食センターのトイレを衛生的にもウォッシュレットのトイレに改善すべきと思うがということで質問しました。回答として、「食中毒の予防の観点から

今後十分検討してまいりたい」と答弁をいただきました。その後どのように検討したのか、お伺いいたします。

第1回目の質問を終わります。

議長（鯉渕秀雄君） 町長阿久津藤男君。

〔町長阿久津藤男君登壇〕

町長（阿久津藤男君） 5番桐原健一議員の一般質問に答弁申し上げます。

先ほど生活支援としての定額給付金について、城里町は総額幾らになるのかというようなことでございますが、城里町における定額給付金総額でございますが、対象者2万2,834人と町独自のかさ上げ分265人分に対し、3億5,398万4,000円を支給する予定でございます。

独居老人の場合の手続でございますが、町としましては、対象者全員が給付できることを前提に、簡易書留による申請書の送付を行うなどしてあり、独居老人などの手續が難しい方には、民生委員の方々のお力添えをいただいて、給付できるように考えているところでございます。

先ほど妊産婦健診について、飯村議員、それから玉川議員のほうからございましたが、14回の無料化が必要かと思うことについてのことですが、6月定例議会にお諮りいたしまして、やっていきたいと思っております。

それから、中学生のヘルメット代について無償配付できないかということでございますが、中学1年生のヘルメット購入につきましては、教育委員会が町内業者から単価見積書を出させ、最低価格の見積もり業者から購入して、今やっているところでございます。その中でヘルメット代を全額町負担にできないかとの質問でございますが、やはり保護者には自分の子どもを災害から守るという責任もあることから、今応分の負担として従来どおり1,000円のご負担をお願いしているところでございますが、今後前向きに検討してまいりたいと考えております。

給食センターのトイレの改善についてでございますが、昨年6月定例会で質問があつたようでございますが、どのように検討したのかということでございますが、各センターともノロウイルス等による食中毒を未然に予防するため、月2回の保菌検査を始めとして、衛生管理には調理員等が一丸となって万全な体制で取り組んでいるところであります。

ご質問のウォッシュレットのトイレ改修については、十分検討いたしまして、平成21年度に各給食センターとも改修する予定で予算化しているところでございます。

内容につきましては、担当課長のほうから答弁させますので、よろしくお願ひ申し上げたいと思います。

以上、ご答弁申し上げましたが、よろしくご理解賜りますようお願ひ申し上げたいと思います。

〔「町長、子育て応援特別手当のところが抜けている」と呼ぶ者あり〕

町長（阿久津藤男君） 失礼いたしました。

子育て支援として子育ての応援特別手当について、それと、定額給付金と同時給付するのかという質問でございますが、子育て応援特別手当は、対象児童数が約280人、定額給付金の対象は約2万2,834人、約7,583世帯でございます。子育て応援特別手当の説明書、申請書は定額給付金と同時に郵送し、同時に申請を受け付け、銀行口座の確認等を行い、原則として指定された口座に振り込みをいたします。子育て応援特別手当は、定額給付金より対象世帯、人数も少なく、事業効果を高めるため、できるだけ早急に支払いをしたいと考えており、子育て応援特別手当は、定額給付金より早く支給できると見込まれております。

以上でございます。よろしくお願ひ申し上げます。

議長（鯉渕秀雄君） 教育委員会事務局長海野勝美君。

〔教育委員会事務局長海野勝美君登壇〕

教育委員会事務局長（海野勝美君） 5番桐原議員にご答弁を申し上げます。

各給食センターの改修内容、基数でございますが、常北給食センターが2基、桂給食センターが1基、七会給食センターが1基でございます。

議長（鯉渕秀雄君） 5番桐原健一君。

5番（桐原健一君） それでは、定額給付金について再度ご質問いたします。

先ほど4月1日申請書発行で4月13日から申請受け付けということですが、この給付日はいつから給付になるのか、また、この申請書の提出期限というのが6ヶ月間なんですけれども、この間に土曜日曜の申請ができるのかどうか、これをお伺いしたいと思います。

子育て応援特別手当についてはわかりました。

妊婦健診について、また、中学生までの医療費助成については、町長の7つの公約の1番目の公約になっておりますので、よろしく実現のほうをお願いしたいと思います。

ヘルメットの件は前向きに検討するということでわかりました。

給食センターの件もわかりました。

定額給付金の給付日はいつか、また、6ヶ月の期間で土日は申請できるのかできないのか、お聞きしたいと思います。

議長（鯉渕秀雄君） 町長阿久津藤男君。

町長（阿久津藤男君） 今、定額給付金のことにつきましては、課長のほうから答弁させます。

議長（鯉渕秀雄君） 企画財政課長阿久津保巳君。

企画財政課長（阿久津保巳君） 定額給付金の申請期間でありますけれども、平成21年4月13日から6ヶ月間で、平成21年10月13日までを申請受け付け期間としております。また、受け付けの開始は今日にちであります。第1回目は4月17日に締め切りまして、早い段階で給付したいと考えております。第1回目の振り込みについては、5月中旬を予定

しております。

それで、休日の申請受け付け事務であります、今回の給付事業の給付は窓口の混乱や安全性を考慮しまして、郵送申請を基本として行うこととしておりますので、このようなことから平日で申請は可能であると判断し、休日の申請受け付けは行わないこととしております。

以上であります。

議長（鯉渕秀雄君） 5番桐原健一君。

5番（桐原健一君） 3回目の質問はありませんけれども、本当に定額給付金3億5,000万円、それから特別手当が1,000万円、かなりのお金が動くわけであります。これから振り込め詐欺とかいろいろ注意しながら、本当によろしくお願いしたいと思います。

以上で質問を終わりにします。

議長（鯉渕秀雄君） 以上で、5番桐原健一君の一般質問を終結いたします。

ここで暫時休憩いたします。

休憩中に議会運営委員会を開催いたしますので、委員の方は委員会室にお集まりください。

午後 4時24分休憩

午後 4時31分開議

議長（鯉渕秀雄君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

散会の宣告

議長（鯉渕秀雄君） 本日の一般質問の日程はすべて終了いたしました。

なお、あす27日から29日までは休会とし、次の会議は3月30日午後2時に本議場において開会し、議案質疑から入りますので、会議10分までにはご参集ください。

本日はこれにて散会いたします。

大変お疲れさまでした。

午後 4時33分散会

平成 21 年第 1 回
城里町議会定例会会議録 第 3 号

平成 21 年 3 月 30 日 午後 2 時 05 分開議

1. 応招議員

1 番	河原井 大 介 君	10 番	杉 山 清 君
2 番	関 誠一郎 君	11 番	寺 田 和 郎 君
3 番	寺 門 博 志 君	12 番	三 村 由利子 君
4 番	阿久津 則 男 君	13 番	小 松崎 三 夫 君
5 番	桐 原 健 一 君	14 番	鯉 渕 秀 雄 君
6 番	飯 村 吉 伊 君	15 番	根 本 正 典 君
7 番	小 林 祥 宏 君	16 番	阿久津 尚 一 君
8 番	玉 川 台 俊 君	17 番	小 坏 孝 君
9 番	南 條 治 君	18 番	小 林 宏 君

1. 不応招議員

な し

1. 出席議員

1 番	河原井 大 介 君	10 番	杉 山 清 君
2 番	関 誠一郎 君	11 番	寺 田 和 郎 君
3 番	寺 門 博 志 君	12 番	三 村 由利子 君
4 番	阿久津 則 男 君	13 番	小 松崎 三 夫 君
5 番	桐 原 健 一 君	14 番	鯉 渕 秀 雄 君
6 番	飯 村 吉 伊 君	15 番	根 本 正 典 君
7 番	小 林 祥 宏 君	16 番	阿久津 尚 一 君
8 番	玉 川 台 俊 君	17 番	小 坏 孝 君
9 番	南 條 治 君	18 番	小 林 宏 君

1. 欠席議員

な し

1. 説明のため出席した者の職氏名

町 長 阿久津 藤 男

副 町 長	赤 津 康 明
教 育 長	石 原 道 明
代 表 監 査 委 員	一 木 邦 彦
総 務 課 長	田 上 勤
企 画 財 政 課 長	阿 久 津 保 巳
税 務 課 長	山 口 充 彦
町 民 課 長 補 佐	石 川 清 純
保 険 課 長	加 倉 井 一 史
健 康 福 祉 課 長	松 本 秀 利
産 業 振 興 課 長	田 口 喜 一
都 市 建 設 課 長	栗 林 俊 一
下 水 道 課 長	高 橋 洋 造
会計管理者（会計課長）	川 又 重 光
水 道 課 長	松 崎 榮
農 業 委 員 会 事 務 局 長	阿 久 津 道 男
教 育 委 員 会 事 務 局 長	海 野 勝 美

1. 職務のため出席した者の職氏名

議 会 事 務 局 長	三 村 主
局 長 補 佐	小 林 恵 子
書 記	桑 野 智 弘

1. 議事日程

議 事 日 程 第 3 号

平成 21 年 3 月 30 日 (月曜日)

午後 2 時 00 分開議

- 日程第 3 承認第 2 号 専決処分第 2 号の承認を求めるについて（学校給食費請求事件訴訟）
- 日程第 4 議案第 1 号 城里町課等設置条例の一部を改正する条例について
- 日程第 5 議案第 2 号 城里町認可地縁団体印鑑条例の一部を改正する条例について
- 日程第 6 議案第 3 号 城里町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 7 議案第 4 号 城里町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について

日程第 8	議案第 5 号	城里町教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例について
日程第 9	議案第 6 号	城里町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
日程第 10	議案第 7 号	城里町国民健康保険条例の一部を改正する条例について
日程第 11	議案第 8 号	城里町介護保険条例の一部を改正する条例について
日程第 12	議案第 9 号	城里町公共下水道条例の一部を改正する条例について
日程第 13	議案第 10 号	城里町公共下水道事業受益者負担に関する条例の一部を改正する条例について
日程第 14	議案第 11 号	城里町特定公共賃貸住宅管理条例の一部を改正する条例について
日程第 15	議案第 12 号	城里町営徳蔵住宅管理条例の一部を改正する条例について
日程第 16	議案第 13 号	城里町収入印紙等購入基金条例の制定について
日程第 17	議案第 14 号	城里町介護従事者待遇改善臨時特例基金条例の制定について
日程第 18	議案第 15 号	城里町国民健康保険診療所医師住宅設置及び管理に関する条例の制定について
日程第 19	議案第 16 号	公の施設の広域利用に関する協議について
日程第 20	議案第 17 号	町道路線の廃止について
日程第 21	議案第 18 号	町道路線の認定について
日程第 22	議案第 19 号	平成20年度城里町一般会計補正予算（第 5 号）について
日程第 23	議案第 20 号	平成20年度城里町国民健康保険特別会計補正予算（第 4 号）について
日程第 24	議案第 21 号	平成20年度城里町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 3 号）について
日程第 25	議案第 22 号	平成20年度城里町介護保険特別会計補正予算（第 3 号）について
日程第 26	議案第 23 号	平成20年度城里町公共下水道事業特別会計補正予算（第 3 号）について
日程第 27	議案第 24 号	平成20年度城里町農業集落排水事業特別会計補正予算（第 3 号）について
日程第 28	議案第 25 号	平成20年度城里町水道事業会計補正予算（第 3 号）について
日程第 29	議案第 26 号	平成21年度城里町一般会計予算について
日程第 30	議案第 27 号	平成21年度城里町国民健康保険特別会計予算について
日程第 31	議案第 28 号	平成21年度城里町老人保健特別会計予算について
日程第 32	議案第 29 号	平成21年度城里町後期高齢者医療特別会計予算について
日程第 33	議案第 30 号	平成21年度城里町介護保険特別会計予算について

日程第34	議案第31号	平成21年度城里町公共下水道事業特別会計予算について
日程第35	議案第32号	平成21年度城里町農業集落排水事業特別会計予算について
日程第36	議案第33号	平成21年度城里町簡易水道事業特別会計予算について
日程第37	議案第34号	平成21年度城里町水道事業会計予算について
日程第42	陳情第1号	「協同労働の協同組合法（仮称）」の速やかな制定を求める意見書に関する陳情書
日程第43	陳情第2号	消費者行政の抜本的拡充を求める陳情書
日程第44	報告第1号	城里町認可地縁団体印鑑条例施行規則の一部を改正する規則
日程第45	報告第2号	城里町財務規則の一部を改正する規則
日程第46	報告第3号	城里町建設工事執行規則の一部を改正する規則
日程第47	報告第4号	城里町保育料徴収規則の一部を改正する規則
日程第48	報告第5号	城里町国民健康保険診療所条例施行規則の一部を改正する規則
日程第49	報告第6号	城里町指定地域密着型サービス事業所及び指定地域密着型介護予防サービス事業所の指定等に関する規則の一部を改正する規則
日程第50	報告第7号	城里町特定公共賃貸住宅管理条例施行規則の一部を改正する規則
日程第51	報告第8号	城里町国民健康保険診療所医師住宅設置及び管理に関する条例施行規則
日程第52	報告第9号	城里町定額給付金給付事業実施要綱
日程第53	報告第10号	城里町3人っこ家庭応援事業実施要綱
日程第54	報告第11号	城里町子育て応援特別手当支給事業実施要綱
日程第55	報告第12号	城里町高齢者福祉計画及び第4期介護保険事業計画
日程第56	報告第13号	茨城県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙に関する規則（茨城県後期高齢者医療広域連合規則第1号）の全部を改正する規則
日程第57	報告第14号	例月出納検査報告（12月、1月、2月執行分）

1. 本日の会議に付した事件

- 承認第2号
- 議案第1号
- 議案第2号
- 議案第3号
- 議案第4号

議案第 5 号
議案第 6 号
議案第 7 号
議案第 8 号
議案第 9 号
議案第10号
議案第11号
議案第12号
議案第13号
議案第14号
議案第15号
議案第16号
議案第17号
議案第18号
議案第19号
議案第20号
議案第21号
議案第22号
議案第23号
議案第24号
議案第25号
議案第26号
議案第27号
議案第28号
議案第29号
議案第30号
議案第31号
議案第32号
議案第33号
議案第34号
陳情第 1 号
陳情第 2 号
報告第 1 号
報告第 2 号
報告第 3 号

報告第4号
報告第5号
報告第6号
報告第7号
報告第8号
報告第9号
報告第10号
報告第11号
報告第12号
報告第13号
報告第14号

午後 2時05分開議

議員の出欠

議長（鯉渕秀雄君） 議員各位には何かとご多用のところご出席をいただき、大変ご苦労さまです。

ただいまの出席議員数は18名です。

開議の宣告

議長（鯉渕秀雄君） 定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。なお、説明のため、町長、副町長、教育長、代表監査委員、課長、局長がそれぞれ出席しております。

なお、町民課長横田栄子君が欠席のため、町民課長補佐石川清純君が出席しております。傍聴人はございません。

承認第2号 専決処分第2号の承認を求めるについて（学校給食費請求事件訴訟）

議長（鯉渕秀雄君） それでは、本日は議案の質疑から入ります。

初めに、承認第2号についての質疑を求めます。

〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

議長（鯉渕秀雄君） 質疑なしと認めます。

議案第1号 城里町課等設置条例の一部を改正する条例について

議長（鯉渕秀雄君） 次に、議案第1号についての質疑を求めます。

〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

議長（鯉渕秀雄君） 質疑なしと認めます。

議案第2号 城里町認可地縁団体印鑑条例の一部を改正する条例について

議長（鯉渕秀雄君） 次に、議案第2号についての質疑を求めます。

〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

議長（鯉渕秀雄君） 質疑なしと認めます。

議案第3号 城里町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

議長（鯉渕秀雄君） 次に、議案第3号についての質疑を求めます。

〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

議長（鯉渕秀雄君） 質疑なしと認めます。

議案第4号 城里町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について

議長（鯉渕秀雄君） 次に、議案第4号についての質疑を求めます。

〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

議長（鯉渕秀雄君） 質疑なしと認めます。

議案第5号 城里町教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例について

議長（鯉渕秀雄君） 次に、議案第5号についての質疑を求めます。

〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

議長（鯉渕秀雄君） 質疑なしと認めます。

議案第6号 城里町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

議長（鯉渕秀雄君） 次に、議案第6号についての質疑を求めます。

[「議事進行」と呼ぶ者あり]

議長（鯉渕秀雄君） 質疑なしと認めます。

議案第7号 城里町国民健康保険条例の一部を改正する条例について

議長（鯉渕秀雄君） 次に、議案第7号についての質疑を求めます。

[「議事進行」と呼ぶ者あり]

議長（鯉渕秀雄君） 質疑なしと認めます。

議案第8号 城里町介護保険条例の一部を改正する条例について

議長（鯉渕秀雄君） 次に、議案第8号についての質疑を求めます。

[「議事進行」と呼ぶ者あり]

議長（鯉渕秀雄君） 質疑なしと認めます。

議案第9号 城里町公共下水道条例の一部を改正する条例について

議長（鯉渕秀雄君） 次に、議案第9号についての質疑を求めます。

[「議事進行」と呼ぶ者あり]

議長（鯉渕秀雄君） 質疑なしと認めます。

議案第10号 城里町公共下水道事業受益者負担に関する条例の一部を改正する条例について

議長（鯉渕秀雄君） 次に、議案第10号についての質疑を求めます。

[「議事進行」と呼ぶ者あり]

議長（鯉渕秀雄君） 質疑なしと認めます。

議案第11号 城里町特定公共賃貸住宅管理条例の一部を改正する条例について

議長（鯉渕秀雄君） 次に、議案第11号についての質疑を求めます。

[「議事進行」と呼ぶ者あり]

議長（鯉渕秀雄君） 質疑なしと認めます。

議案第12号 城里町営徳蔵住宅管理条例の一部を改正する条例について

議長（鯉渕秀雄君） 次に、議案第12号についての質疑を求めます。

〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

議長（鯉渕秀雄君） 質疑なしと認めます。

議案第13号 城里町収入印紙等購入基金条例の制定について

議長（鯉渕秀雄君） 次に、議案第13号についての質疑を求めます。

〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

議長（鯉渕秀雄君） 質疑なしと認めます。

議案第14号 城里町介護従事者処遇改善臨時特例基金条例の制定について

議長（鯉渕秀雄君） 次に、議案第14号についての質疑を求めます。

〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

議長（鯉渕秀雄君） 質疑なしと認めます。

議案第15号 城里町国民健康保険診療所医師住宅設置及び管理に関する条例の制定について

議長（鯉渕秀雄君） 次に、議案第15号についての質疑を求めます。

〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

議長（鯉渕秀雄君） 質疑なしと認めます。

議案第16号 公の施設の広域利用に関する協議について

議長（鯉渕秀雄君） 次に、議案第16号についての質疑を求めます。

〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

議長（鯉渕秀雄君） 質疑なしと認めます。

議案第17号 町道路線の廃止について

議長（鯉渕秀雄君） 次に、議案第17号についての質疑を求めます。

〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

議長（鯉渕秀雄君） 質疑なしと認めます。

議案第18号 町道路線の認定について

議長（鯉渕秀雄君） 次に、議案第18号についての質疑を求める。

〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

議長（鯉渕秀雄君） 質疑なしと認めます。

議案第19号の修正動議について

議長（鯉渕秀雄君） ただいま8番玉川台俊君、3番寺門博志君の両名から議案第19号

平成20年度城里町一般会計補正予算（第5号）に対する修正動議が提出されております。

この動議は所定の発議者が連署されておりますので、成立いたします。

ここで、議会事務局長に議案第19号に対する修正案を配付させます。

〔修正案配付〕

議長（鯉渕秀雄君） これより、本案とあわせて修正案を議題とし、提出者の説明を求める。

8番玉川台俊君。

〔8番玉川台俊君登壇〕

8番（玉川台俊君） 修正動議の趣旨説明をしたいと思います。

議案第19号 平成20年度城里町一般会計補正予算（第5号）に対する修正動議であります、7款商工費の中で、4目観光施設費中、健康増進施設指定管理料999万6,000円をすべて減額するものであります。

昨年10月から、町開発公社が指定管理者になり運営を行ってまいりました。その運営に当たり、城里町と開発公社の間で管理運営に関する協定が交わされました。協定書の第24条で指定管理料の支払いが規定され、昨年10月から今年3月末までの半年分として、協定に基づき1,600万円の管理料を町は公社に支払いました。今回の補正はさらに999万6,000円を追加で払うためのものでありますが、指定管理料の変更は第25条に規定されており、主な内容は、指定期間中に賃金水準、または物価水準の変動により当初合意された指定管理料が不適当となった場合に認められる趣旨が書いてあります。これに照らし合わせると、賃金水準に特に変更はなく、燃料費、光熱費等の物価が下落し、管理費の負担が大きく軽減されており、指定管理料を追加で支払う理由が見当たりません。私は指定管理料の支払いについては、協定に基づいたものでなければ認められないと考えますし、1,600万円の指定管理料の支払いに対する住民監査請求についても、協定書の規定に基づき監査されていることを見ても、追加での指定管理料支払いには町民の理解が得られないと思います。

また、一般質問で協定書の25条の解釈を伺いましたが、指定管理料の追加で支払う変更

を認めるだけの答弁ではなかったかと思いました。よって、今回は補正に出された指定管理料を全額減額するものであります。

議員各位には修正案にご賛同賜りますようお願い申し上げますとともに、議長においてお諮り願います。

議長（鯉渕秀雄君） これより修正案に対する質疑に入りますが、注意点を申し上げます。

質疑はあくまでも議題となっている事件について賛否、または修正などの態度決定が可能となるよう、不明な点については提出者などの説明や意見をただすものであります。したがって、質疑に当たっては自己の意見を述べることはできませんので申し添えます。

なお、質疑の相手については、修正案提出者のほかに原案の提出者及び説明のための出席者に対しても説明意見を聞くことができます。また、質疑については自席にて、答弁については演壇に登壇の上お願いいいたします。質疑に当たっては、質疑の相手を述べてから発言願います。

それでは、修正案についての質疑を求めます。

〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

議長（鯉渕秀雄君） 修正案についての質疑はなしと認めます。

議案第19号 平成20年度城里町一般会計補正予算（第5号）について

議長（鯉渕秀雄君） 次に、議案第19号（原案）についての質疑を求めます。

〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

議長（鯉渕秀雄君） 質疑なしと認めます。

議案第20号 平成20年度城里町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）について

議長（鯉渕秀雄君） 次に、議案第20号についての質疑を求めます。

〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

議長（鯉渕秀雄君） 質疑なしと認めます。

議案第21号 平成20年度城里町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）について

議長（鯉渕秀雄君） 次に、議案第21号についての質疑を求めます。

〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

議長（鯉渕秀雄君） 質疑なしと認めます。

議案第22号 平成20年度城里町介護保険特別会計補正予算（第3号）について

議長（鯉渕秀雄君） 次に、議案第22号についての質疑を求めます。

〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

議長（鯉渕秀雄君） 質疑なしと認めます。

議案第23号 平成20年度城里町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）について

議長（鯉渕秀雄君） 次に、議案第23号についての質疑を求めます。

〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

議長（鯉渕秀雄君） 質疑なしと認めます。

議案第24号 平成20年度城里町農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）について

議長（鯉渕秀雄君） 次に、議案第24号についての質疑を求めます。

〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

議長（鯉渕秀雄君） 質疑なしと認めます。

議案第25号 平成20年度城里町水道事業会計補正予算（第3号）について

議長（鯉渕秀雄君） 次に、議案第25号についての質疑を求めます。

〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

議長（鯉渕秀雄君） 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終結いたします。

予算特別委員長報告

議長（鯉渕秀雄君） 次に、予算特別委員会に付託されました議案第26号 平成21年度城里町一般会計予算についてから議案第34号 平成21年度城里町水道事業会計予算についての審議結果について、予算特別委員長から報告を求めます。

12番三村由利子君。

〔予算特別委員長三村由利子君登壇〕

予算特別委員長（三村由利子君） 予算特別委員会を代表しまして、委員長としての報告を申し上げます。

今期町議会定例会において予算特別委員会に付託されました議案第26号ないし議案第34号について、審査の経過と結果についてご報告いたします。

付託されました議案については、議案付託表により各所管常任委員会に審査をお願いいたしました。審査の結果について各常任委員長より報告がありましたので、申し上げます。

初めに、総務常任委員会は、3月24日午前10時から委員会室において開催し、議案第26号 平成21年度城里町一般会計予算所管分について審査を行いました。

審査は、予算書の歳入歳出事項別明細書により説明を受け、各委員からの質疑があり、執行部から答弁がなされました。審査の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

続いて、教育民生常任委員会は、3月25日午前10時から委員会室において開催し、議案第26号 平成21年度城里町一般会計予算所管分、議案第27号 平成21年度城里町国民健康保険特別会計予算、議案第28号 平成21年度城里町老人保健特別会計予算、議案第29号 平成21年度城里町後期高齢者医療特別会計予算、議案第30号 平成21年度城里町介護保険特別会計予算について審査を行いました。

審査は、予算書の歳入歳出事項別明細書により説明を受け、各委員からの質疑があり、執行部から答弁がなされました。審査の結果、全議案全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

続いて、産業建設常任委員会は、3月23日午前10時から委員会室において開催し、議案第26号 平成21年度城里町一般会計予算所管分、議案第31号 平成21年度城里町公共下水道事業特別会計予算、議案第32号 平成21年度城里町農業集落排水事業特別会計予算、議案第33号 平成21年度城里町簡易水道事業特別会計予算、議案第34号 平成21年度城里町水道事業会計予算について審査を行いました。

審査は、予算書の歳入歳出事項別明細書により説明を受け、各委員からの質疑があり、執行部から答弁がなされました。審査の結果、全議案全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

審査の過程において、委員会から出された主な質疑につきましては、お手元に配付してあります報告書をごらんいただきたいと思います。

以上、予算特別委員会委員長としての報告を終わります。議員各位のご賛同をよろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

議長（鯉渕秀雄君） 以上で、予算特別委員長の報告を終結いたします。

なお、別紙配付のとおり、平成21年度城里町議会予算特別委員会報告書が予算特別委員長より提出されましたので、後ほどご高覧をお願いいたします。

討 論

議長（鯉渕秀雄君） これより討論に入ります。

承認第2号に対する討論はございませんか。

〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

議長（鯉渕秀雄君） 討論なしと認めます。

議長（鯉渕秀雄君） 次に、議案第1号に対する討論はございませんか。

〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

議長（鯉渕秀雄君） 討論なしと認めます。

議長（鯉渕秀雄君） 次に、議案第2号に対する討論はございませんか。

〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

議長（鯉渕秀雄君） 討論なしと認めます。

議長（鯉渕秀雄君） 次に、議案第3号に対する討論はございませんか。

〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

議長（鯉渕秀雄君） 討論なしと認めます。

議長（鯉渕秀雄君） 次に、議案第4号に対する討論はございませんか。

〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

議長（鯉渕秀雄君） 討論なしと認めます。

議長（鯉渕秀雄君） 次に、議案第5号に対する討論はございませんか。

〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

議長（鯉渕秀雄君） 討論なしと認めます。

議長（鯉渕秀雄君） 次に、議案第6号に対する討論はございませんか。

〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

議長（鯉渕秀雄君） 討論なしと認めます。

議長（鯉渕秀雄君） 次に、議案第7号に対する討論はございませんか。

〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

議長（鯉渕秀雄君） 討論なしと認めます。

議長（鯉渕秀雄君） 次に、議案第8号に対する討論はございませんか。

[「議事進行」と呼ぶ者あり]

議長（鯉渕秀雄君） 討論なしと認めます。

議長（鯉渕秀雄君） 次に、議案第9号に対する討論はございませんか。

[「議事進行」と呼ぶ者あり]

議長（鯉渕秀雄君） 討論なしと認めます。

議長（鯉渕秀雄君） 次に、議案第10号に対する討論はございませんか。

[「議事進行」と呼ぶ者あり]

議長（鯉渕秀雄君） 討論なしと認めます。

議長（鯉渕秀雄君） 次に、議案第11号に対する討論はございませんか。

[「議事進行」と呼ぶ者あり]

議長（鯉渕秀雄君） 討論なしと認めます。

議長（鯉渕秀雄君） 次に、議案第12号に対する討論はございませんか。

[「議事進行」と呼ぶ者あり]

議長（鯉渕秀雄君） 討論なしと認めます。

議長（鯉渕秀雄君） 次に、議案第13号に対する討論はございませんか。

[「議事進行」と呼ぶ者あり]

議長（鯉渕秀雄君） 討論なしと認めます。

議長（鯉渕秀雄君） 次に、議案第14号に対する討論はございませんか。

[「議事進行」と呼ぶ者あり]

議長（鯉渕秀雄君） 討論なしと認めます。

議長（鯉渕秀雄君） 次に、議案第15号に対する討論はございませんか。

[「議事進行」と呼ぶ者あり]

議長（鯉渕秀雄君） 討論なしと認めます。

議長（鯉渕秀雄君） 次に、議案第16号に対する討論はございませんか。

[「議事進行」と呼ぶ者あり]

議長（鯉渕秀雄君） 討論なしと認めます。

議長（鯉渕秀雄君） 次に、議案第17号に対する討論はございませんか。
〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

議長（鯉渕秀雄君） 討論なしと認めます。

議長（鯉渕秀雄君） 次に、議案第18号に対する討論はございませんか。
〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

議長（鯉渕秀雄君） 討論なしと認めます。

議長（鯉渕秀雄君） 次に、議案第19号及び修正案に対する討論はございませんか。
〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

議長（鯉渕秀雄君） 討論なしと認めます。

議長（鯉渕秀雄君） 次に、議案第20号に対する討論はございませんか。
〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

議長（鯉渕秀雄君） 討論なしと認めます。

議長（鯉渕秀雄君） 次に、議案第21号に対する討論はございませんか。
〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

議長（鯉渕秀雄君） 討論なしと認めます。

議長（鯉渕秀雄君） 次に、議案第22号に対する討論はございませんか。
〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

議長（鯉渕秀雄君） 討論なしと認めます。

議長（鯉渕秀雄君） 次に、議案第23号に対する討論はございませんか。
〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

議長（鯉渕秀雄君） 討論なしと認めます。

議長（鯉渕秀雄君） 次に、議案第24号に対する討論はございませんか。
〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

議長（鯉渕秀雄君） 討論なしと認めます。

議長（鯉渕秀雄君） 次に、議案第25号に対する討論はございませんか。

[「議事進行」と呼ぶ者あり]

議長（鯉渕秀雄君） 討論なしと認めます。

議長（鯉渕秀雄君） 次に、議案第26号に対する討論はございませんか。

[「議事進行」と呼ぶ者あり]

議長（鯉渕秀雄君） 討論なしと認めます。

議長（鯉渕秀雄君） 次に、議案第27号に対する討論はございませんか。

[「議事進行」と呼ぶ者あり]

議長（鯉渕秀雄君） 討論なしと認めます。

議長（鯉渕秀雄君） 次に、議案第28号に対する討論はございませんか。

[「議事進行」と呼ぶ者あり]

議長（鯉渕秀雄君） 討論なしと認めます。

議長（鯉渕秀雄君） 次に、議案第29号に対する討論はございませんか。

[「議事進行」と呼ぶ者あり]

議長（鯉渕秀雄君） 討論なしと認めます。

議長（鯉渕秀雄君） 次に、議案第30号に対する討論はございませんか。

[「議事進行」と呼ぶ者あり]

議長（鯉渕秀雄君） 討論なしと認めます。

議長（鯉渕秀雄君） 次に、議案第31号に対する討論はございませんか。

[「議事進行」と呼ぶ者あり]

議長（鯉渕秀雄君） 討論なしと認めます。

議長（鯉渕秀雄君） 次に、議案第32号に対する討論はございませんか。

[「議事進行」と呼ぶ者あり]

議長（鯉渕秀雄君） 討論なしと認めます。

議長（鯉渕秀雄君） 次に、議案第33号に対する討論はございませんか。

[「議事進行」と呼ぶ者あり]

議長（鯉渕秀雄君） 討論なしと認めます。

議長（鯉渕秀雄君） 次に、議案第34号に対する討論はございませんか。

〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

議長（鯉渕秀雄君） 討論なしと認めます。

以上で討論を終結いたします。

採 決

議長（鯉渕秀雄君） これより採決に入ります。

承認第2号 専決処分第2号の承認を求めることについて（学校給食費請求事件訴訟）を採決いたします。

本案は原案のとおり承認することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（鯉渕秀雄君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり承認されました。

議長（鯉渕秀雄君） 次に、議案第1号 城里町課等設置条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（鯉渕秀雄君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議長（鯉渕秀雄君） 次に、議案第2号 城里町認可地縁団体印鑑条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（鯉渕秀雄君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議長（鯉渕秀雄君） 次に、議案第3号 城里町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（鯉渕秀雄君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議長（鯉渕秀雄君） 次に、議案第4号 城里町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（鯉渕秀雄君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議長（鯉渕秀雄君） 次に、議案第5号 城里町教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（鯉渕秀雄君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議長（鯉渕秀雄君） 次に、議案第6号 城里町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（鯉渕秀雄君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議長（鯉渕秀雄君） 次に、議案第7号 城里町国民健康保険条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（鯉渕秀雄君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議長（鯉渕秀雄君） 次に、議案第8号 城里町介護保険条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（鯉渕秀雄君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議長（鯉渕秀雄君） 次に、議案第9号 城里町公共下水道条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（鯉渕秀雄君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議長（鯉渕秀雄君） 次に、議案第10号 城里町公共下水道事業受益者負担に関する条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（鯉渕秀雄君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議長（鯉渕秀雄君） 次に、議案第11号 城里町特定公共賃貸住宅管理条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（鯉渕秀雄君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議長（鯉渕秀雄君） 次に、議案第12号 城里町嘗徳蔵住宅管理条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（鯉渕秀雄君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議長（鯉渕秀雄君） 次に、議案第13号 城里町収入印紙等購入基金条例の制定についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（鯉渕秀雄君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議長（鯉渕秀雄君） 次に、議案第14号 城里町介護従事者待遇改善臨時特例基金条例の制定についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（鯉渕秀雄君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議長（鯉渕秀雄君） 次に、議案第15号 城里町国民健康保険診療所医師住宅設置及び管理に関する条例の制定についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（鯉渕秀雄君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議長（鯉渕秀雄君） 次に、議案第16号 公の施設の広域利用に関する協議についてを

採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（鯉渕秀雄君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議長（鯉渕秀雄君） 次に、議案第17号 町道路線の廃止についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（鯉渕秀雄君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議長（鯉渕秀雄君） 次に、議案第18号 町道路線の認定についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（鯉渕秀雄君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議長（鯉渕秀雄君） 次に、議案第19号 平成20年度城里町一般会計補正予算（第5号）についてを採決いたします。

初めに、修正案について採決いたします。

議案第19号に対する修正案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（鯉渕秀雄君） 起立多数です。よって、修正案は可決されました。

ただいま修正議決した部分を除く原案について採決いたします。

修正部分を除く部分を原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（鯉渕秀雄君） 起立多数です。よって、修正部分を除く部分は原案のとおり可決されました。

議長（鯉渕秀雄君） 次に、議案第20号 平成20年度城里町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（鯉渕秀雄君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議長（鯉渕秀雄君） 次に、議案第21号 平成20年度城里町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（鯉渕秀雄君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議長（鯉渕秀雄君） 次に、議案第22号 平成20年度城里町介護保険特別会計補正予算（第3号）についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（鯉渕秀雄君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議長（鯉渕秀雄君） 次に、議案第23号 平成20年度城里町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（鯉渕秀雄君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議長（鯉渕秀雄君） 次に、議案第24号 平成20年度城里町農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（鯉渕秀雄君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議長（鯉渕秀雄君） 次に、議案第25号 平成20年度城里町水道事業会計補正予算（第3号）についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（鯉渕秀雄君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議長（鯉渕秀雄君） 次に、議案第26号 平成21年度城里町一般会計予算についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（鯉渕秀雄君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議長（鯉渕秀雄君） 次に、議案第27号 平成21年度城里町国民健康保険特別会計予算

についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（鯉渕秀雄君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議長（鯉渕秀雄君） 次に、議案第28号 平成21年度城里町老人保健特別会計予算についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（鯉渕秀雄君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議長（鯉渕秀雄君） 次に、議案第29号 平成21年度城里町後期高齢者医療特別会計予算についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（鯉渕秀雄君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議長（鯉渕秀雄君） 次に、議案第30号 平成21年度城里町介護保険特別会計予算についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（鯉渕秀雄君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議長（鯉渕秀雄君） 次に、議案第31号 平成21年度城里町公共下水道事業特別会計予算についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（鯉渕秀雄君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議長（鯉渕秀雄君） 次に、議案第32号 平成21年度城里町農業集落排水事業特別会計予算についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（鯉渕秀雄君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議長（鯉渕秀雄君） 次に、議案第33号 平成21年度城里町簡易水道事業特別会計予算についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（鯉渕秀雄君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議長（鯉渕秀雄君） 次に、議案第34号 平成21年度城里町水道事業会計予算についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（鯉渕秀雄君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

以上で採決を終結いたします。

陳情第1号 「協同労働の協同組合法（仮称）」の速やかな制定を求める意見書に関する陳情書

陳情第2号 消費者行政の抜本的拡充を求める陳情書

議長（鯉渕秀雄君） これより陳情の審査に入ります。

お諮りいたします。

陳情の議案朗読は省略したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（鯉渕秀雄君） ご異議なし認めます。よって、陳情の議案朗読は省略することに決定しました。

日程第42、陳情第1号 「協同労働の協同組合法（仮称）」の速やかな制定を求める意見書に関する陳情書及び日程第43、陳情第2号 消費者行政の抜本的拡充を求める陳情書を議題といたします。

本案は、3月17日に産業建設常任委員会に付託されていたものであります。産業建設常任委員長の報告を求めます。

6番産業建設常任委員長飯村吉伊君。

〔産業建設常任委員長飯村吉伊君登壇〕

産業建設常任委員長（飯村吉伊君） 産業建設常任委員会を代表し、3月17日に付託されました陳情第1号 「協同労働の協同組合法（仮称）」の速やかな制定を求める意見書に関する陳情書、陳情第2号 消費者行政の抜本的拡充を求める陳情書の審査結果についてご報告いたします。

3月23日、本委員会を開催し、陳情内容について審査いたしました。その結果、陳情第

1号については、現在働きたくても働く場所がないなどの困難を抱える人が増大するなど、社会不安が深刻さを増しています。そのような中、組合に参加する人すべてが協同で出資し、協同で経営し、協同で働く形をとっている協同労働の協同組合は、働くことを通じて人と人とのつながりを取り戻し、コミュニティの再生を目指す活動をしており、国内では10万人以上いるといわれています。根拠法がないなどまだ社会に理解が低く、活動を活発にしていくためには法制度の整備が必要ですが、慎重に審議するため、閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

次に、陳情第2号については、近年さまざまな消費者被害が後を絶たない状況にあり、地方自治体の消費者センターには多くの被害相談が寄せられています。しかし、地方自治体を取り巻く社会経済環境は厳しさを増しており、消費者行政予算は年々削減されていますが、国において消費者庁設置関連法案を審議中であり、国の動向を見ながら慎重に審議するため、閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

議長においてお諮り願います。

議長（鯉渕秀雄君） お諮りいたします。

陳情第1号及び陳情第2号は、ただいまの産業建設常任委員長のご報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（鯉渕秀雄君） ご異議なしと認めます。よって、陳情第1号及び陳情第2号は閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

- 報告第 1号 城里町認可地縁団体印鑑条例施行規則の一部を改正する規則
- 報告第 2号 城里町財務規則の一部を改正する規則
- 報告第 3号 城里町建設工事執行規則の一部を改正する規則
- 報告第 4号 城里町保育料徴収規則の一部を改正する規則
- 報告第 5号 城里町国民健康保険診療所条例施行規則の一部を改正する規則
- 報告第 6号 城里町指定地域密着型サービス事業所及び指定地域密着型介護予防サービス事業所の指定等に関する規則の一部を改正する規則
- 報告第 7号 城里町特定公共賃貸住宅管理条例施行規則の一部を改正する規則
- 報告第 8号 城里町国民健康保険診療所医師住宅設置及び管理に関する条例施行規則
- 報告第 9号 城里町定額給付金給付事業実施要綱
- 報告第10号 城里町3人っこ家庭応援事業実施要綱
- 報告第11号 城里町子育て応援特別手当支給事業実施要綱
- 報告第12号 城里町高齢者福祉計画及び第4期介護保険事業計画
- 報告第13号 茨城県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙に関する規則（茨城県後期高齢者医療広域連合規則第1号）の全部を改正する規則

報告第14号 例月出納検査報告（12月、1月、2月執行分）

議長（鯉渕秀雄君） 次に、日程第44、報告第1号 城里町認可地縁団体印鑑条例施行規則の一部を改正する規則から日程第57、報告第14号 例月出納検査報告については、後ほどご熟読を願います。

以上で、今期定例会に付議されました議案はすべて議了いたしました。

町長あいさつ

議長（鯉渕秀雄君） ここで、町長より特に発言を求められておりますので、この際、これを許可いたします。

町長阿久津藤男君。

〔町長阿久津藤男君登壇〕

町長（阿久津藤男君） 平成21年第1回議会定例会の閉会に当たり、一言ごあいさつを申し上げます。

このたびの町長選挙等の日程から、本定例会は通常より1週間程度おくれての開催となりましたが、去る17日にご提案いたしました議案について、本日可決をいただき、厚くお礼を申し上げます。また、各議案につきましては、特別委員会の設置や質疑等により慎重審議の上貴重なご意見、ご質問等をいただき、重ねてお礼を申し上げます。これらの貴重なご意見等につきましては、今後の町政執行の中で十分検討させていただきたいと考えているところであります。

国内外を問わず、地球規模の大不況の到来を迎え、世界レベルでの構造改革や新たな産業へのシフトを模索しておりますが、我が城里町においては、定額給付金の効果はもとより、国におけるより効果のある次なる経済対策の実行をお願いしたく、考えているところであります。

あさってからは4月に入り、新年度を迎えることになりますが、可決をいただきました新年度の予算の速やかな執行を目指し、執行部一丸となって町発展のため邁進する覚悟であります。どうか議員各位におかれましても、引き続きご指導ご鞭撻を賜りますようお願いいたします。

なお、農事繁忙の時期を迎えますが、議員各位におかれましてはご自愛いただき、引き続き町政の進展にご活躍されますようご祈念申し上げます。

最後になりますが、会期中に賜りました貴重なご意見等に衷心よりお礼を申し上げ、閉会に当たりましての私のあいさつといたします。

大変ありがとうございました。

議長あいさつ

議長（鯉渕秀雄君） 閉会に当たり、一言ごあいさつを申し上げます。

議員各位には、会期中終始熱心なるご審議と、議会運営には格別なるご配慮を賜り、ここに全議案を審議し、終了できることを心からお礼と感謝を申し上げます。

執行部におかれましては、新年度予算等の執行に当たり、議員各位からのご指摘、また、提案されました各種事務事業については十分研究をされ、効果的な住民福祉の向上に尽力されることを望みます。

閉会の宣告

議長（鯉渕秀雄君） 以上で、平成21年第1回城里町議会定例会を閉会いたします。

大変ご苦労さまでございました。

午後 2時55分閉会